

「杉並区みどりの基本計画」の改定について

令和8年3月15日に「杉並区みどりの基本計画」（以下「計画」という。）の改定案を公表し、区民等の意見提出手続を実施しました。その結果等を踏まえ、計画の一部を修正の上、以下のとおり計画を改定しましたのでご報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 実施期間

令和8年3月15日（日）から4月14日（火）まで（31日間）

(2) 公表方法

①広報すぎなみ（令和8年3月15日号）及び区公式ホームページ

②文書による閲覧

（みどり公園課、区政資料室、区民事務所、図書館）

(3) 意見提出実績

総数 55 件（個人 55 件） 延べ 151 項目

（窓口 2 件、ホームページ 49 件、メール 4 件）

2 提出された区民等の意見全文及び区の考え方等

(1) 区民等の意見全文及び区の考え方

別紙1 「杉並区みどりの基本計画（案）に対する区民等の意見及び区の考え方」
のとおり

(2) 改定案の修正一覧

別紙2 「杉並区みどりの基本計画（案）の修正一覧」のとおり

3 改定後の計画

別紙3 「杉並区みどりの基本計画」のとおり

4 その他

(1) 令和8年6月15日に区公式ホームページ等で公表予定

(2) 計画の概要をまとめた「概要版」を作成予定

※参考資料：区民等の意見提出手続きを踏まえた主な対応（概要）

杉並区みどりの基本計画(案)に対する区民等の意見及び区の考え方

※網掛けの部分は、計画に反映させた区民等意見

※提出された区民等意見は、原則として原文のまま掲載

※枝番は、同一人物から複数の意見があった場合に記載

意見 番号	枝番	意見(全文)	区の考え方
1	—	<p>これは半永久的な施策。 「公園等の植栽地には、むやみに入らないように します。」←単に樹木を残すだけではNGであ り、ヒトが立ち入れない場所を作る必要がある。 単に樹木を残すだけでなNG。 武蔵野市との二重生活で某市立公園の下部の 生態系がないのが気になって、立入禁止ゾー ンを設けるべきと役所に意見するも聞く耳持たず。</p>	<p>生物多様性に配慮したみどりの保全の観点か ら、植栽地への人の立ち入りを制限することは 重要であると認識しております。そのため、希 少な植物の保護を行っている三井の森公園等 の一部の公園では、立入禁止区域を設けてい ます。</p>
2	—	<p>治水対策として必須である。 下水に雨水が流入しない様に多方面からの対策 が急がれる。 他部署の案件だろうが、道の舗装を透水性にす るのが効果的。</p>	<p>治水対策や雨水の適切な処理の重要性につ いては、区としても重要な課題であると認識し ており、「健全な水循環の促進」を取組の一つ に位置付けています。道路の舗装について は、改修工事に合わせて計画的に透水性舗装 にしていきます。</p>
3	—	<p>生物多様性の面から緑を見ている。 武蔵野市との二重生活で、玉川上水の樹木がク レーマーに伐られているという実態を嫌というほ ど見ているので興味深い。 樹木を残すには必須である。 樹木クレーマーは強烈であり、(杉並もそうだと思 うが)生物系職員が不在で、緑担当は土木職で ある。 メンタリティ的に不適格な職員が彼等の言いなり に伐っている。 海外では定期的に行政が落葉除去を行っている。</p>	<p>公園の維持管理は、造園職を配置した部署で 行っております。また、一部の公園では、専門 家の意見を聴きながら植栽管理を行っておりま す。 なお、いただいたご意見を踏まえ、生物多様性 について、より分かりやすい記述に修正(計画 P58)するとともに、緑化指導においても、生物 多様性についての記述を追加します(計画 P49)。</p>
4	1	<p>「演出」ではなく「実利」を伴う暑さ対策への転換 計画案では「クールスポットの創出」や「屋上緑 化」が挙げられていますが、住民が真に求めている のは、一部の施設での涼しさではなく、生活に 直結するインフラの充実です。ミスト装置などの 一時的な設備に予算を投じるのであれば、その</p>	<p>本計画では、みどりによる暑熱緩和の取組を進 める中で、樹木の健全な育成とその機能の発 揮に配慮していく考え方を整理していますが、 いただいたご意見を踏まえ、木陰を創出するこ とやみどりのベルトづくりでの暑熱対策につい て、より分かりやすい記述の追加及び修正しま</p>

		分を水道料金の低減や、区内各所への「高度な浄水機能を備えた給水スポット」の設置に充てるべきです。よく備蓄以外の目的でペットボトルや有料給水所で水が購入されています。それを買わずに済む環境こそが、経済的かつ究極のプラスチックごみ削減であり、実用的な環境施策に繋がると思います。	す(計画 P46,50,61)。また、改定の視点においても、気候危機についてより分かりやすい記述となるように修正します(計画 P21)。
	2	街路樹・植栽管理と「ゴミ問題・安全」の連動 計画案には「みどりの質の向上」が謳われていますが、現状、植え込みがゴミ捨て場化したり、視認性を妨げて事故のリスクを高めたりしている箇所が見受けられます。ただ「緑を増やす」だけでなく、地元店や住民が管理に主体的に関われる仕組み(管理型ゴミ箱の併設や、視認性を確保した剪定ルールなど)を「運用」の段階から具体化してください。住人が自主的に動けるように教育していくことが大事かなと思います。	本計画では、住民がみどりに関する取組に関わることの重要性を認識し、区民等によるみどりの取組を推進する「みどりへの行動」を基本方針として掲げています。そのため、各取組においては、区民等の関わり方の例を記載するとともに、みどりに関する取組主体の形成を促進することとしています。 なお、いただいたご意見を踏まえ、公園改修後にボランティアへの参加を促すことの記述の修正(計画 P52)と、区とボランティア団体が協働してみどりの維持管理に携わる記述の修正(計画 P68)をするとともに、樹木が通行の妨げにならないことを含めた安全性の確保についての記述に修正します(計画 P46,61,81)。
	3	集合住宅(管理会社)への踏み込んだ指導 「民間の緑化推進」に関連し、管理会社が「住民同士で解決してください」と責任を放棄するような物件では、良好な地域コミュニティ(みどりの保全)は育ちません。かなり難しいと思いますが区は、管理会社に対し、住民同士の対話を促進し、地域の環境維持に寄与するよう、より強い指導・指針を示してほしいです。そうすれば自然にクレームや事故が多い物件はこの町を避けるようになるかなと思います。	民有地におけるみどりの管理の重要性についてのご意見は、区としても認識しています。本計画では、所有者や管理者の理解と協力を得ながら、みどりの保全を進めていくこととしており、引き続きみどりの維持管理に関する普及啓発や連携を図っていきます。
5	一	樹木を伐採する計画全てに反対します。「緑の区杉並」という自慢気なキャッチフレーズは今やウソに」なっています。阿佐ヶ谷のけやきの森は伐採されました。善福寺川治水と称して、区自慢の貴重な巨木繁る緑地公園が巨大工事のために破壊されようとしています。温暖化が深刻になっている今、大きい樹木は道路の日射を防ぎ、公園を涼しくし、雨水を吸収して洪水を防いでくれるのです。緑を大切にすると称して木々を伐採する緑地計画は反対です。 灌木やハナミズキなどの低木、そして芝や花壇	大規模開発や治水事業において、樹木がやむを得ず伐採されていることは、区としても認識しております。そのため、このような事業実施の際は、移植の検討も含め可能な限り樹木は残し、伐採は最小限となるよう求めてまいります。

		は、温暖化対策にはなりません。	
6	—	道路拡幅や新設を目指す現在の都市計画道路計画に反対です。都市計画道路案の本質は、「車が通行しやすい」ことですね。安心・安全は工事をしたい行政の口実で、車に便利で車量が多くなる拡幅道路は、住民の交流を分断してしまいます。信号まで歩かないと対側の住民や店主と付き合いにくい、つまり道路で街が分断されます。日常的に、道路両側を自由に歩いて行き来し、個人商店を覗いたり喋ったり子どもも気楽に行き来できて両側の住民のだれかれが見守れる人々が親しめる暖かい街暮らしのためには、拡幅されて通過するだけの車が疾走する道路はかえって危険です。住民に冷たい無機的街になってしまいます。	いただいたご意見については、都市計画道路事業へのご意見として、所管部署に共有させていただきます。
7	—	「計画案」がいかようなものか知らないまま申し上げます。的外れならお許しください。 昔から「落ち葉は、(その木の)根本に返せ」という言い伝えがあります。拙宅の近くの「馬橋公園」は、管理の人が落ち葉をかき集め、他所に廃棄するため、木々の根が露出し、みすぼらしい姿です。樹形も、園芸的に切られるため、本来の樹形を楽しめません。 「過管理」という言葉があるかどうか知りませんが、明らかに、管理が素人っぽい。例えば新宿御苑のような、武蔵野の風情さえ感じさせる「管理」を願いたいと思います。	公園管理における「みどりのリサイクルの視点」や「自然樹形を意識した剪定」に関するご意見として、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	—	課題のタイトルは<継続>とあるので現状改善の期待が持てない。新たな団体の立ち上げを目指す、とあるが新しい具体的な施策を示して欲しかった。立派な「基本計画(案)」だが「目指す」とか「検討する」は政治家用語、お役所用語では「議論はしますが実行しません」に等しいという。是非、「見える形で実行」していただきたい。 ボランティア活動をする人々、特にリーダー層の高齢化が目立ち、このままでは現在のリーダー引退後は各団体の存続が危ぶまれる。新しいリーダーの育成策を示して欲しい。高齢者は年々増加しているはずだが、物価高や雇用年齢の引き上げに伴い、ボランティア活動を開始する年齢も60歳から70歳へ上がりつつあり、ボランティア活動に新たに参加する人はそれほど増えてい	「みどりへの行動」に関する取組では、協働や担い手確保、情報発信の拡充を進めていくこととしています。いただいたご意見については、今後の参考としながら、本計画の考え方に基づき、区民や事業者など多様な主体がみどりの取組に関われる環境づくりを進めていきます。

	<p>ないのではないか。</p> <p>また、昨年4月の杉並区のみどり公園課の組織再編と要員配置はボランティアの施策について軽視または消極的と言わざるを得ない。樹木医の資格保有者など専門家が複数いるはずだが、事業企画グループに配属され、公園ボランティア活動の維持管理を担っている運営グループは、ベテランの定年退職はやむを得ないが、経験が乏しい新人や他部署からの人材だけなので、担当者は従来の活動を維持「継続」することで手一杯で、新しい施策への「拡充」には消極的にならざるを得ない状況だとみています。自力で出来ないのであれば、他部署や外部機関との連携により負担軽減し、拡充策を進めて欲しい。</p> <p>(担当部署の専門性、継続性とNPOなど外部委託)</p> <p>三鷹市の成功事例として、「NPO 花と緑の三鷹創造協会との連携」があるので調査してみてもどうか。年間5000万円の補助金と年間6000万円の受託事業収入を得て、三鷹市在住の元大学教授の理事長と若手スタッフ(三鷹市からの出向者を含む)が専門的に、継続して様々なイベントを行っている。</p> <p>参加者の増加、リーダーの育成、活動の指導までNPOに委託し、運営グループはNPOの監督を行う。既存のNPOはスタッフも高齢者が多いと思うが、三鷹市の事例を参考にして補助金を出した上、事業を拡張し、若いスタッフの発想と活力に期待したい。</p> <p>(現役世代のボランティア参加促進)</p> <p>今まではボランティア参加者の多くは退職後の高齢の男性か子育てが終わった女性が担ってきた。また、活動日も公園の閑散期である平日が多い。今後は土日の活動を推奨することで現役世代の中高年でも再雇用の高齢者でも参加が容易になるのではないか。</p> <p>(ボランティア募集の人材バンク設置と広報について)</p> <p>これとは別に、運営グループまたは委託先で、ボランティア登録希望、変更がスマホから随時できるマッチング・サイト、人材バンクの登録ができるしくみづくりをお願いしたい。</p>	
--	--	--

		<p>杉並区には「すぎなみみどり育て組」や「花咲かせ隊」などの良い制度があり、広報すぎなみなどで案内されているが、要件を満たした団体を受け付けて許可するだけである。要件である構成員5人を集めるしきみがなく、有志5人を集めることは難しいのが実情だと思う。特に、核となるリーダーを引き受ける人材がいないと組織化できない。また、区のホームページやパンフレットで「公園マップ」は公開されているが、43団体のすぎなみみどり育て組どの公園で活動中なのか、募集中なのか、非募集中なのか公開されていない。すぎなみみどり育て組の活動が多くの区立公園に広がれば、中木、低木の剪定のための費用(税金)は節減でき、NPOへの補助金や委託費用もある程度まかなえるかもしれない。</p> <p>なお、杉並区ボランティア・センターと連携してメンバー募集の「掲示版」に「みどりのボランティア特設掲示版」を設け活用する案もあるが、これを「広報すぎなみ」などで春秋などに繰り返し区民に周知する必要がある。また、地元の区立公園は地元の住民が中心になって大切に管理するのが基本だと思うので、各地域の自治会に協力を要請して、「回覧板、掲示版」を利用し募集受付まで委託できれば、さらに効率的、効果的だと思う。</p>	
9	—	<p>率直な感想として、区民の貴重な財産として自然保全、広い土地の確保は必要だが、一部の資産家の財産保護にもなっているのではないかと、逆に多くの低所得者の狭小地の放置樹へ支援策についても本編のどこかで考えて欲しいと思いました。</p> <p>(資産家の保護?)</p> <p>大規模な屋敷林や農地は貴重な資産であり、防災、災害時の避難場所としても転用できるので保全する方針は理解できる。しかし、税金やボランティアの労力を使って資産家の相続を支援することにもなるので疑問が残る。モデル地区での取り組みを見守りたい。農地については区内で営農する意義はあるのか? 限界があるのではないかと、と思う。</p> <p>(低所得者への支援)</p> <p>一方で、区民の高齢化に伴い、空き家が増え、</p>	<p>屋敷林や農地の保全については、公平性への配慮が必要なことは区としても認識しております。一方で、屋敷林や農地は、良好な景観形成、生きものの生息場所の確保、防災・減災等、都市環境を改善するような公共的な機能も有しています。そのため、このような効果についても普及・啓発していきます。</p> <p>また、維持が困難となったみどりの管理についてのご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

		<p>低所得者宅の放置樹の対策も必要ではないか。</p> <p>業者に剪定を依頼する金銭的余裕が無いという事例がケア 24 の職員あるそうだが、介護保険等の対象ではないため困っていると聞く。防犯上、防災上、街の美観の観点から支障枝、不要枝の剪定は周辺住民にとっても望まれる。中木や高木の低い枝数本ならば、シルバー人材センターの「猫の手」事業(有料)もあるが、公園で剪定活動をしているボランティア団体に協力を求めてはどうか。</p> <p>都市整備部の部門内の課題としてだけでなく、福祉部門との連携が必要な課題として広く捉え、みどり公園課は樹木剪定のボランティア人材の拡充策も併せて進めていただきたい。</p>	
10	—	<p>屋敷林を守ることはとても重要ですが、住宅が密集している杉並区では、住宅の庭にある緑を受け継いでいくことも重要だと考えます。いつも住宅が解体され、庭に生えていた緑も一掃され更地になる姿を見て心を痛めています。きっと、そのみどりはその家主とともに長い時間を過ごして街の景観となっていたらうに。そのようなみどりをツリーバンクという形で区が積極的に支援し、新たな貴い手の元で生かされるような仕組みが回ると区の緑被率も向上して行くと思うので、ぜひご検討願います。</p>	<p>区では、建替え等によりやむを得ず手放される樹木のうち、公共施設への移植が可能なものについては、寄附を受けて活用する取組を既に行っています。また、住宅解体後に更地とせず、みどりを残していただけるよう、緑化計画制度の中で既存樹木を評価・優遇し、可能な限り継承されるよう誘導しています。今後も、既存の仕組みを活用しながら、みどりが次の世代へ引き継がれるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見を踏まえ、みどりと景観のつながりについて、より分かりやすい記述の追加及び修正します(計画 P49,63)。</p>
11	—	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>柏の宮公園の草地広場内は犬の立ち入り禁止にして欲しい。</p> <p>幼稚園児や小さい子供が座ったり、ころがったりしているのを見ると、犬の糞尿が心配になる。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の公園の維持管理に当たっての参考とさせていただきます。</p>
12	—	<p>なにより地球温暖化などの酷暑に対応するために町なかの高木、街路樹を健全なかたちで大きく育てて樹冠形成を広げるという課題が世界規模で取り組まれているいま、「みどり豊かな住まいのみやこ」を謳う杉並区はいまどのような取り組みをしているのでしょうか、注目しています。</p> <p>このたびの北口道路拡幅の再開発にあたって、ぜひとも街路樹の選定など専門家を交えて検討されますことを念じています。</p> <p>みどり豊かな、と謳う杉並区ですのでいまからで</p>	<p>樹冠形成による暑熱対策は、重要であると認識しております。公園整備の際には、木陰を創出する観点からも植栽する樹木の検討を行ってまいります。また、樹木の健全な育成については、生育空間の確保が重要な課題であると認識しております。そのため、いただいたご意見を踏まえ、樹木管理において生育空間の確保に関する記述を追加(計画 P46)するほか、改定の視点においても気候危機についてより分かりやすい記述となるよう修正します(計画</p>

		も精いっぱい有効な施策を講じていただきたく、どうぞよろしく願いいたします。	P21)。 なお、道路拡幅の再開発に当たってのご意見については、整備検討の際の参考とさせていただきます。
13	1	<p>計画期間があまりに短すぎませんか？20年後を見越した10年間の計画とすることが一般的です。都市マスと計画年度を整合させることは必ずしも必須ではないはずですが。</p> <p>計画期間を整合させる＝都市マスの内容に追従する建付けとなるため、都市マスに記載のある内容以上のことを本計画で記述することが期待できなくなります。</p> <p>たとえば、令和17年までの計画とすれば、逆に都市マスの次回改訂時に本計画を参照した計画となることが期待できるのではないのでしょうか。また計画期間が短すぎると、直近で実現可能な施策、あるいは実施確度の高い施策しか記述できなくなります。事実、公園行政の取組は官民連携が浸透しているにも関わらず、区のみで実施可能な取組の記述に限定されているように見受けられます。</p> <p>これだと既にスケジュールに乗った事業を羅列した文章にすぎません。果たしてこれは計画と呼べるのでしょうか。計画期間の延長を強く希望します。</p>	<p>計画期間を令和12年度までとしたのは、「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」等の上位・関連計画との整合を確保するためです。</p> <p>しかし、みどりの生育や環境の変化については、長期的な視点が不可欠であることから、計画の内容としては、短期的に実現可能な施策のみを記載したのではなく、これまで進めてきたみどりに関する基本的な考え方や方向性を継承した長期的な視点での施策内容としていきます。令和12年度には、計画期間としての一つの終期を迎えるものの、社会経済環境の変化に合わせた指標・数値目標の見直しや、実施状況の評価に基づく施策の調整などを中心に調整・更新を行うことを想定しています。</p>
	2	<p>みどりのボランティアの参加人数・団体の状況も経年の変動グラフの掲載が必要です。時点の表記のみだと、みどりに関するボランティアが増えているのか減っているのか状況がよくわかりません。また可能なら構成員の年齢構成も提示が望ましいです。どのような属性の方がボランティアに積極的に参加しているかはボランティアへの参加を検討する方にとっても有益な情報です。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、近年のボランティア団体数、人数の推移のグラフを追加します(計画P17)。</p>
	3	<p>「課題2 公共のみどりの量を増やし、質の向上を図る必要がある」</p> <p>上記タイトルについて、「公共」に限定する理由はなんのでしょうか？今後、財政の余裕がなくなることが明らかな中、緑地の確保・維持には官民連携が不可欠です。したがって、民間による緑化を推進するため課題や視点の追記が必須です。</p> <p>また、視点でも「公共のみどりを量・質ともに充実させ、民有のみどりに広げる」とありますが、民間</p>	<p>区内のみどりの7割を民有のみどりが占めている杉並区において、民有のみどりの保全・創出はとても重要であると認識しております。そのため、課題1で民有のみどりに関する課題と改定の視点(方向性)を整理しています。</p>

	のみどりも質・量を充実させてもよいのではないのでしょうか。官が緑地を整備し、民間がそれに追従していくという考え方は古いです。官民で協働して量・質を確保することが適切です。	
4	「相続に伴う土地売却時等に公有地として取得することができれば、公園や公共施設として活用できます。」とありますが、昨今のトレンドと乖離した考えではないのでしょうか？土地を購入し、公園化または緑化すれば終わりではなく、相応のランニングコストがかかることから、民間(法人・個人)が自発的に緑化を行うような施策の設定が望まれると考えます。そもそも、きわめて実現性の低い、一人当たり公園面積 5 m ² を根拠に、用地取得を強化することは、コストパフォーマンスの観点から適切な方針とは思えません。これを目標に設定し続けることに意味はあるのでしょうか？例えば OECD 等を含めた一人当たりの緑被率などの指標の方が現実的かつトレンドに即した目標ではないのでしょうか。時代に即した目標値の設定を強く希望します。	一人当たりの公園面積は、都市公園法の参酌基準を参考に、杉並区公園条例で定めております。ご意見として示された民間主体による緑化の促進や、指標の考え方については、今後の制度運用や取組の参考としていきます。
5	視点「〇区民・事業者との連携強化:公共施設の緑化を契機として、地域住民や法人等と協働した緑化活動、維持管理を推進します。」とした方がわかりやすいです。	いただいたご意見を踏まえ、記述を追加します(計画 P20)。
6	改定の視点(方向性)の、「公共のみどりを量・質ともに充実させ、民有のみどりに広げる」について、公共の取組に限定し過ぎであるため、民間事業者の取組も抱合した、表現の修正が必要と考えます。	意見番号 13-3 と同様
7	[基本方針 I]みどりの充実にて Park-PFI などの官民連携は記載しないのでしょうか。(I-2-3にて官民連携の導入検討を明示)	官民連携の考え方は、重要であると認識しておりますが、Park-PFI 以外にも様々な手法があるため、民間活力の導入という表記でまとめています。なお、いただいたご意見を踏まえ、記述を追加します(計画 P50)。
8	計画(案)全体を通して、公園・緑地の維持管理費の縮減に向けた方針が見えない。今後の最重要課題であるため、基本方針として「みどりの持続(維持管理費の縮減や地域住民等との協働による持続可能な公園運営)」を項目建てしてはどうでしょうか。維持管理費の縮減に言及しなくても良いほど杉並区の緑行政はお金に余裕があるのででしょうか。	区で管理する公園施設が増加する中、維持管理費の縮減に向けた取組も重要であると考えています。そのため、施設の再配置や民間活力の導入などの検討を行い、維持管理費縮減に向けた取組を検討していきます。

9	<p>緑被率の向上に向けた取り組みに、民間事業者が積極的に緑化を図るような内容を盛り込むべきです(緑化指導の充実だけでは非常に弱いです)。</p>	<p>民間事業者による緑化施策については、杉並区みどりの条例に基づき提出を義務付けている「緑化計画」を基本として進めています。</p> <p>なお、緑化計画以外の取組についても、地区計画を活用した緑化率の設定など、他自治体の事例を参考にしながら、今後の取組の中で検討してまいります。</p>
10	<p>第4章で示される取組の内容の一番はじめの項目が「地域で支える屋敷林等の保全(拡充)」で良いのでしょうか？杉並区が特に力を入れたい取組は序盤にもってくるなど、掲載順を再考すべきです。</p>	<p>取組の掲載順については、計画全体の構成を踏まえて整理しています。</p>
11	<p>屋敷林を特別緑地保全地区に指定した後に、所有者から買入れ要請があった場合の予算はあるのでしょうか？仮にその予算があったとして、緑地の質・量の向上に向け、ほかの用途に予算を使用すべきではないでしょうか。仮に、屋敷林の保存が重要な取組であるならば、バックデータを第2章で十分に解説すべきです。(資料編では充実している)</p>	<p>本計画は、資料編に掲載している「杉並区緑地保全方針」に示された考え方や分析を踏まえ、その内容を包含する形で整理した計画としています。屋敷林については、民有地のみどりが区内のみどりの7割を占めるという特性を踏まえ、将来にわたり守り、継承していくべき重要なみどりの一つとして位置付けています。</p> <p>なお、特別緑地保全地区の指定に伴う用地取得や財政的な対応については、国や東京都の補助制度などの活用も含め検討することとし、いただいたご意見を踏まえ、記述を追加します(計画 P20)。</p>
12	<p>樹木の維持管理に向けた区の取組として「公園などの公共施設の樹木は、施設管理者が中心となって日常の目視による確認を徹底し」とありますが、デジタル技術の活用は一切考えないのでしょうか？樹勢を区民にオープンできれば、危険木の伐採への理解が進むと思いますのでシステム構築に関する追記を願います。</p>	<p>樹木の適切な維持管理や安全対策について、デジタル技術の活用は重要な視点であることから、いただいたご意見を踏まえ修正します(計画 P46)。また、区民への樹木の状態の公開については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>農業ボランティアだけでなく、農業者そのものを増やす取組はなされないのでしょうか。(営農希望者とのマッチング等)</p>	<p>営農支援として、農業ボランティアのほか、農業者個々のニーズに応じて、営農活動支援費の助成、農業体験農園の開設・運営の支援等を実施しています。また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく、農地所有者と借受人での生産緑地の貸借なども活用して、都市農地の保全に取り組んでいます。</p>
14	<p>「緑化啓発の一環として、区民へ苗木や草花を配布するため、農業生産者団体に苗木等の育成を委託します。」とありますが、果たしてこれが普及啓発としてベストな取組でしょうか。これ以外</p>	<p>緑化の普及啓発については、本計画において複数の取組を位置付けています。苗木等の育成については都市農地の保全強化の一つの取組としています。</p>

	の取組も考え、掲載願います。	
15	区取組に「区民農園の運営を行い、農にふれあう機会を提供します。」とありますが、区民農園は平均倍率 2.2 倍と人気が高く、意向はあっても区民農園を利用できていない方が大勢いると思います。したがって、農に触れ合う機会を提供するという方針を立てるのであれば、区民農園の拡充計画について記載すべきです。	I-1-4 において、「生産緑地地区の買い取りの申し出が行われた場合は、区民農園や農業公園、農福連携農園等の新設を検討します。」と記載しております。
16	I-1-1 と I-1-5 の内容がほとんど重複しています。まとめて良いのではないのでしょうか。	I-1-1 では屋敷林の保全についての取組を、I-1-5 では制度上安定した緑地の確保についての取組を整理し、記載しております。
17	緑化指導により整備された緑地が維持されているかをモニタリングする必要があると思います。庁内のモニタリングの体制構築まで言及すべきです。	緑化指導によって整備された緑地の維持については、重要な視点であると認識しています。維持状況の把握や体制のあり方については、今後の取組の中で検討していきます。
18	公園空白地域を図示すべきです。(第2章が適切か。資料編には掲載があるがすぎはちや阿佐ヶヶ谷けやき公園が整備されているのに更新されていない。)	いただいたご意見を踏まえ、公園の不足地域を把握できるよう、図を追加します(計画 P50)。なお、資料編に掲載している「多世代が利用できる公園づくり基本方針」につきましては、方針策定時のものを資料として掲載しているため、内容を更新する予定はございません。
19	区民等の関わり方(例)にて「公園等の適正な利用(公園ルールなど)に協力します。」とありますが、親しまれる公園とするには、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」でも示されるように、公園利用ルールの弾力化が必要です。区の夏季の花火利用は評価しますが、それ以外のルールも公園ごとに定められるような取り組みや、公園協議会の組成によるルール作りなどの枠組みの設定が必要です。そうした取組を計画に盛り込んでください。	公園利用のルールや運用のあり方に関するご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
20	区民等の関わり方(例)にて「ワークショップやオープンハウス型説明会等へ参加します。」とありますが、これらイベント開催について、杉並区側からの積極的な広報が必須です。現状では満足していないと考えます。したがって後方に関する取組を追記願います。	区民参加型の取組を進めるに当たっては、事業毎の内容や規模等を踏まえ、広報すぎなみや区公式 SNS での発信、該当地域へのチラシ配布、現地掲示等を実施しています。広報に関する取組についてのご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
21	区民等の関わり方(例)にて「花咲かせ隊」などが言及されていますが、入隊要件である、構成員 5 人以上が住民のボランティア参加の障壁になってませんか。杉並区は一貫して世帯数が増加(おそらく単身の増加)しているため、少数で	ボランティアに関する参加要件のあり方についてのご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

	もボランティアに関われるよう入隊条件の変更が必須と考えます。これらボランティアの参入障壁の調査や要件変更を行う旨を計画内に追記してください。	
22	「Ⅰ-2-5 安心・安全な公園の維持管理」は主に公園施設の長寿命化について言及した項目ですが、ここにも、Ⅰ-2-4 で示したような群として公園をとらえた機能の分担・補完について言及した方が良いのではないのでしょうか。(R7 改訂版の公園施設長寿命化計画策定指針(案)にも機能の集約が示されるため)	公園を群として捉えた機能分担や補完、更新の考え方については、ご指摘のとおりⅠ-2-4に整理しております。 Ⅰ-2-5は施設改修費用の平準化と、樹木に関わる安全性や健全性の確保に主眼を置いているため、本項目で機能分担・補完について記載する予定はございませんが、公園の維持管理に当たっては、再編・集約化の検討を行い、計画的に長寿命化を進めてまいります。
23	グリーンインフラを整備して終わりではなく、区によって整備された既設のグリーンインフラの定量的な性能評価(どの程度雨水流出抑制効果があったかなど)を実施し、結果を開示しグリーンインフラ整備に対する区民の理解を得ていくべきと考えます。したがって、既設のグリーンインフラの性能評価を取組に盛り込んでください。	グリーンインフラの性能を評価することは重要であると認識しています。そのため、既設分を含めた定量的な性能評価の実施については、今後の取組の参考とさせていただきます。
24	「民有地におけるみどりの機能を活用した整備(駐車場緑化・自転車駐車場緑化・雨庭など)に対する支援制度を検討・実施します。」とありますが、支援対象の要件として、雨水流出抑制機能などの定量的な基準を設けることを望みます。(この基準の検討に向け、区内の既設のグリーンインフラの性能評価が必要。)	民有地におけるグリーンインフラ整備への支援については、本計画において取組の方向性を示しています。支援要件としての定量的基準の設定に関するご意見については、今後の制度検討の中で参考とさせていただきます。
25	Ⅲ-1-5 みどりに関する調査・研究に、これまで整備がなされてきたグリーンインフラの性能評価を追加してください。	既設グリーンインフラの性能評価については、今後の調査研究のテーマとして参考にさせていただきます。
26	Ⅲ-1-5 みどりに関する調査・研究に、公園を新設あるいは再整備する場合は、官民連携の可否を検討するためのサウンディング調査を必須とすることとしてください。持続的な公園運営には民間事業者の協力も必須です。民間に諮らず区だけで公園の再整備等を検討するのは不適切です。	公園整備や再整備を行う際の官民連携の検討については、本計画においても取組の方向性として示しています。具体的な検討手法については、事業内容や条件を踏まえ、適切な方法を選択しながら対応していきます。
27	Ⅲ-1-5 みどりに関する調査・研究に、公園 DX にむけた、デジタル技術の活用の調査研究を追加してください。	デジタル技術を活用した公園管理や運営の可能性については、今後の技術動向等を踏まえながら、取組の中で検討していきます。

28	Ⅲ-2-1 みどりのボランティア活動への支援に、「花咲かせ隊」等増員に向けた、要件緩和等の検討を追加してください。	ボランティアに関する参加要件のあり方については、今後の取組の中で検討していきます。
29	Ⅲ-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進に、SNS の運用を明記してください。(Ⅲ-2-1 には SNS の記載があったため、同様の取組を求めます。)	みどりに関する取組への参加促進や情報発信について、SNS の効果は大きいものと認識していますので、いただいたご意見を踏まえ、修正します(計画 P68)。
30	Ⅲ-2-3 みどりの基金の運用において、クラウドファンディングなどそのほかの財源確保の方法は検討されないのでしょうか。みどり基金だけではない財源確保方策(寄付、ふるさと納税ほか多数)についても検討し、取組として記載すべきです。	みどりの基金の財源確保には、様々な方法があることは認識しており、現在、ふるさと納税については活用をしております。その他の方法については、今後の取組の中で検討していきます。
31	[杉並区]の役割の中に、既存の公園・緑地を適切に維持管理していくことを明記すべきです。みどりは保全、創出で終わりではありません。	基本方針1では、「公園や公共空間、民有地を含めたみどりを創出・育成し、適切に管理する」ことを明記しており、公園・緑地に限らず、みどり全般について維持管理も含めた取組を位置付けています。 区としては、保全や創出にとどまらず、継続的な管理を重視しながら、良好なみどりの環境づくりを進めてまいります。
32	(P78 に関する意見) I-2-3 にて、民間活力の導入を検討するとあることから、絵の中に描かれるトイレのような便益施設の他に、民間事業者の収益施設のような施設も描画すべきです。また、公園施設の描画がトイレと花壇とベンチのみと非常に少ないため、遊戯施設や管理施設、園路などそのほかの公園施設も描画すべきです(都市公園法施行令第5条で例示される公園施設を少なくとも1つずつ描画すべきでないか?公園の絵に見えない)。	都市公園法の公園施設をすべて盛り込むことはできませんが、いただいたご意見を踏まえ、公園のみどりのイメージイラストの修正をします(計画 P78)。
33	(P79 に関する意見) イメージ図にしては緑の量が少ないです。せめて、目標とする緑視率25%以上分は緑を描画すべきです。また、ビオトープとは切り分けて、別途グリーンインフラ(雨庭などの雨水浸透施設)を描画することが適切です。(条文でグリーンインフラについて言及しているのに、絵および、絵のキャプションにはグリーンインフラに関する言及がない)	目標とする緑視率のイメージを共有することは、重要であると認識しています。そのため、いただいたご意見を踏まえ、学校のみどりのイメージイラストに加え、住宅街、商店街、屋敷林・農地のみどりのイメージイラストを修正します(計画 P75,76,77,79)。また、学校のみどりのイメージイラストには、グリーンインフラに関するキャプションを追加します(計画 P79)。

34	(P80 に関する意見) イメージ図にしては緑の量が少ないです。せめて、目標とする緑視率 25% 以上分は緑を描画すべきです。	河川沿いの開けた空間のイメージとなり、みどりの量を増やすには限度はありますが、いただいたご意見を踏まえ、河川のみどりのイメージイラストを修正します(計画 P80)。
35	(P81 に関する意見) 絵の中にグリーンインフラは描画しないのでしょうか？また、前段の文章でもグリーンインフラについては言及しないのでしょうか？(P54 で世田谷区の事例の道路沿いのグリーンインフラの写真を示していたため、同様の取組を杉並区でも実施することをイメージするなら、グリーンインフラについても言及すべき) 屋上緑化は明確に描画されていますが、壁面緑化はもっと分かりやすく描画するべきと考えます。	いただいたご意見を踏まえ、道路のみどりに関しては、グリーンインフラに関するキャプションを追加します(計画 P81)。
36	(P82 に関する意見) 太田黒公園以外にも映える杉並区内の公園緑地の写真を掲載すべきです。他にも魅力的な公園はあると思います。1 枚だけだともったいないです(人々が公園で楽しんでいる写真だとおよい)。	区内には大田黒公園以外にも魅力的な公園が数多くあります。多くの写真を掲載する方法もありますが、82 ページでは、区内外にも知名度が高い大田黒公園の写真を採用し、シンプルな構成としています。
37	具体的な取組において、防災に関する取組を「I-2-〇」として項目建てすべきではないでしょうか。もしくは、杉並区は内水氾濫のハザードに該当するエリアが多いのにも関わらず、防災に関する取組の記載が少なすぎるため、基本方針の柱として「IV みどりによる防災」を項目建てしてもよいと考えます。グリーンインフラによる防災の取組の記述も確認できないので追記すべきと考えます。	防災の視点からみどりの機能を活用することは、重要であると認識しています。本計画では、グリーンインフラの考え方を通じて、防災・減災に資するみどりの役割を位置付けています。
38	公園のアンケートが充実していないため、充実を望みます。	アンケート調査の内容の充実に関するご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
39	3-3 指標にて、「グリーンインフラを知っている区民の割合」を設定しているが、これの達成に向けたグリーンインフラの普及啓発の取組の記載がないため、第 4 章の適切な箇所に追記が必要と考えます。	本計画では、「グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす」という視点のもと、考え方の普及・定着を図るため、認知度を指標の一つとして位置付けています。実現に向けての取組は、第 3 章の「計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組」に記載しており、施設整備や体験、情報発信を通じて普及啓発を図ることとしています。こうした取組により認知の向上から理解・行動へつなげてい

			くことと考えています。
14	1	庭付き1軒だった宅地が建売6軒(建ぺい率?) ぐらいに細分化され、武蔵野の面影を残す屋敷 林も失われるのは残念です。建築許可を下ろす ときに建ぺい率を厳守させるとともに、植栽部分 確保を必須にしてお洒落な街並みにしてほしい です。	民有地におけるみどりの保全や緑地の確保 は、重要な課題であると認識しています。区で は、杉並区みどりの条例に基づき、建築行為に 伴い、緑化について一定の基準を設けていま す。そのため、本計画に示しているとおり、今後 も緑化指導の充実を図っていきます。 なお、いただいたご意見を踏まえ、良好な景観 づくりの推進において、より分かりやすい記述 の追加及び修正します(計画 P49,63)。
	2	わが家は祖父母の代から90年ぐらい住んでいま す。相続で土地は半分に減りましたが、昔、杉並 区が配った八重桜苗木が大木に育って、毎年、 見事に咲きます。散歩しながら同じサイズの木を 見つけると、その当時に配られた木(桜、すももな ど)かなと眺めます。今は配っても植える庭がな いお宅が多いかもしれませんが、そんな時代が あったことをお知らせします。区が樹木医と契約 して、希望者とともに手入れや育て方を教えても らいながら街歩きしたいです。	みどりを通じて、地域の記憶や価値を共有して いく取組は、重要であると考えています。 区では、環境活動推進センターにおいて、四 季を通じた自然観察会やまち歩きなどを実施 し、地域のみどりに親しみ、理解を深める機会 を設けています。 また、植物の手入れや育て方については、専 門知識を持つ相談員によるみどりの相談所を 設置し、区民の皆さまからのさまざまな相談に 対応しています。
	3	区の管理する公園は犬立ち入り禁止ですが、抱 っこして椅子で休憩することを許可してほしいで す。近所に「さかうえいこい公園」が出来まし たが、利用している人を見たことがありません。ベン チを置いて、犬を抱いて樹木に囲まれて休憩出 来たらよいのと思います。	公園利用に関するご意見については、今後の 参考とさせていただきます。
	4	長年、空き家になって木が生い茂っている家の 持ち主を探し出して、公園(遊具なしの空き地) にしてほしいです。防災時の火除け地や避難場 所(簡易トイレや炊き出し)に利用。	樹木が繁茂しているなど、管理不全な空き家 については、区から所有者に対して連絡を行い、 適切な維持管理を促すなど、改善に向けて対 応を進めております。 なお、空き家や未利用地を公園として活用す るご意見については、防災や地域による有効活 用の観点から、今後の検討の参考とさせていた だきます。
15	—	2022年の東京都の樹冠被覆率の中で、杉並区 は、マイナス(—)39.5で東京都の中で、ダント ツ最下位でした。「みどり豊かな杉並区」が分刻 みで無くなっています。今ある杉並区にある「み どり」を保護し、増やす努力をしないと私たち の子供や孫たちはコンクリートの杉並区に住む事 になります。 「緑豊かな杉並区」の「みどり」を保護し、緑を増	50年先100年先にも「みどり豊かな杉並区」で あり続ける事は、重要な視点であると認識して います。いただいたご意見を踏まえ、より将来 を意識した記述を追加します(計画 P22)。

	<p>やす事、それはすなわち、住んでいる私たちの命を守る事になります。</p> <p>私が生まれて育った愛する「ふるさと」成田東の、静かで緑豊かな今まだ残っているそれらの環境を、そのまま次の世代に残す事こそ、戦後、「開発」や「便利さ」を求めて自然環境を破壊してしまった私たちの使命だと思っています。</p> <p>私たちの強い願いで「区民思いの杉並区長」岸本区長は私たち住民と出来る限り、対話をして進めたいと取り組んでいらっしゃいます。</p> <p>岸本区長は私たちの提案で道路予定地の 133 号線の「みどり豊かな暮らし」を实际歩いて下さいました。</p> <p>区役所前の青梅街道のコンクリート世界から 50m も離れずに静かでクリーンな空気に囲まれた世界を体感して頂きました。そこに新しく道路を作るなど、この恵まれた環境を壊し、中杉通りサイズの道路を新しく建設するなど、もはや「犯罪行為」と言えます。</p> <p>私たち住民は、今ある樺並木、桜並木、学校や神社に聳え立つ立派に育った銀杏の大木たちは私たちの財産だと思っています。そしてそれらの保護や維持は、地方政治の役割です。</p> <p>私たち区民は、私たちの子や孫に残して欲しいと望んでいます。環境は一度壊してしまうと二度と元には戻せません。それには専門家の手当が必須であり、これからの 50 年先 100 年先にも「みどり豊かな杉並区」であり続ける事を杉並区民として強く望んでいます。そして、その保護維持は、地方政治の役割です。</p> <p>2025 年の今、以前の様に開発による二酸化炭素を出し続けてはいけません。私たちの代弁者である地方政治の方針やスイッチを 21 世紀の最新の時流に切り替えて下さい。車優先ではなく、人に優しい環境「みどり豊かな杉並区」を目指して下さい。</p>	
--	---	--

16	1	<p>本編 p.13,資料編 p.209 グリーンインフラの用語解説はわかりやすいと考えます。加えて、横浜で開催される 2027 年国際園芸博覧会では Nature-based Solution(NbS)という類似概念も含めて着目されるため、あわせて用語整理いただけると区民の理解促進の観点から効果的かと考えます。</p>	<p>グリーンインフラに関する用語については、本計画において定義や位置付けを行い、整理しています。NbS は、グリーンインフラと重なる考え方を含む概念ですが、本計画では、用語を追加するのではなく、グリーンインフラの考え方の中で、その内容を包含して整理しています。</p>
	2	<p>本編 p.15,資料編 p.121 緑視率は人の視線(=日常的な体験)に基づく指標である一方、一見定量的に見せながらその実は恣意的に数字を作ることもできる指標であると考えます。測定地点は 71 地点とのことですが、当該地点の選定の考え方の整理や、当該地点のみでの施策実施とならぬような配慮も要すると考えます。また、緑視率に寄与しにくい植物種(花期・樹高等、例えば冬のツワブキの価値)の多様性も重要と考えます。</p>	<p>緑視率については、杉並区みどりの事態調査において同一地点で測定を行い、経年的な変化を見る指標となっています。一方で、区内全体の緑視率を求めるには、測定地点を増やすことの必要性も認識しています。そのため、測定地点の考え方については、今後の取組の中で検討していきます。</p>
	3	<p>本編 p.22,44,67 民有地については、すでにある緑の価値に所有者の方に気づいていただくことが、協働の出発点になりうると考えます。そのため、専門家などの協力を得ながら個々の民有緑地がもつ種々の価値(ある生物種にとって重要なパッチ、街路上のアイストップ、そのほか複数住民の主観的・精神的な拠り所等)を明らかにし、所有者に対して区から通知する制度があることが望ましいと考えます(参考:横浜市「歴史を生かしたまちづくり要綱」第 4 条・第 5 条における登録制度(通称:ラブレター))。</p> <p>※あわせて、主観的・精神的な価値の掘り起こし・可視化に際しては、区民どうしの対話の場が有効であることにも注意を要すると考えます。</p>	<p>みどりの価値については、所有者を含め地域住民全体で共有していくものと考えています。普及啓発の方法は様々ありますが、専門家の協力を得る方法についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
	4	<p>本編 p.54-55 道路上の雨水浸透に触れられています。例えば阿佐ヶ谷駅前の冠水のように顕在化している課題も踏まえて、実施しやすい場所のみならず、水文学的に有効な場所を選択・集中して施策実施する観点もありうるのではないかと感じます。</p>	<p>グリーンインフラによる雨水対策については、本計画において方向性を示しています。施策の実施箇所の考え方については、治水対策全体との関係も踏まえ、関係部署と連携しながら検討していきます。</p>

5	<p>本編 p.57, 資料編 p.136 区道の樹木剪定枝葉のリサイクルに触れられていますが、区道・都道の落ち葉については沿道の個人・町内会・商店会に委ねられ、燃えるゴミとしている地域もあります。落ち葉の近隣区有地等での堆肥化やその担い手も含めてモデル事例の提示が望ましいと考えます。</p>	<p>落ち葉の活用や担い手を含めた循環の取組については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>本編 p.68 杉並区には世帯数ベースでは持ち家より借家人の方が多く、自宅では活動できないが関心はあるという層もいると考えられます。反対に、厚意に基づき私有地での花見などの活動を地域の知人に許して下さる有志区民の方も中にはいらっしゃると思います。そこで、管理ボランティアを求める緑地所有者と活動希望者のマッチングや、あっせんの仕組みがあるとよいかと考えます(例. 柏市のカシニワ制度)。</p>	<p>地域住民が民有のみどりの管理を支援する視点は大変重要であり、本計画でも課題4で整理しております。屋敷林等の支援に関わるボランティアについては、すでに実施をしておりますが、支援の方法は様々あると考えられます。そのため、他自治体の事例等も参考にするとともに、いただいたご意見を踏まえ、すぎなみボイスやすぎなみプラス等のデジタルツールの活用についての記述を追加します(計画 P68, 資料-122)。また、ご意見を踏まえ、本計画の課題において、ボランティアの担い手づくりについてより分かりやすい記述に修正するとともに、民有のみどり以外にも公園ボランティアへの参加を促すための取組とするため、記述を修正します(計画 P22,44)。</p>
7	<p>本編 p.73-74 計画の進行管理の考え方として、PDCA と OODA ループは適切だと考えます。一方、本計画の特徴は、区民の自発的な役割をより強調している点だとも感じます。については、OECD ラーニングコンパス 2030 が提唱する、区民視点で自発的な活動を通じて学び・楽しみ価値を生み出すための「AAR サイクル」(見通し・行動・振り返り)に言及することも検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>計画の進行管理については、PDCA や OODA の考え方を位置付けています。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>本編 p.75 エリア別の理想像に関する文章に加えて、目線高さのパス図と吹き出しの注を合わせることによって、区民に理想像を伝えやすくしており、計画として非常に優れていると感じます。(言葉に対するイメージの多様な受け止めを前提としつつも、議論の空転を防ぐことに寄与していると感じます。)</p>	<p>目線高のパスは見る方にイメージを伝えることに、有効な手段であると認識しています。そのため、第5章のイメージイラストは目線高を想定したイラストとしております。</p>

17	—	<p>〔屋敷林・農地のみどり〕では、対策が全く異なるので、分けて記載すべき。</p> <p>〔商店街〕では、現在は、衰退しつつあり、他にも重要な課題が多い所である。前回は商店街が取り上げられていたが、何か効果的な推進策があったのか？ 推進効果、実現から外すべきと思われる。</p> <p>効果的で着目すべきは、マンションや高齢者施設など開発に伴う緑化対策である。顕著に歩道状空地ができ、沿道沿いに緑化され、完成後も管理が行き届いている。もっと評価すべきで、推進すれば効果的にまちが変貌する。</p> <p>〔面的整備〕とか、〔マンション等開発〕、等といったタイトルが考えられる。杉並区では、住居系用途地域での開発が多いので、低層のマンションが特に緑化できている。商業系の用途の地域にも対策すれば効果が得られると思う。</p>	<p>屋敷林と農地は、保全の手法や制度は異なるものの、いずれも杉並区らしい原風景の面影を残す重要なみどりであることから、本計画では一体的に捉え、同じイメージイラストの中で示しています。商店街については、前計画のみどりのベルトづくりの実績を踏まえ、イメージを作成しています。大規模なマンション等により創出されるみどりについては、工夫や管理によって良好なみどり空間が形成されている事例は認識していますが、開発条件が異なるため、分かりやすさを重視し、本計画では用途や主体ごとに細かく分類するのではなく、区内における代表的なシーンとしてイラストで示しています。</p>
18	—	<p>気候危機対策で行っている「杉並区気候区民会議」、区民参加の施策で、とても良いと思っています。自分たちが住み続けられる地域を考えるきっかけになると思います。今は無作為抽出だと思えますが、10,20代の若者に特化した「気候若者会議」はできませんか？ より長く将来を生きる世代として、気候危機について学ぶ場も、話す場も不足していると思います。</p>	<p>将来世代である若者が学び、議論する場が重要であることは、区としても認識しています。区では、気候区民会議からの意見提案を踏まえ、令和7年度からユース世代(中高生世代)を対象に、脱炭素社会の実現に向けて気候変動対策を学び、考え、議論するワークショップを開催しています。このような事業を通して、今後も若者を含めた区民参加による気候変動対策の取組を推進してまいります。</p>
19	—	<p>東京都が計画中の善福寺川上流調節池計画は、長年に渡って維持・管理してきた緑地や樹木、さらには公園そのものを消滅ないしは縮小させるものであり、みどりの基本計画の考えにも反する本末転倒の計画です。こういった無謀な計画を阻止する強制力が必要です。</p> <p>要は、どちらが将来に渡って重要な施策かが問われています。</p>	<p>本計画は、みどりに関する基本的な方向性や考え方を示すものであり、他主体による個別事業の是非を検討したり、それを直接制限する法制度を位置付けたりするものではありません。</p> <p>なお、善福寺川上流地下調節池については、これまで浸水被害がたびたび発生してきた当該流域の経緯を踏まえ、区としても区民の生命と暮らしを守るために欠かせない事業と考えています。</p> <p>調節池計画については、様々な不安や懸念の声が区民の皆さんから寄せられており、都が施行する事業ではありますが、区としても地域への影響の最小化と樹木の保全、環境への十分な配慮を求めてまいります。</p>

20	1	<p>8 ページからの第2章のみどりの現状と課題で、みどりを取り巻く動きとして「気候危機への取組」、「生物多様性保全の取組」、「グリーンインフラの推進に向けた取組」という前回類似の切り口を挙げていますが、杉並区が直面するみどりを取り巻く最も重要な課題は、地域の身近なみどりが宅地開発行為等により確実に減少し続けていることだと思います。これはみどりの減少という問題だけでなく、みどりの質の低下による杉並らしさの喪失という問題でもあります。こうした背景に基づき、杉並区のみどりの基本計画としては、「都市緑地法」「杉並区みどりの条例」の目的・趣旨に照らし合わせ、今の杉並が直面する問題認識を起点として、都市のみどりを守り、育て、未来につないでいくための将来像や方針を示していくのが良いのではと思います。</p>	<p>身近なみどりの減少を重要な課題として捉える視点については、区としても認識しています。本計画では、まず杉並区におけるみどりの現状を整理し、その現状を踏まえて課題と方向性を示しています。構成上、広域的な動向も併せて記載していますが、いただいたご意見を踏まえ、計画の説明や活用にあたっては、杉並区のみどりの状況から丁寧に示すことを重視していきます。</p>
	2	<p>18 ページの「区民のみどりに関する意識」について、⑤の「街並の美しさや落ち着き」も街路樹や生け垣などのみどりの景観に関する意識に該当するのではないかと思います。また、区民意向調査の1年分をそのまま掲載するのではなく、みどりに関連する4項目について、過去からの推移をわかりやすく掲載するのが良いのではと思います。区民の意識の定点観測の推移は参考になるのではと思います。</p>	<p>「街並みの美しさや落ち着き」にはみどりの要素も含まれるという認識は区でもしておりますが、みどり以外の要素も多分に含まれると考えられるため、本計画においては言及しておりません。区民意向調査の過去からの推移については、いただいたご意見を踏まえグラフを追加します(計画 P18)。</p>
	3	<p>19 ページの課題1において、みどりを守ることと創る仕組みが一緒に論じられていますが、守ると創るでは問題の性格、原因、対策が異なると思われるので、別々に課題整理をした方が良いのではと思います。前計画では「身近なみどりを守ろう」と「新しいみどりを創ろう」を別々の基本方針とし、それぞれにおいて具体的な施策を提言していましたが、今回、守ると創るをひとつの課題として整理した理由について教えてください。私は、杉並のみどりについては、まずは「みどりを守る」があり、宅地開発等で守れない場合は、緑化指導等により「新たなみどりを創る」という整理が良いのではないかと思います。</p>	<p>みどりを守り、必要に応じて新たに創っていくという考え方については、本計画においても基本的な考え方として位置付けています。本計画では、みどりの保全と創出をそれぞれ独立した施策として捉えるのではなく、相互に関係し合うものとして一体的に整理しています。限られた都市空間の中で、既存のみどりを守りながら、その価値を高め、将来につなげていくという観点から、今回は構成上、保全と創出を一連の取組として整理しています。</p>

	<p>4 19 ページの視点「受け継がれたみどりを守り、新たなみどりを創出し、地域と共に住みよい環境を築く」の3項目目にある「グリーンインフラの活用：みどりが持つ多面的な機能を活用し、誰もがみどりの豊かさを実感できるまちづくりの取組を推進します」の意味がよくわかりません。具体的にはどのような取組を想定されているのでしょうか。</p>	<p>課題1の視点で触れているグリーンインフラとは、受け継がれた屋敷林や公園、街路樹などの身近なみどりが、防災や暑熱緩和、環境の保全などの面で担っている機能や価値を示す考え方です。</p> <p>そのため、課題1の視点では、守り・創る対象のみどりの持つ価値としてグリーンインフラに触れています。</p> <p>課題3では、自然の力を暮らしに活かすという視点(例：暑熱対策としての木陰の確保や水害対策としての雨水をしみこませる取組など)として整理しています。グリーンインフラを新たな施策として示すものではなく、公園整備や緑化、維持管理などの取組を進める上での共通の視点として位置付けています。</p>
	<p>5 21 ページの「みどりが持つ多面的な機能を地域課題の解決のために活用する必要がある」というタイトルは主客転倒している印象があります。本文には、「みどりの持つ機能を「目的」ではなく「手段」と位置付けるとありますが、視点にはグリーンインフラの活用で自然の力を暮らしに活かす」とあり、グリーンインフラ活用自体を目的化しているような記載となっています。これからのグリーンインフラの図には、グリーンインフラで目指す社会として、生物多様性、にぎわい創出、世代間交流、環境教育、ヒートアイランド対策・水害対策など様々な記載がありますが、杉並区のみどりについての重要な要素であるみどりの景観についての記載がありません。身近なみどりを暮らしの中で見ることで穏やかな生活になるというのはみどりの重要な機能だと思います。この図はコンサルタントが作成した一般論の図と思われるが、杉並においてはグリーンインフラといった流行用語を前面に出した計画ではなく、杉並に愛着を持てるような身近なみどりを守るという方向性の計画とすることが望ましいと思います。</p>	<p>本計画では、受け継がれたみどりや新たに創出するみどりが持つ防災や環境、暮らしの快適性といった機能を、地域の課題解決に活かしていくための考え方として、グリーンインフラを位置付けています。グリーンインフラを目的とした新たな施策を示すものではなく、公園整備や緑化、維持管理などの既存の取組を進める上での共通の視点として整理しています。</p>
	<p>6-1 21 ページの視点「グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす」の1項目目に「グリーンインフラの戦略的活用：グリーンインフラを防災・減災など複数の都市課題に対応する仕組みとして活用します」とあります。また、民有地におけるみどりの機能を活用した雨水流出を抑える支援</p>	<p>現時点で定量的な評価は行っていませんが、駐車場緑化、自転車駐車場緑化、雨庭には、様々な種類があるため、条件整理を行った上で、今後は定量的な評価を行っていきます。</p>

	<p>制度の対象となる整備として駐車場緑化・自転車駐車場緑化・雨庭を挙げています。現在の杉並区における水害リスクは線状降水帯の発生等により局地的豪雨が長時間継続した場合の河川氾濫、内水氾濫であると思います。現在の杉並区の水害対策、治水対策がグリーンインフラありきで、こうした激甚豪雨に対応していないのではないかという疑問・懸念から以下の点について教えていただければと思います。</p> <p>1. 駐車場緑化、自転車駐車場緑化、雨庭の激甚豪雨における河川氾濫や内水氾濫を発生させないための対策効果について、定量的に教えてください。</p>	
6-2	<p>2. 杉並区は長年、建築計画における雨水浸透枮に補助を行ってきていますが、雨水貯水にどの程度効果があるのか、概算でも構いませんので定量的に教えてください。</p>	<p>雨水浸透枮の効果については、区ホームページに掲載している「雨水流出抑制の手引き」(P4)において、浸透枮等による浸透量及び貯留量の目安を示しております。</p>
6-3	<p>3. 雨水浸透枮は、定期的にメンテナンスをしないと機能なくなるとお聞きしました。杉並区が長年にわたり補助をして設置してきた雨水浸透枮が現在どのような状況であるか区はフォローしていますでしょうか。もし、メンテナンスが行われず雨水貯水機能を果たしていないのであれば、雨水浸透枮のメンテナンスに対する補助も有力な補助対象となるのではと思われませんがいかがでしょうか。</p>	<p>雨水浸透施設を設置し、区がその工事に要する経費の一部を助成した方に対しては、施設の適切な維持管理に努めていただくよう指導を行っています。維持管理に係る費用は、現時点では助成対象としておりませんが、気候変動に伴う豪雨災害が頻発している杉並区においては、個人宅における雨水浸透施設の設置促進は重要な水害対策の一つとなるため、制度の見直しを含め検討を行う際には参考とさせていただきます。</p>
6-4	<p>4. 雨庭も定期的なメンテナンスが必要と聞いています。個人では創るときは良くても、継続してメンテナンスをすることが難しいようにも思います。一過性の取り組みに補助をするのではなく、例えば大規模な公共施設や広場・公園の地下に大規模な一時的雨水貯留プールのようなものを創り、区が持続的に維持管理する方が、水害対策、治水対策として効果があると思いますが、こうした考え方について杉並区の考え方を教えてください(グリーンインフラ区民会議で治水対策の専門知識を持つ参加者からお聞きした話です)。</p>	<p>雨庭をはじめとするグリーンインフラは、適切な維持管理を行うことで効果を発揮するものであり、継続的なメンテナンスが重要である点については、区としても認識しています。また、個人の取組では、長期的な維持が難しい場合があるのご指摘についても、重要な視点であると受け止めています。個人の取組の維持管理に対する支援についても、検討を進めていきます。</p> <p>区では、学校などの公共施設の建築に当たって、地下の雨水貯留浸透施設等の整備を行っているところです。</p> <p>今後も、公共施設における効果的な治水対策を進め、公共施設においては、区が持続的に維持管理していきます。</p>

7	<p>34 ページの指標 4 として「グリーンインフラを知っている区民の割合」を挙げていますが、指標として不適當であると思います。18 ページの区民のみどりに関する意識に掲載されている「③緑の豊かさ」「④みどりや水(河川等)とのふれあい」「⑥公園や広場」に「⑤街並みの美しさや落ち着き」を加えた4項目をみどりに関連する区民意識として継続してフォローする方が良いと思います。「グリーンインフラを知っている区民の割合」がみどりの基本計画の進捗指標として不適當と考える理由は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グリーンインフラを知っているかどうかは言葉の知識であり、本計画にとって重要となる「みどりの大切さという区民意識」の指標となっていないと思います。例えば「グリーンインフラという言葉は知っているが身近なみどりの大切さには無関心」といった人も存在する可能性があり、指標として無意味であると考えられます。 2. グリーンインフラという言葉を知っていることがあっても内容を正しく理解しているとは限りません。グリーンインフラとの対立軸といった間違った理解をしている人もいるため、グリーンインフラという言葉が独り歩きすることは好ましくないと思います。 3. 区民の目から杉並のみどりがどのように見られているかの客観指標である杉並区区民意向調査の4項目の方が長年の定点観測という観点から優れていると思います。 	<p>本計画では、グリーンインフラの活用を土台に、理解から行動へつなげることを重視しています。ご指摘のとおり、用語の認知が直ちにみどりの意識の高さを示すものではなく、理解の程度にも差があることは認識しています。</p> <p>一方で、みどりの機能を活かすためには区民の理解と行動が不可欠であることから、指標4は行動につながる前段階としての意識の広がりを把握するものです。また、団体参加人数等の行動指標や区民意向調査による評価指標と組み合わせ、相互に補完しながら施策の効果を確認していきます。</p>
8	<p>前計画では身近なみどりを守る施策として市民緑地「いこいの森」の設置、特別緑地保全地区の指定、屋敷林の保全強化が貴重なみどりを守る具体的な施策として独立項目となっていました。今回の計画では、48 ページの地域で支える屋敷林の保全の項目の箇条書きにとどまり、前計画に比べると位置づけの重要性が後退していると感じます。グリーンインフラの活用といった概念的な内容ではなく、貴重な身近なみどりを守るための具体的な施策をもっと強調すべきと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>屋敷林の保全は、本計画でも重要な取組の一つに位置付けていますが、計画全体の構成から、本計画では民有のみどりを守る法制度を一つのページにまとめています。</p> <p>また、身近なみどりの保全の取組も、I-1-1 地域で支える屋敷林の保全において記述しています。</p>

9	<p>56 ページのみどりの機能を活用した施設に対する支援制度に記載されている雨水流出抑制策としての駐車場緑化・自転車駐車場緑化・雨庭について、激甚豪雨の場合の定量的な雨水流出効果について教えてください。</p> <p>民有地における雨水流出対策には雨水浸透枳があり、容量や基数を多くすれば、ゲリラ豪雨の場合などに地面緑化よりも建物や敷地の雨水を集めて浸透させる雨水浸透枀の方が、雨水流出効果が高いようにも思いますが、効果についての定量的な比較について教えてください。</p>	意見番号 20-6-1、20-6-2 と同様
10	<p>56 ページに記載されている雨水流出対策は、グリーンインフラとグレーインフラを効果的に組み合わせることが望ましく、本計画ではなく防災計画の中で体系的かつ定量的に整理すべきであると思います。現在のみどりの機能を活用した施設に対する支援制度のような整理ですと、グリーンインフラありきの防災対策のような印象を受けます。防災関連のグリーンインフラの活用については、本計画には「防災面でのグリーンインフラ活用施策については、防災関連計画の中で科学的な定量効果の評価に基づき、グレーインフラを含めて体系的、総合的に整理します」といった記載にとどめてはどうかと思います。また、税金は限られていますから、どういった雨水流出対策の手段に優先的に税金を投入するかについては、防災計画の中で、効果を比較しながら選定していくのが良いと思います。</p>	防災関連計画におけるグリーンインフラについての記載は、今後の取組の中で検討します。
11	<p>68 ページのみどりに関する取組主体の形成の促進(拡充)の中に「区民等との対話(ワークショップ等)を通じてみどりに関する取組主体の形成を促進します」とあります。最近、こうしたワークショップや庁内研修にコンサルタントが多用されていることが気になっています。グリーンインフラ関連のコンサルタント等の外部委託について、令和7年度の支出実績と令和8年度予算額を教えてください。杉並区と無関係な外部コンサルタントへの支出は税金の無駄遣いではないかと感じています。実際にワークショップに出席しましたが、時間管理や仕切りが悪く、内容的にも区の政策を押し付けるように感じられる誘導型のグループワークが主でした。グループワークの途中で、</p>	<p>区民参加の取組においては、多様な意見を丁寧に伺うことが重要であると認識しています。取組の進め方についてのご意見は、今後の運営の参考とさせていただきます。</p> <p>令和8年度の予算額につきましては、杉並区公式ホームページに掲載している「予算書」をご確認ください。</p> <p>また、令和7年度の支出実績につきましては、令和8年9月頃に杉並区公式ホームページに掲載予定の「決算書」をご確認ください。</p>

	<p>区のグリーンインフラ政策に専門的知見から疑問の意見を述べた参加者が別室に連れていかれる場面もありました。</p> <p>区のグリーンインフラの進め方に疑問を感じている参加者にとっては意見交換、対話の場とは程遠い会議だと感じました。区民と区の職員がグリーンインフラについて純粋に意見交換をする方がよほど効果的だと思います。グリーンインフラの概念を理解しつつも、特にゲリラ豪雨対策面でのグリーンインフラの効果に疑問を持っている人が少なからずいると思います。ワークショップで区のお考え方を押し付けるのではなく、現在の杉並区のグリーンインフラの進め方に疑問を持つ区民の声もしっかり聞いていただきたいと思います。</p>	
12	<p>72 ページにおいて区民・事業者・行政の役割について、区民、事業者、行政などの多様な主体が連携・協働しながら進めるとありますが、行政として無責任な姿勢のように感じます。本計画は行政の計画ですから、その結果については当然、行政が責任を負うべきであると思います。行政が適切な都市計画推進や、事業者や区民への適正な指導・協力要請などを通して杉並のみどりを守り、創るとするのが本計画の趣旨であると思います。連携・協働という曖昧な言葉で、計画がうまく行かなかった場合に区民や事業者にも連帯責任を持たせるような枠組みは行政計画としてはまずいのではないかと思います。事業者、区民の協力を仰ぎつつ、行政が責任を持って計画を進めるという内容にすべきと思います。</p>	<p>本計画では、みどりの保全や創出、適切な管理を進めていく上で、行政が主体的に役割と責任を担うことを前提としています。その上で、区民や事業者など多様な主体との協働により、取組の幅や効果を高めていくという考え方を示しています。協働は、行政が責任を持って施策を進める中で、地域の力を生かしていくための取組として位置付けています。</p>
13	<p>73 ページの「区民は、地域のみどりに目を向け、みどりの大切さを理解します」や「事業者は、区の施策と深く関わる主体であることを自覚し、本計画の趣旨を理解した上で、区と連携しながらみどりに関する取組を実践します」という文章表現は、区による区民や事業者の管理・統制・強制的従属を強いるといった社会主義・共産主義的な印象があり、表現の工夫が必要であるように思います(やや上から目線の印象も受けます)。前計画では、区民、事業者、区の役割について具体的な場面や行動を箇条書きで整理するとともに、施策ごとの三者の役割・行動が一覧表に整</p>	<p>役割の記載については、協働の考え方を伝えることを意図しています。表現のあり方については、いただいたご意見を踏まえ修正します(計画 P73)。</p>

	理されており、わかりやすかったと思います。	
14	74 ページに計画の進行管理として PDCA と OODA により行うとありますが、みどりの基本計画においては PDCA だけで良いのではと思います。OODA は行政として全ての施策で当然行うべきですが、みどりの基本計画は継続的で比較的中長期的な視点に基づく計画だと思いますので、PDCA をしっかりと回すことを主とするのが良いと思います。	本計画では、進行管理の基本として PDCA の考え方を位置付けています。その上で、施策の内容や状況に応じて柔軟に対応できるよう、OODA の考え方も併せて整理しています。
15	87 ページの前計画の施策の進捗状況の緑化指導に関して、「緑化計画書等では、完了届の提出は3割に満たず、現地で緑化確認できない箇所があることが課題です」「杉並区では、300m ² を下限とする緑化地域制度を導入しても効果が低いと考えられます」という記載があります。敷地分割による小規模宅地化に伴う接道部緑化の減少は顕著です。PDCA をしっかり回すという観点から、49 ページの緑化指導の充実の中に、こうした課題に対応するための具体的な施策 (Action) を盛り込んではいかががでしょうか。	緑化指導制度の課題については、区としても把握しています。具体的な対応策についてのご意見は、今後の取組の中で検討していきます。
16	杉並区は令和 8 年度にグリーンガイドラインの作成を行うことを検討しているようですが、区として独自のグリーンインフラガイドラインの作成する必要はないと思います。杉並区のグリーンインフラ関連文書は、「国のグリーンインフラに関する方針、考え方を参考としながら、杉並区の各種政策、施策、事業計画等へのグリーンインフラの実装を進める」といった趣旨の簡素な文書にとどめるべきだと思います。理由は以下の通りです。 1. 基礎自治体におけるグリーンインフラの取り組みの本質は、国が示すグリーンインフラの方針・考え方を参考にしながら、各自治体の政策、事業計画、各種取り組みにグリーンインフラを実装していくことだと思います。ガイドラインを作成することでグリーンインフラの取り組みをしているように錯覚するような「やっってる感」は、区政にグリーンインフラを効果的に活かすための取り組みにつながらないのではと思います。 2. 杉並区版グリーンインフラガイドラインは国の方針・考え方の上書き、屋上屋のような位置づけになるため、国の方針、考え方との整合性を取る必要があります。グリーンインフラの概念や施策	グリーンインフラに関する考え方の整理については、区として検討を進めています。ガイドラインの位置付けやあり方についてのご意見は、今後の取組の中で検討していきます。

	<p>は年々進化すると思われるため、定期的なアップデートが必要になると思われます。国は定期的に専門家、学識経験者などと共にグリーンインフラに関する文書や事例集をアップデートしていますが、杉並区にはそうしたアップデートを確実に進めるような体制、経営資源があるとは思えません。</p> <p>3. 杉並区がグリーンインフラガイドラインを作成しても、それを活用する区民は限定的と考えられ、利用価値が低いと思われます。一方、地方行政のプロである区職員は、グリーンインフラの理解を深めるために国の関連文書を読んで勉強すればよいと思います。今、杉並区に求められるのは、独自のグリーンインフラガイドラインを作成することではなく、街づくり・インフラ整備などグリーンインフラに関係する職員が、自らの業務にグリーンインフラを活かすことだと思います。参考事例として、中央区では建築計画についてグリーンインフラチェックシートを活用しているようです。杉並区もガイドラインよりもこうしたグリーンインフラ実装につながる取り組みに注力すべきだと思います。中央区は4年前にグリーンインフラガイドラインを作成していますが、今は実装施策に注力しているようです。</p> <p>4. グリーンインフラガイドライン作成は「時間」「労力」「コスト(税金)」を要します。法定計画でなく、必ずしも作成する必要がない文書作成に区の経営資源を投入すべきではないように思います。時間、労力については、関係職員がグリーンインフラガイドラインの作成に注力すれば、「区政へのグリーンインフラ実装」が遅れる恐れがあります。コストについては、グリーンインフラガイドライン作成に外部コンサルタントへの委託費が発生します。どれほどの予算を要するかはわかりませんが、文書、体裁を整えるためには一定額の外部委託費が発生すると思われ、そうした支出は税金の無駄遣いであるように感じます。</p>	
--	---	--

21	—	<p>犬の飼い主は公園や緑地を毎日のように利用しますが、案を検索したところ「犬」「ペット」という単語が含まれていませんでした。頻度の高い利用者として検討していただきたいと思います。杉並区が近隣の区とは異なり、犬が入れる公園や緑地を限定している点も検討の余地があると思います。糞尿放置などの迷惑行為に対する注意喚起は犬の飼い主に向けられていますが、実際には何らかの事情で地域のルールやマナーを守れない人が犬を飼育したため起きている問題もあることを知っていただきたいと思います。私の住んでいる地域では迷惑行為を行う人が少なくとも4人は特定され、いずれも単独で行動している高齢者でした。</p>	<p>公園利用のルールや運用のあり方に関するご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
22	—	<p>「みどりを『じぶんごと』とし協働で守る」という住民自治を軸とした計画方針を高く評価します。一方で、屋敷林がデベロッパーに伐採される問題に対抗するため、「i-Tree」等の最新知見を導入し、みどりがもたらす「健康・レジリエンス・持続可能性」への貢献度を客観的に可視化することを提案します。住民自治の力と、多面的価値の可視化という両輪でみどりを守る施策を求めます。</p> <p>【理由・詳細】</p> <p>本計画案の基本理念である、一人ひとりがみどりを「じぶんごと」として認識し、区民・事業者・行政が協働して守っていくという方向性に強く賛同します。「すぎなみみどり育て組」などの活動や、「気候区民会議」を通じた参画など、住民自治の力を原動力とするアプローチは大変素晴らしいと感じています。</p> <p>しかし現実の厳しい課題として、区のみどりの約7割を占める民有地(特に屋敷林)が、相続などを機にデベロッパーに買収され、貴重な高木が伐採される事態が続いています。住民の善意やコミュニティの力だけで、この巨大な開発圧力に対抗しみどりを守り抜くことは極めて困難です。</p> <p>そこで、安易な伐採に対抗する「具体的な武器」として、米国等で実績のある「アーバンフォレスト(都市林学)」の考え方や、評価ツール「i-Tree」</p>	<p>屋敷林をはじめとする民有のみどりが失われていく状況については、区としても重要な課題であると認識しています。</p> <p>みどりがもたらす多面的な価値を分かりやすく示していくという視点については、みどりへの理解促進や取組の実効性を高める上で参考となるものと受け止め、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>の研究・導入を強く推奨します。</p> <p>これらを用いれば、屋敷林の高木がもたらす強力な暑熱対策効果(樹冠被覆率の向上)や環境価値を、「管理コスト」としてではなく、区民の「健康(Well-being)」、気候危機や災害に対する都市の「レジリエンス(強靱性)」、そしてSDGs達成に向けた「持続可能性」を支える、かけがえのないグリーンインフラの機能として客観的・定量的に可視化できます。</p> <p>この数値化された多面的な価値(木陰による熱中症予防、大気浄化、雨水流出抑制など)を示すことができれば、開発事業者に対する強力な牽制・交渉材料となり、目先の開発のために「地域の健康とレジリエンス」を奪ってはならないという企業の社会的責任(CSR)を問う基盤となります。</p> <p>また、せっかく残した高木も過度な「強剪定」が行われては木陰が失われます。みどりの価値を可視化することは、区民や造園業者、開発事業者の「みどりは切り詰めるべき邪魔なコストである」という意識を根本から改革することにもつながります。</p> <p>住民自治という「対話の区政の力」と、i-Tree等による健康・レジリエンス・持続可能性の「客観的な可視化」。この両輪が揃って初めて、開発圧力から杉並の貴重な屋敷林を守り抜くことができると考えます。ぜひ計画の実効性を高めるためにこの視点を盛り込んでください。</p>	
23	<p>— 杉並区の緑を守る、増やすことは大変大切なことであり是非行っていただきたいと思います。近所のロケット公園が治水工事で無くなると聞いておりますが、大きな木が多い公園であり、見直して欲しいです。治水工事が終わった後も地下の調節池に溜まった泥水等を取り除くのにダンプカーが公園内を途絶えることなく通ることになると思います。将来のことを考えると、次の世代への負担が延々と続くこととなりますので、目先のことだけでなく、きちんと将来像を描いて、計画していただきたいと思います。</p>	意見番号 19 と同様

24	—	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>杉並区の資産価値を高めるためにも緑被率を上げてほしい。特に、河川と緑地を維持するようにしてほしい。</p> <p>善福寺川上流調節池の工事は、元々の要望とかけ離れた内容になって、逆に区民を苦しめている。</p> <p>緑被率を上げるために、公共施設に緑や雨庭を作り、区民が作る場所から参加し、維持管理にも参加できるようにしてほしい。</p> <p>雨庭や雨水浸透施設設置の補助金も分かりにくい。</p> <p>新築家屋へ雨水浸透施設設置を義務付ける条例を作れないか？</p> <p>体験や補助金の分かりやすさ、業者が取り組みやすい内容が入ることを要望する。</p>	<p>意見番号 19 と同様</p> <p>これまで区では、雨水流出抑制対策の一環としてグリーンインフラの取組を進めており、水害対策に加え、環境負荷の低減、生物多様性の保全など、多面的な効果が期待できる取組と考えています。調節池の整備には時間を要するため、区民の皆さんとともに、今できるグリーンインフラの取組との両輪で対策を進めることが不可欠であると考えています。</p> <p>補助金については、分かりやすい周知方法を検討してまいります。</p>
25	1	<p>杉並区気候区民会議であがった8つの提案の内容がとてもよいと感じました。特に 20,21,23,24,25 の提案は具体的に検討を進めていきたい中身と思いました。</p> <p>ぜひ、コラムではなく、基本計画のなかに気候区民会議を位置づけられませんか。</p> <p>環境問題への対応は身近なテーマからロングスパンで考え取り組むテーマまで幅広いです。</p> <p>8つの提案の中にみられる、みどり先輩とつなぐほかにも、困っていること、もやもやしているニーズをもっている区民同士がつながって、何かを学び始めるような手助けを制度化できないでしょうか。スウェーデンには、スタディ・サークルという制度があり、(スタディサークルは環境テーマに限ったものではありませんが、)市民が最低3人でグループを作って月2回4か月活動を継続すると、学習するための費用補助が受けられる仕組みがあるようです。</p> <p>活動にボランティアとして参加するという間口だけでなく、”学び”をきっかけにコミュニティや区民ネットワークをひろげていくことが、環境へ配慮した取組への主体の形成を確実に加速すると思料します。</p>	<p>本計画は、みどりに関する基本的な方向性や考え方を示すものであり、特定の会議を制度として位置付けるものではありませんが、気候区民会議で示された提案については、今後のみどりに関する取組を進める上での参考とします。</p>

		<p>参考:スタディサークル視察記事 https://eduwell.jp/article/study-circle-nordic-tradition-support-sweden-lifelong-learning-society-part1</p>	
	2	<p>他にも、区内のみどり調査に、区民も「市民調査員」として参加・協力できるような枠組みを作ることにはできないでしょうか。</p> <p>ボランティア活動よりも前に、ニーズを知るために、「市民調査員」となって自ら身近な環境の状況を知る経験ができる機会や、環境学習グループとして学び合うコミュニティを育てていくことが、ロングスパンのテーマに取り組む土壌を耕すと思えます。</p>	<p>みどりの調査に関しては、行政だけでなく区民の参加も重要であると考えています。そのため、区民参加による調査については、今後の取組の中で検討させていただきます。</p>
26	1	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>・気候区民会議の提案の一つ「歩いて10分森林浴ができる」を本格的に推進してほしい。</p>	<p>近年の夏の暑さにより、みどりによる暑熱対策は、ますます重要性を増していると認識しております。そのため、気候区民会議の提案で取り上げられた事項については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
	2	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>最近の公園は、芝生の広場だけで、木陰ができる高木がない。真夏でも涼めるスペースを住民に提供するために、芝生の広場の数箇所に高木を植え、そのそばにベンチを設けてほしい。</p>	<p>本計画では、みどりによる暑熱緩和の取組を進める中で、樹木の健全な育成とその機能の発揮に配慮していく考え方を整理していますが、いただいたご意見を踏まえ、暑熱対策についてより分かりやすい記述に修正します(計画P50)。</p> <p>区ではこれまでも、利用実態や公園の特性を踏まえながら、高木の保全・育成、木陰の確保、ベンチ等の休憩施設の配置に配慮した公園の整備や改修を行ってまいりました。今後も、芝生広場を含む公園全体のバランスを考慮しながら、真夏でも利用しやすい公園環境の形成に努めてまいります。</p> <p>また、都立公園など区以外の管理主体が所管する公園についても、区民の声や地域の課題を共有し、より利用しやすい公園となるようはたらきかけてまいります。</p>
	3	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>暑さ対策や環境負荷の低い公共交通の積極利用につながるため、ほぼ全てのバス停に庇をつけてほしい。</p>	<p>杉並区バリアフリー基本構想において、バス停留所等について、上屋等の設置検討など当事者が円滑に乗降できるよう、改善・改良を図ることを定めています。区が設置しているバス停については、道路幅員等など法の規制により上屋等を設置できない場合を除き、今後バス停を新しくする場合には庇の設置を進めていきま</p>

			<p>す。</p> <p>また、環境負荷の低い公共交通の積極的な利用促進については、杉並区産 MaaS「ちかくも」を通じたリアルタイムのバス車両位置情報のほか、区の実施する涼みどころの紹介による暑さ対策の情報提供により、公共交通を利用しやすい環境整備に努めていきます。</p>
	4	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>杉並区の魅力を広く宣伝するためにも、緑化対策を充実させたほうがよい。</p>	<p>本計画では、「みどりの充実」「みどりの活用」「みどりへの行動」の3つの基本方針のもと、27の取組を進めることで、将来像である「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」の実現を目指していきます。</p>
27	—	<p>日頃より杉並緑の政策について、お疲れ様です。</p> <p>しかし、緑、緑と言うならば、まず、東京都から無理やり押し付けられている善福寺川上流調節池地下トンネル工事をやめるよう都に申し立て、善福寺川ロケット公園ほか、該当地域における樹木伐採を杉並区として阻止してください。</p> <p>基礎自治体が、自らの緑、すなわち緑の基礎である樹木を守れないで、どうするのですか。</p> <p>本当に、降水による善福寺川氾濫など想定し得ないというエビデンスが、専門家やデータによって明らかにされているにもかかわらず、住民を立ち退かせ、罪のない樹木を切り倒してまで強行しようとする、この「無意味」な工事に、まず、当該自治体としてのプライドをもって抗って、最後まで杉並の何百年、あるいはそれ以上脈々と生きてきた樹木の命を守ってください。</p> <p>公務員として、公務員だからこそ、誇りをもって、そういう仕事をして、杉並の緑を守ってください。</p> <p>緑の基本政策云々と区民に問う前に、区としてすべきことがあると、強く進言します。</p>	<p>意見番号 19 と同様</p>
28	1	<p>杉並の農地がかなり減ってますが、代替わりでさらに減ると思われます。農を潰すことないよう地主さんとの交渉を強く求めますが、人材がいなければ話になりません。人材の育成、外からの呼び込みなどと土地の取得を連携してできないでしょうか。今以上に農地を増やすべきと思うので農地優先の目的で土地を買い取るなどしてほしい。もちろん公園なども大事ですが、なんなら農</p>	<p>農業に関する人材につきましては、農業ボランティアの育成を行うことなどに取り組んでおりますが、いただいたご意見も参考にさせていただきます。</p> <p>なお、生産緑地地区の買い取りの申し出が行われた場合は、区民農園、農業公園や農福連携農園等の新設を検討します。</p>

		地公園などもどうでしょう？	
	2	それと小中高校にも園芸だけでなく畑スペースを作って、授業またはクラブなどで子どもたちが野菜などを作れるようにしては？ 合わせてコンポストも作り各家庭からの生ゴミを持ち寄る、落ち葉掃除で落ち葉を集めるなどのシステムを作ればいい循環ができると思うのですが。	<p>小中学校での野菜作り等は、これまでも小学校を中心に、学校園やプランターなどで行ってきっていますが、学校毎に教育活動や敷地条件等が異なることから、本計画で統一的な方針を示すことは難しい状況です。また、コンポストづくりは、これまでも給食の残渣や校内の落ち葉などを学校が管理し、行ってきていますが、コンポストになじまない異物の混入防止や攪拌(かくはん)、量などの管理があり、一般家庭からの生ごみの受け入れは、現実的に困難と考えています。</p> <p>なお、家庭から出た生ごみを堆肥にし、区内農園にて農産物の栽培などに活用し、生ごみの資源化と都市農業の理解促進を図ることを目的とした「すぎなみコンポストプロジェクト」を令和8年度から3年間のモデル事業として実施します。</p> <p>また、区では毎年11月から12月にかけて「落ち葉感謝月間」を設け、落ち葉掃きや落ち葉のリサイクルに関する普及啓発を行っています。</p>
29	1	<p>とてもよくまとめられていると思います。具体的な進め方などがわからないところもありますが、期待したいです。</p> <p>新築住宅への植樹は、シンボルツリーになるようなもっと大きいものを義務付けてもいいかと思います。</p> <p>特に集合住宅など、ちよろちよろ、としか植えてないところがありますので。</p>	<p>区ではすべての建築行為等に対して、緑化計画の指導を充実させ、敷地内の緑化を推進しています。緑化計画では、敷地にあわせて一定以上の大きさの樹木を植栽するよう基準を設けていますので、引き続き緑化計画に基づきシンボルツリー等の植栽を指導していきます。</p>
	2	<p>気になっているのは青梅街道の銀杏の剪定です。ここは東京都の管轄なのかもしれませんが、極端な強剪定で(予算のためでしょうか)見ていて辛い感じがしますし、肝心の夏に木陰ができません。</p> <p>なんとかならないでしょうか。</p>	<p>青梅街道は、東京都が管理する都道のため、いただいたご意見については東京都に情報提供いたします。</p>

30	1	<p>みどりのベルトに賛成しますが、低木の植え込みではなく、しっかり日差しを遮ってくれる大きな木を植えて、樹幹被覆率を伸ばして下さい。井の頭通りはひょろっとした木があるだけで、夏は本当に地獄のような暑さで命の危険を感じます。特に信号待ちがづらいので、信号のところだけでも木陰を作ってほしいです。</p> <p>また、せっかくな感じで葉が繁ってくると、いつもそこまで切らなくても？と思うくらいに強剪定されてしまい、憤りを覚えます。すぐにできる対策として、強剪定をやめて下さい。</p>	<p>大きな樹木による木陰の形成や樹冠被覆率の向上を求めるご意見については、暑熱対策の観点から重要な視点であると認識しています。本計画では、街路樹や公園などのみどりを、暑さを和らげ、歩行時に快適さを感じられる環境をつくるための重要な要素として位置付けています。また、樹木の剪定についてのご意見については、みどりの機能や木陰の確保への配慮が求められる一方で、通行の安全性や周辺環境との調和も考慮した管理が必要であると考えています。</p> <p>井の頭通りは、東京都が管理する都道のため、いただいたご意見については東京都に情報提供いたします。</p>
	2	<p>屋敷林が減っていくことにも危機感を持っています。庭付きの大きな屋敷が解体されると、マンションや小さな家が複数できて、地面がびっしりコンクリートで覆われてしまいます。難しいかもしれませんが、住宅メーカーに一定の規制をかけることはできませんか。住宅建設の際に大木を残すこと、土を残すことを、条例などで定めるのは難しいでしょうか。</p>	<p>屋敷林などの大規模な敷地が分割され、既存の樹木や土壌が失われていく状況は、都市のみどりの質や環境負荷の観点からも課題であると認識しています。</p> <p>しかし、屋敷林を残すことを義務付ける規制は、土地の分割や売却の自由度を下げることにつながり、結果として屋敷林のある土地の流動性を低下させるおそれがあるため、現時点ですぐに導入することは難しい面があります。</p> <p>そのため、区としては、屋敷林を有する土地を売却せずとも、相続人等が引き続き維持管理できる環境を整えていくことが重要であると考えています。本計画においては、民有地の緑を地域の重要な資源として捉え、保全を後押しする支援や仕組みづくりを通じて、屋敷林の継承につなげていく方向性を示しています。</p> <p>今後も、屋敷林が将来にわたって守られていくよう、実効性のある方策について検討を進めていきます。</p>
	3	<p>年々夏の暑さがひどくなっています。経済的にいくら発展しても、外を歩くのがづらい街では意味がありません。</p> <p>パリやニューヨークでは進んでいるように、樹幹被覆率を上げて下さい。</p>	<p>本計画では、みどりによる暑熱緩和の取組を進める中で、樹木の健全な育成とその機能の発揮に配慮していく考え方を整理していますが、いただいたご意見を踏まえ、樹木の暑熱対策について、より分かりやすい記述に修正します(計画 P46,50)。</p>

31	—	<p>緑化を推進することに賛成いたします。ただ、公園や学校、自宅のプランターで花を育てた場合、必ず土のごみが出ます。杉並区では、土の回収をしていないため、自宅に庭がある人は庭に捨てたりできるかもしれませんが、マンションのベランダでプランター栽培している人は、捨てる場所がありません。自分で業者を探し、有料で引き取ってもらうしかありませんが、ほとんどの人はそんなことはせず、公園などにこっそり捨てていると思います。そうすると、土に混ざった種や根が在来種に影響を与える可能性も出てきます。(園芸店に持ち込むというのをききますが、私が知る限り、園芸店では土の引き取りはしてくれません。唯一、練馬のオザキフラワーパークが購入品の土に限り回収しているだけでした)</p> <p>是非、杉並区で土の回収をしていただきたいです。</p> <p>家庭での緑化を区として推奨していくのであれば、土ごみの問題は避けて通れないと思います。</p> <p>杉並区ではコンポストも推進しているので、土を回収して再生させた上で、コンポスト用の培養土にしたり、区民に再生土を配布するなど循環する仕組みが出来たらいいのではないかと思います。どうぞ宜しくご検討くださいませ。(私が見落としていただけで、すでにご検討されているようでしたら、大変失礼しました)</p>	<p>家庭での緑化を進めていく上で、使用後の園芸用土の処理や再利用のあり方が課題となっているというご意見については、重要な視点であると認識しています。</p> <p>本計画では、区民が身近な場所でみどりに親しみ、育てていく取組を推進していますが、その継続に当たっては、資源循環や適切な処理の仕組みについても配慮が必要であると考えています。</p> <p>一方で、園芸用土の回収や再生の仕組みについては、廃棄物処理や資源循環の体系とも深く関わる事項であり、本計画において具体的な制度として位置付けるものではありませんが、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
32	1	<p>街路樹についてです。特に青梅街道の銀杏並木が強剪定されてると思いますが、あれは都が管理してるのでしょうか？ 街路樹で木陰を作ることも打ち出してるのですから、区が管理出来るのであればもっと葉が広がるような丁寧な剪定の仕方で木陰を作るようにしてください。都によるものでしたらそのように申し立てほしいです。</p>	意見番号 29-2 と同様
	2	<p>また、落ち葉が気になる人たちもいるようですが、イベント的に落ち葉掃除大会をやるとか、ボランティアポイントなどを作ってお掃除ボランティアを募るとかどうでしょうか？</p>	<p>区では、毎年11月15日から12月14日を落ち葉感謝月間とし、落ち葉感謝祭を実施しています。期間中は、区内の公園等で落ち葉掃きを行うことを呼びかけ、1万人の落ち葉掃きを目指しています。</p>

33	—	<p>みどりの基本計画の改定について、杉並区の考えはとてもいいなと思えるもので全面的に支持します。特にグリーンインフラの考えを積極的に取り入れることに賛成です。みどりの力を自然に体得できるように、小学校から机上だけでなく体験学習を多くできるようにしてほしいです。多くの子どもたちが授業で雨庭作りやビオトープ作りを体験できるなど。あと自宅のアプローチや駐車スペースを雨が浸透できる改築への助成なども積極的にやってほしいです。</p>	<p>本計画では、気候変動への対応や身近な生活環境の向上に資する取組として、グリーンインフラの推進を重視しています。ご意見のとおり、こうした考え方を将来世代につなぐためには、体験を通じて学ぶことが重要であると認識しています。今後、関係部署と連携し、学校での体験的な環境学習の充実について、検討してまいります。</p> <p>また、住宅敷地における雨水浸透や緑化は、都市環境の改善につながる重要な取組であることから、いただいたご意見は、今後のグリーンインフラ推進施策や支援のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
34	—	<p>公園には必ず高木を植えてください。子どもの遊具がある場所やベンチの置いてある箇所には木陰が必要です。</p> <p>健康的で豊かな暮らしを送るため公園がもっと増えることを望んでおりますが、公園を増設する場合必ずおおきな樹木を植えてください。</p> <p>善福寺川緑地沿いのセキレイ橋付近の通称ロケット公園などは、子どもの遊び場が大木が落とす緑陰の中にあり、夏場でも遊べる貴重な公園となっております。</p> <p>あのように公園づくりには必ず樹木をセットで考えて頂きたいです。</p>	<p>本計画では、みどりによる暑熱緩和の取組を進める中で、樹木の健全な育成とその機能の発揮に配慮していく考え方を整理していますが、いただいたご意見を踏まえ、暑熱対策についてより分かりやすい記述に修正します(計画P50)。</p> <p>区では、公園の新設や改修に当たって、既存樹木の活用や高木の育成、配置の工夫などに配慮してきており、今後も、公園の特性や利用状況を踏まえながら、樹木との適切なバランスに配慮した公園づくりを進めてまいります。</p>
35	—	<p>指標にもう一つの観点「樹冠被覆率」の導入を検討してください。</p> <p>「緑被率」や「平均緑視率」も大事ですが、年を追うごとに夏の暑さが酷くなっている現在、この先20年後の未来を視野に入れているとのことですので、</p> <p>防災や地球温暖化対策の面から「樹冠被覆率」は必要不可欠な指標となるのではないのでしょうか。</p> <p>20年後では手遅れなので、今から導入をご検討ください。</p>	<p>樹冠被覆率は、暑熱対策を示すうえでは重要な指標であることは認識しておりますが、現時点では国内で統一された樹冠被覆率の定義がない状況です。そのため、本計画では指標として設定していませんが、今後も樹冠被覆率の測定方法については、情報収集等を行ってまいります。</p>

36	—	<p>「コンポスト等で作成した堆肥を集める拠点となる場所の検討」の取り組みはとても素晴らしいと思います。</p> <p>大いに進めて頂きたいです。</p> <p>生ごみを堆肥化することでゴミが資源に変わるばかりか、焼却費の抑制やCO2排出の抑制にもつながる素晴らしい取り組みだと思いました。</p> <p>区が掲げている「みどりのことを、じぶんのことに」というコンセプトにも合っていて、自分の生活に直結している事柄が区全体の大きな循環になっているところが素晴らしいです。</p> <p>この先、コンポストを通して、区民同士につながりや、食育、食べ物の地産地消、農家さんへの応援、など多岐にわたる展開を愉しみにしております。</p> <p>将来的には、横浜市などで検討されているバイオガスや発電などにつながることも期待しております。</p>	<p>家庭から出た生ごみを堆肥にし、区内農園にて農産物の栽培などに活用し、生ごみの資源化と都市農業の理解促進を図ることを目的とした「すぎなみコンポストプロジェクト」を令和8年度から3年間のモデル事業として実施します。</p> <p>また、区では毎年11月から12月にかけて「落ち葉感謝月間」を設け、落ち葉掃きや落ち葉のリサイクルに関する普及啓発を行っています。</p> <p>なお、バイオガスや発電に関するご意見については、他自治体の事例も研究し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
37	—	<p>掲げる将来像に逆行するような計画が今杉並区内で進んでいます。「善福寺川上流地下調節池」計画です。東京都の事業ですが、杉並区民が長年親しんでいる善福寺川緑地内の通称ロケット公園、関根文化公園、井荻公園の樹木が倒され、公園が破壊されます。杉並区がこの計画を止めることが出来なかったことは大変残念なことでした。東京都は今都内各地で大型公共事業によるみどりの破壊を続けています。杉並区は今回の「みどりの基本計画」に伴い、公園がこのような破壊されるのを拒むことができる何か法制度も作るべきではないかと思えます。</p>	<p>意見番号19と同様</p>
38	1	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>区の健康アプリとボランティア参加を連携させる試みを図るのはいかがでしょう。</p>	<p>みどりに関するボランティア活動については、健康アプリ「なみチャレ」の各種申請からボランティア活動実績を入力することで、健康ポイントが付与されます。また、高齢者の健康やいきがいを支援するため、長寿応援ポイント事業と連携した取組を行っているところです。今後、取組内容の周知を図るとともに、いただいたご意見については、区民等との協働に関する取組の参考とさせていただきます。</p>

	2	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>都立公園との境界線の横断接続を希望する。遊歩道と公園の接続箇所に、人が歩きにくい段差や線引きがあり、活用されない空き地が生まれている。境界線を無くすことで、区民がより快適に公園で楽しめるようにしてほしい。芝生手入れが行き届いた公園は、イベント的に屋外ヨガを月1回開催するなど、ウェルネスなつながりも拡充してほしい。</p>	<p>都立公園は、東京都が管理するため、いただいたご意見については、東京都に情報提供いたします。公園のイベントでの活用については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
	3	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>犬が歩ける小規模公園を増やし生物に寛容なまちとしてほしい。犬を介した地域住民同士の会話やつながりは、高齢者の認知症予防や多世代交流につながる。犬を介した地域の交流基盤ができウェルビーイングな環境が整っていることが望ましいため、小規模ドッグランを、複数箇所へ設置することを希望する。夏場の熱中症対策となる高木や東屋を配置し、時間帯別に犬の散歩や子供のボール遊びを許容することなどができると良い。寄付された敷地も、寄付者と近隣住民ニーズを取込み、地域の価値を更に高めてほしい。</p>	<p>動物との共生による公園利用のあり方に関するご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
	4	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>夏場の暑熱による熱中症に備え、人通りの多い駅前を高木を植栽して、日陰が常にできる工夫をしてほしい。</p>	<p>近年の夏の暑さにより、みどりによる暑熱対策はますます重要性を増していると認識しております。そのため、駅前空間を含む公共空間においては、安全性や景観、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な緑化のあり方について関係部署や関係機関と連携しながら取り組んでいきます。</p>
39	1	<p>意見①「基本方針の取組体系・取組内容にみどりの重点エリアとして河川流域地帯を基軸とする取組を加えるべきだ」</p> <p>杉並区は武蔵野台地のへりに位置して、そのへりから流れる湧水が河川をつくり、それに伴い杉並らしいみどりの特性を持った地域です。その河川/善福寺川・神田川・玉川上水・妙正寺川そして今は遊歩道として痕跡を残す桃園川・井草川等が現在のみどりの基軸を形成しています。杉並らしいみどりを次世代に継承していく為には、この基軸を整備し守り育てる方針を明確に打ち</p>	<p>河川のみどりについては、杉並区のみどりを考えるうえでの重要な要素と認識しております。また、II-3-1のみどりのベルトづくりにおいても、河川については、河川事業に際して緑化を東京都に要請し、みどりと水のネットワーク形成を推進することを記載しています。</p>

		出す必要がある。	
	2	意見②「基本方針の取組体系・取組内容に杉並区らしいみどりのポジティブ戦略を加えるべきだ」 みどりの指標で緑被率 25%にもかかわらずみどりの満足度が 85%であることに驚かされる。これは杉並区の長い歴史の積み重ねの中で培われたイメージとともに「みどり」がそのもの実態以上に区民の期待を反映しているものと考えたい。従って、気候変動等でネガティブな将来が予測される中、「みどり」は区民の期待を反映させたポジティブな戦略で取組、杉並らしいみどりを推進していくエンジンとしていくべきだ。	緑被率と比較してみどりへの満足度が高いという点に着目し、杉並区におけるみどりが区民の期待や愛着と結び付いた大切な資源であるのご意見については、区としても重要な視点であると考えています。 そのため、みどりを前向きに捉え、区の魅力や取組を推進する視点については、今後のみどりに関する取組を検討していく上での参考とさせていただきます。
	3	意見③「基本方針の取組体系・取組内容に杉並らしいみどりを象徴する野草を主要公園の一部に野草園として開設すべきだ」 杉並区の昔は湿地・田んぼ・草地など野草が一面の地域であったことは知られている。しかしその面影は全く見られないが、樹木、花壇などより野草は住宅事情に合わせ区民が手軽に扱えるみどりである。井荻公園の野草園のように地域の地形に合わせ主要公園に開設していけば、野草から杉並各所のコミュニティアイデンティティ創造住民活動を推進できるのではないか。	井荻公園の野草園、宮前公園の竹林、三井の森公園の雑木林など、区民等との協働により、公園の地形や特色を活かした管理が展開されています。また、花の特色を活かした花の名所づくりにも取り組んでいるところです。いただいたご意見を踏まえ、ボランティアについて、より分かりやすい記述に修正(計画 P68)するとともに、さらなる区民等との協働による特色ある公園づくりに努め、みどりに関する普及啓発を推進してまいります。
40	—	樹木の強剪定を行わないですむように、正しい知識のある指導者の下、剪定業者に依頼する仕組みを作ってください。 病気のためなのか歩行者を守るためなのか理由はわかりませんが、公園や街路樹などで棒のようになっている樹木を見かけることがあります。 できるだけ樹木がのびのびと枝葉を広げられるよう考えて剪定を行ってください。 そうすることが杉並区の樹冠被覆率を上げ、夏の暑さから人々を守り、雨水流出の抑制に貢献し、一時的に葉に蓄えられた雨水の蒸散時には周囲の気温を下げる等、区民の暮らしと健康を守ることにつながると思います。 地球温暖化の今、樹木の樹冠は街に必要不可欠です。	暑熱対策として樹冠被覆率の向上が重要であることは、区としても認識しています。本計画では、樹木が持つ暑熱緩和や環境改善などの機能を適切に発揮できるよう、通行の安全性等にも配慮しながら、樹木の状態や立地条件に応じた管理を行っていくことを基本的な方向性として整理しています。いただいたご意見については、今後の樹木管理のあり方を検討していく上での参考とさせていただきます。 なお、ご意見を踏まえ、木陰の確保、暑熱対策、樹木の健全な育成、生育空間の確保についての記述の修正(計画 P46)をするほか、課題における樹木の健全な管理についての記述を修正(計画 P19)します。

41	—	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>樹木の価値の定義を、専門家を招いて至急確立してください。</p> <p>また、個人保有の樹木については、行政が保護のための様々なサポートを整備し、必要であれば土地を樹木ごと購入してください。杉並区の樹幹被覆率アップや公園、集会室の整備もできます。</p>	<p>暑熱対策として樹冠被覆率の向上が重要であることは、区としても認識しています。本計画では、樹木が持つ暑熱緩和や環境改善などの機能を適切に発揮できるよう、通行の安全性等にも配慮しながら、樹木の状態や立地条件に応じた管理を行っていくことを基本的な方向性として整理しています。樹木の価値の考え方や、保全施策については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
42	—	<p>善福寺川上流地下調節池計画は、河川法が求める技術的・経済的な評価、環境への配慮のうち、①費用便益比が公開されていない、②工事用地の確保、近隣住民や関係団体との合意が得られていないため、着工に反対することを明記していただきたい。河川法では治水工事はその費用対便益比(整備にかかる費用に対する、氾濫被害の軽減などによる便益の比率)が1を上回ることを求めています。東京都では神田川流域整備計画全体の費用対便益比は1.41であるとしています。しかし、このデータの根拠にはかなり問題があります。実際には0.81であるという専門家による試算もあります。また善福寺川上流地下調節池計画個別の費用対便益比が公開されていないのもおかしいと思います。善福寺川の流域面積は、善福寺川も含まれる神田川水系全体の流域面積の17%を占めるにすぎませんので、神田川水系全体の値だけ示しても全く意味がないと思います。大西隆東京大学名誉教授は善福寺川上流地下調節池計画個別の費用対便益比は0.66であるという試算を発表されています。さらに、工事にともなって立ち退きが迫られる、原寺部橋付近の住民は一致してこの計画に反対しているため、周辺住民の合意確保とはほど遠い状況にあると思います。工期は16年とされていますが、この間公園が利用できなくなることによる住民の不利益も大きいとみられます。効果が費用に見合うかどうか不明で、法律的に問題があり、周辺住民の不利益も大きい巨大工事の計画(事業費1,400億円～1,600億円)はみどりの基本計画に逆行する計画と考えられます。</p>	<p>意見番号19と同様</p>
43	1	<p>多岐にわたる計画と実践をまとめてくださりありが</p>	<p>「指標5みどりに関する登録団体に属している</p>

	<p>とうございます。大変参考になりました。以下少し意見をさせていただきます。</p> <p>●P35の「指標5 みどりに関する登録団体に属している人数」について</p> <p>現状の指標では「みどりに関する登録団体に属している人数」とされていますが、個人が直接、みどりに関する活動をしている数値は対象外となるでしょうか。区民のなかには団体に所属する意思がないけれど、個人的にはみどりに関する活動をしている(したい)人が多くいると認識しています。</p> <p>現状、「みどりのボランティア杉並」が区民登録の受け皿と思いますが、HPに記載があるように「公園ボランティアの入門編と位置づけ、区が作成するプログラムに沿って活動」という内容で範囲が限定的であると感じます。無償のボランティアがただの作業としてではなく、つながりや学びに結びつくことでやりがいをもって関われる層が広がると思います。</p> <p>そこで今後は「みどりに関する登録団体に属している人数」とあわせて、「みどりのボランティア杉並などへの区民登録人数」を指標として併記するのはいかがでしょうか。</p> <p>区民へ登録を募る際は、区民を単に「ボランティア」と呼ぶのではなく、「みどり市民研究員」や「みどりピープル」、「みどりそだて隊」などとキャッチーな名前で募集するのがよさそうです。私は善福寺川を里川にカエル会の月1調査に参加しています。ただ、この活動への参加についてボランティアをしているという認識ではなく、皆、水質や生き物の調査をするという役割を与えられ(結果としてあそびや学びになり)楽しく参加しています。実質的にはボランティアであっても、自分たちは役割をもって参加しているんだ!と思える仕掛けをつくれると、もっと参加に結びつく区民が多くいると感じています。今後の参加の受け皿の広がり期待します。</p>	<p>人数」には、「花咲かせ隊」や「すぎなみみどり育て組」のほか「みどりのボランティア杉並への登録人数」も含めています。区内のみどりに関するすべてのボランティア数(団体に属する人数、個人で活動している人数)を把握することは困難ですが、継続的に活動している団体について可能な限り把握に努めてまいります。いただいたご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>●「P68のⅢ-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進(拡充)について」について</p> <p>このみどりに関する取組主体の形成の促進はとても大事な視点だと思います。団体のPRに協力することのほかに、小中学校や保育園、幼稚</p>	<p>本計画では、区民や団体、事業者など多様な主体がみどりに関わり、協働の輪を広げていくことを重要な柱として位置付けています。</p> <p>いただいたご意見の、学校や子どもを含む環境学習との連携や、防災・環境を組み合わせ</p>

	<p>園と環境団体をマッチングを促進し、こどもの環境学習につなげていくサポートができると思います。また、防災と環境をかけあわせて自治会や商店会などと連携する取組を促すのも効果が期待できると思います。また、企業の環境実践を通じた区民の主体形成を促進する方向性も検討できないでしょうか。</p> <p>阿佐ヶ谷駅付近にある cafe 天人唐草では、「都会に森をつくり、緑の中に小さなカフェを！ ～阿佐ヶ谷から広がる緑の再生」を目指し、庭及び屋上を環境再生医・矢野智徳さんがチームを率いて施工されました。こうした事例に例えば、区民もボランティアや寄付などを通じた協力を経て、区民一人ひとりにみどりがある空間の心地よさを体験してもらう場が増えていくことで意識を醸成していくことが、このみどりの基本計画を進めていくうえでも重要と思います。なお、矢野さんは、一般社団法人大地の再生 結の杜づくりとして、能登地震後の復興事業を担い、川の田畑の手入れや樹木の根っこの手入れなどを自然の法則を軸とした施工ができる方で、彼のもとには造園や自然、災害復興に関心のある研修生が集います。みどりの活動の範囲をこうしたところまで広げることで、幅広い専門家に関わってもらい仕組みや、区民に、それも、子どもや若いうちからみどりの活動に関心を持って主体的に関われるような基盤をどうにかつくっていけないでしょうか。今回の計画に全ての検討や記載は難しいと思いますが、現状の記載では区取組や区民の関わり方(例)の想定が狭く感じられましたので、見直しのご検討をお願いいたします。</p> <p>参考 URL (cafe 天人唐草クラウドファンディングサイト) https://for-good.net/project/1002223?t=1754877444</p> <p>参考 URL (一般社団法人大地の再生 結の杜づくり) https://daichisaisei.net/</p>	<p>た地域団体との取組、企業や専門家による実践を通じた主体形成の視点については、みどりへの関心を高め、担い手を育てていく上でも重要となることから、今後のみどりに関する取組を進めていく上での参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見を踏まえ、みどりに関する取組主体の形成の促進について、すぎなみボイスやすぎなみプラス等のデジタルツールの活用についての記述を追加します(計画 P68,資料-122)。</p>
--	---	--

44	1	①現行計画の施策の進捗等の評価の記載 現行計画の第3章「将来像を実現させるための施策」にて示した39の施策の進捗や達成状況を、今回改定する緑の基本計画に記載しないのか。今回の計画案でも計画の進行管理をPDCAサイクルにて行うとの記載がある。これを踏まえると、今回の改訂版に現行計画によって何が進捗し、何が未達なのかを区民にわかりやすく示すことを求めたい。この自己評価があれば、現行計画と今回計画のつながりや、今回の改定の理由・目的がわかりやすくなると思う。	資料編において、前計画の評価として施策の進捗状況や実績、課題を整理しております。
	2	②地域別方針の作成について 現行計画では地域別方針が示されていたが、今回は作成しないのか？全体も大事だが、区民にとっては自身の居住するエリアではどのような緑の施策が展開されていくかを知りたい。	杉並区内の多くは、住居系の地域を占めるため、地域別の方針ではなく、各地域の構成要素である「住宅街」「商店街」「屋敷林・農地」「公園」「学校」「河川」「道路」についてのイメージを整理しています。
	3	③現行計画の杉並区全体のみどりの方針図に相当する図の作成について 現行計画の図 5-1 杉並区全体のみどりの方針図に相当する図は作成しないのか。 今回計画では P27 に将来像のイメージが示されるが、これは現行計画の P43 の 3.施策の展開イメージに相当するもので、抽象化された図であることから、これとは別に地図を下地にした絵を示してもらえると、杉並区のやりたいことがわかりやすくなる。	P62 のみどりのベルトづくりの取組の中で「みどりと水のまちづくり方針図」を示しています。
	4	④将来像のイメージについて P27 に「将来像のイメージ」なるものが示されるが、将来像といいつつ現況の杉並区の鳥瞰をデフォルメして描いただけにしか見えない。計画期間が R11 までと、短すぎるのが影響しているにしても、本計画によって杉並区のどこがどう変わるのかをわかりやすく図示してほしい。あるいは今と変わらないということを表示したものなのか。	本計画における「将来像のイメージ」は、大規模な土地利用の転換やまちの姿の変化を示すものではなく、身近なみどりを守り育て、その価値を高めていくという方向性を、現在の杉並区の姿を踏まえて分かりやすく表現することを意図したものです。 また、本計画で示す取組内容について、区内のどのような場所で行われることを想定しているかについても、イメージ図の中で示しています。
	5	⑤資料編の時点更新 資料編の6 杉並区のみどりの略年表が 2024 年で終わっているなど、他の項目を含め 2025 年度まで更新してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、2025 年の出来事を略年表に追加します(資料-114)。

45	<p>一 区民の反対の声を押し切って、また未だ工事の周知が近隣住民にさえ行き届いていない中で、「善福寺川上流調整池工事」が着工目前なことを、非常に悲しく残念に思い、なんとか計画中止してほしいと思います。基本方針にある「緑の充実」とは全く逆の計画です。</p> <p>1-1-1屋敷林は立ち退きによって奪われます。</p> <p>1-1-2「緑地」はそもそも木々を保全することが目的のはずです＝都市緑地法第1章第2条＝国及び地方公共団体は緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならないに反しています。</p> <p>I-2-5 安心・安全な公園の維持管理 騒音振動が予想される20年近い長期工事はこれに反しています。</p> <p>近隣に生息する野鳥ツミは保護管理法の対象であり、工事は</p> <p>II-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全 II-2-2 みどりを活用した生きものの生息場所の創出 に反しています。</p> <p>日本野鳥の会の創始者・中西悟堂氏は杉並区善福寺で観察を始めたそうですが、そのような歴史も杉並区らしく、アピールすれば「野鳥に優しい、野鳥の保護に熱心な区」というイメージは大きな個性・魅力となるでしょう。</p> <p>花見の名所であり区民の憩いの場の破壊は</p> <p>II-3-2 良好な景観づくりの推進 に反しています。また今年度は桜が大幅に剪定され、SNSでも「見劣りがする」という投稿が多く見られ残念でした。老木の倒木による危険は回避しなければなりません、近年剪定の技術が全国的に低下しているという話も聞きます。ぜひ的確な剪定をしてほしいです。大量伐採など言語道断です。</p> <p>改定の視点(方向性)</p> <p>1 受け継がれたみどりを守り、新たなみどりを創出し、地域とともに住みよい環境を築く →都心にあつて貴重な緑地帯が杉並区にあることは区の大きな魅力であり誇りです。B/Cすら不確かな危険な工事によりその環境を破壊するのは、この方向性に反しています。</p>	意見番号 19 と同様
----	--	-------------

		<p>2 公共のみどりを量・質ともに充実させ、民有のみどりに広げる</p> <p>公園を潰し、毒ガスが出る危険もある工事により(外環道工事で実際におきました。現在外環道のトンネル工事は頓挫していますが、破壊された住民環境は取り戻せません)その量と質を落とさないでください。</p> <p>3 グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす</p> <p>→緑被率 を大幅に減らし周辺の気温を上げてしまう樹木伐採を許さないでください。</p> <p>4 みどりとの関わりをじぶんごとにし、協働で守り、みどりの未来をつくる</p> <p>→多くの区民が「じぶんごと」として仕事や家事の時間を割いて反対の声をあげていますが、都は強硬姿勢です。どうか大切な緑地＝子どもたちの公園、若者のスポーツの場、散歩など豊かな住環境を守ってください。</p> <p>昨年末、杉並区をロケ地にしたドラマが複数放映され、全国的な人気を博しました。ひとつの作品のロケ地は善福寺川緑地＝工事予定地のすぐ近くでした。やはりロケ地に使われた人情味あふれる商店街に加え、豊かな緑地も人々の心をとらえたと思います。ドラマの背景の豊かな木々と川が与えた映像の印象はとても魅力のあるものでした。観光地としても、工事で破壊するのはあまりにもったいないです。都心でなごめる穴場の緑地としてインバウンドに紹介したり、ドラマのロケ地マップを作って若者に散策してもらったり、積極的にロケ地に使ってもらうキャンペーンをしてもいいかもしれません。</p> <p>樹木伐採・立坑を掘削し環境をめちゃくちゃに壊したら、二度と元に戻せません。</p>	
46	1	<p>杉並区みどりの基本計画(案)パブリックコメント「現状の問題点にもっと目を向け、危機感をもった計画を」</p> <p>地球規模での気候変動はノンストップで致命的な生存危機のレベルにまで急速に進んでいる。日本・東京のレベルにおいても「猛暑日」を超える40℃近い日の名称を作る、とか、4月ですでに</p>	<p>本計画では、みどりを安らぎや景観、利用といった側面だけで捉えるのではなく、生物多様性の保全や水循環の維持、環境負荷の軽減など、みどり・自然そのものが持つ役割や価値を基盤として位置付けています。その上で、区民の暮らしと切り離せない都市環境の中で、みどりと人との関わり方をどのように築いていくかという観点から整理を行っています。</p>

	<p>真夏日という、昨年から比べても早くも「地球沸騰」の事例が確認されている。</p> <p>しかし、東京都は次々と樹木の伐採をとまらぬ再開を認可。神宮外苑だけではなく、隣接する明治公園も、以前の敷地にあった多くの樹木の「移植」に失敗し、ほとんどがコンクリート地面と建築物からなる新敷地に、ささやかな苗木を植えて「森」と称している始末である。</p> <p>杉並区においても昨年「樹冠被覆率の減少が23区最低」という衝撃的なニュースが出た。本計画案でも「屋敷林・民有地のみどりが減少」と書かれているが、そのうちの大きな面積を占める阿佐ヶ谷北口の旧・榎屋敷=現・河北病院に関しては、杉並区も共同施行する区画整理による開発である。また、善福寺川上流調節池や都市計画道路事業という、公園や民有地の樹木の削減をとまらぬ事業計画も進められている。</p> <p>このようなシビアな現状、さらに追い打ちをかけるかのごとき行政の事業や認可による環境破壊が進められていることを無視したまま、「みどりを増やしましょう」という一般論に終始する本基本計画は、危機感が乏しくきわめて無責任であると考えられる。</p> <p>区民・住民の意思であるとして、「みどりに関心を持つ」「雨庭づくりなどのワークショップ」などのイメージ先行、いわゆる「ゆるふわ」な取り組み、ささやかな日常的な行動をアピールしているのも問題である。区民・住民が主体的にそのようなみどりへの取り組みをおこなうこと、それを行政が後押しすることは当たり前であるが、一方、一般市民の意識を日常生活のレベルにとどめ、小さな取り組みにしか参画させない、その中で満足させていいのか。</p> <p>行政や大規模民間事業者による環境破壊という問題がありながら、その足元で区民・住民はささやかにお花を愛でていけばよい。これは住民の疎外であり、同時にそうした行動によって、大規模開発から目をそむけさせるグリーンウォッシュではないか。</p> <p>以下、基本計画(案)内容に基づいて指摘する。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、開発や都市化のあり方そのものに対する問いや、自然の価値をどのように優先して捉えるかという視点は重要であり、本計画においても、既存のみどりをできる限り守り、活かし、将来につなげていくことを基本的な考え方として示しています。</p>
--	---	--

	<p>1.みどりの「価値」が人間中心主義的</p> <p>P.19,20「民間のみどり、公共のみどり」の項目などで、みどりの価値は「安らぎや景観」「利用価値」を重視して評価されている。人間にとって「水とみどり(以下、動植物・水系・土壌などを総称して「みどり」とする)」が精神的な安らぎやゆとりであるのは日常レベルではあたりまえのことである。しかし、そのような視点でのみどりの価値を捉えることは、自然を「利用」する傲慢な発想ではないか。</p> <p>そこから導き出されるものは、結局、都市化した中に「景観」としてみどりをトッピングするものとなる。上記したように、旧・明治公園の樹木を伐採して移転再開発した新敷地の公園に申し訳程度の木々を植える、阿佐ヶ谷の広大な屋敷林のごく一部だけを高層の病院敷地に残す、他にも杉並区でいえば阿佐ヶ谷地域区民センターを作った際に都市型立体公園として屋上に貧相な緑化をおこない、下の公園部分の一部をゴム張りにしたことなど。</p> <p>都市化、開発そのものを見直すことなく、その中に人間が「利用」「享受」するためのみどりをわずかに残す。こうした考え方が、現在の気候危機を生んでいるのであり、抜本的に見直すための提案が必要なのではないか。</p> <p>みどりの価値は人間のためにあるのではない。 みどり・自然そのものに価値があり、人間にとっての利用価値よりも先行し、優先されるべきなのではないか。</p>	
2	<p>2.調査データの問題点</p> <p>P.9 杉並区自然環境調査は、23 区の取り組みとしては非常に重要で、意義があるものだ。しかし、調査には制約や限界があり、まだまだ調査・研究が不足しているという現状を調査員の方から聞いている。</p> <p>まず、人数が足りていない。したがって調査対象の品種や地域、期間を限定しなくてはいけなくなる。植物や動物が「いそうなところ」「すでにいるところ」の調査が中心となり、対象範囲は、確実に自然が残っている大きな公園が中心である。立</p>	<p>自然環境調査及び河川生物調査は、土地利用の変化や護岸整備など周辺環境の状況を踏まえながら、動植物の生息状況を継続的に把握することを目的として実施しています。</p> <p>本調査は、経年変化を把握するため、区民や委託事業者、一部民有地の所有者の協力を得ながら、調査期間や調査範囲は原則として変更せずに実施しています。一方で、よりの確に区内の自然環境の状況を把握していくことの重要性については、区としても認識しておりますので、いただいたご意見は、今後の調査体制や手法等を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ち入りの制約もあり、民間の住宅地・屋敷林は対象外となるが、実際に杉並区のみどりの大半は民有地である。こうした現状を踏まえ、杉並区はさらに自然環境調査に対してリソースをさき、たとえば民有地の協力を得られるようにする、など、調査を支援すべきである。</p> <p>また動植物の「減少」の原因は、もっと究明されるべきである。善福寺川緑地ではずっと川面を塞いだ護岸工事が続いているが、河川生物調査ではこの影響を考慮の対象としているのか。大規模開発の影響は、直接的な樹木の伐採だけではなく、日照の減少や車両交通の増加、周辺の土地面のコンクリ化による透水性の減少などもある。ポジティブな面だけを強調するのではなく、現に環境破壊が進んでいるという危機感を持ち、「減少」についてしっかり究明するべきである。</p> <p>その点では、P.15においても、緑被率、緑視率だけが挙げられているが、樹冠被覆率がないことも問題である。もう一度書くが、「杉並区の樹冠被覆率の減少は23区ワースト」である。しかも報道されて有名な話になってしまっている。これに危機感を持たずしてどうするのか。なにより取り組むべきは、このワーストをどのように改善するかではないだろうか。</p> <p>樹冠被覆率とは、大木があるかどうかが要因となる。単純に「なんらかの植物に覆われていればいい」「人間が見えるところにあればいい」のなら、芝生や壁面緑化、花壇でも含まれてしまう。大木を伐って、開発した建物を壁面緑化する、そのみどりが「見えていれば」区民の生活には充分なのか。</p> <p>大径木や樹林こそが、環境全体を維持するものであるのに、それを表層的な緑被率に置き換え、あたかも「みどりがある街」のように見せかけることは、きわめて欺瞞的で貧しい発想である。</p>	<p>きます。</p> <p>また、調査結果の取りまとめに当たっては、動植物の確認状況に加え、増減に影響すると考えられる要因も可能な範囲で記載しておりますが、いただいたご意見を参考に今後の分析の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、樹冠被覆率は暑熱対策を示すうえでは重要な指標であることは認識しておりますが、現時点では国内で統一された樹冠被覆率の定義がない状況です。そのため、今後も樹冠被覆率の測定方法については、情報収集等を今後行ってまいります。</p>
3	<p>3.「水」についての認識不足</p> <p>P.55「健全な水循環」の事例として、雨水浸透だけが書かれている。この傾向は東京都や杉並区の推奨する「グリーン・インフラ」の周知でも顕著だが、もっと広域的・体系的に「水循環」を捉えるべきである。</p>	<p>健全な水循環の促進には、流域に関わる様々な関係者が連携して総合的に取り組む必要があります。区においては、みどりの保全・創出や透水性舗装、公共施設への雨水浸透施設等の整備推進とともに、民間施設への雨水浸透施設の設置促進を図り、地下水・湧水の保全・回復に取り組んでまいります。</p>

	<p>だが、それができないのは、合流下水によって善福寺川・妙正寺川・神田川に汚水を放流しているためではないか。都市河川であっても、水系として捉えることで、水循環にとっては大きな役目を果たすことができる。が、汚水を流すための浸透しないコンクリ三面護岸となった河川は、人間の都合によってドブ川にされたも同然である。</p> <p>なお、P.8「都市化や気候変動の影響」で「区内の河川でも浸水被害」とあるが、写真の阿佐ヶ谷駅前の水没は下水の内水氾濫によるもので、河川の浸水ではない。このようなミスリードによって「グレー・インフラ」による河川整備の緊急性・正当性を煽り、かえって環境破壊を進めるようでは、少しずつでも進んできた「グリーン・インフラ」の効果も帳消しではないか。</p>	
4	<p>4.善福寺川上流調節池の問題</p> <p>こうした中、進められているのが善福寺川上流調節池事業である。東京都の事業であるが、杉並区・岸本区長も認可し、必要性があるものという認識を示している。</p> <p>だが、三か所の取水施設および発進坑計画地で、大径木のある公園が潰される。このマイナス要素を、どのようにフォローするのか、あるいはできないのか、「みどりの基本計画」というからには、そこをしっかりと直視すべきではないか。</p> <p>まず、西荻北四丁目の井荻公園北部は、元は民有地であったものが寄贈されてきたものと聞いている。この基本計画で推進するとされている、民有樹木の維持がなされたものであり、この公園全体が崖線の地形を活かして作られていることもあり、この地域に短いながらもグリーンベルトを維持している。この下1/3が削られると、植物のベルトだけでなく、地下水や風の流れも伐られるのではないか。さらに、ここの善福寺川は貴重な自噴湧水源がある場所である。</p> <p>上荻四丁目の関根文化公園は桜の名所であり、川に張り出した3本の大木が特徴的であるが、計画ではこれらすべてが伐採対象となっている。公園としても、このあたりはまさに「不足地域」であり、西側部分は残るといっても、下水幹線のために整備された芝生と細い灌木だけのもので、</p>	意見番号 19 と同様

	<p>東側の樹木の伐採を埋め合わせるものではまったくない。</p> <p>善福寺川緑地せきれい橋周辺は発進坑と工事ヤードが計画されているため、失われる面積も各段に大きい。工事ヤードのフェンスによる日照の疎外や、工事車両・機械による環境悪化による影響も危惧される。五日市街道につながる工事車両搬入路には区立の公園部分と民有林がある。善福寺川緑地全体は広大で、代替地があるように思えるかもしれないが、杉並区の真ん中で貴重なグリーンベルトを形成している緑地であり、それを寸断することで、特に鳥類などに悪影響が出るのではないか。緑地にはオオタカやツミなども確認されているが、移動ルートが分断され、営巣環境が悪化したらどうなるのか。</p> <p>東京都は樹木を「移植する」「伐採の本数を当初計画から減らした」と言っているが、大径木の移植を軽々しく考えすぎている。善福寺川緑地の工事開始は今年中とも言われているが、「移植」するための準備期間も取られていない。いきなり引き抜いて、一部はすでに他の樹木が密集しているような場所に移動させようとしている。東京都は明治公園の樹木も「移植」の結果枯らしている。このように環境配慮のない東京都建設局に、みどりに手をつけさせてはいけぬ。そもそも、樹木に関しては少なくともみどり公園課などの環境関連の部署が担当し、建設局の事業に対して監視すべきではないか。そしてきちんとした樹木の専門家を入れた調査機関を設け、環境への影響が大きい場合は事業そのものの見直しまで視野に入れるべきである。</p> <p>根本的に、善福寺川上流調節池事業はグレー・インフラの最たるものであり、環境保全とは両立しえないものとする。</p> <p>しかし、これを含め、他の都市計画道路や鉄道の立体交差などで、今後も各地での樹木・街路樹の伐採・移植が続くと予想される。大径木は何十年・百年とかかってそこまで生育したものであり、伐採(あるいは移植に失敗して枯死)した代わりに苗木を植えたり、なんらかの緑化をして代替できるものではない。今ある木を減らさない、これ</p>	
--	---	--

	<p>は絶対的な義務である。</p> <p>どうしても工事が必要である場合は、万全の対策をもって移植することが最低限必要である。そのためには、根回しの期間、そして他の樹木や構造物とバッティングしない移植先が必要である。杉並区の公有地には余裕がないとはいえ、あらゆる可能性を検討すべきだ。たとえば、「身近な公園」と定義される小公園などで、遊具もなくあまり利用されていない公園もあるのではないか。こうした公園を大木のための土地にし、樹下で憩う空間としてデザインできないか。空き家・空き地を「みどりのため」に取得するくらいのこととしてもよいと思う。</p>	
5	<p>追記: 外来種の取り扱い</p> <p>P.60に「外来種」のことが書かれているが、「外来種」の定義・範囲を示さず、単純に「減らす」べきとしているのは、社会的排外主義に通じかねない危険な印象である。</p> <p>外来種として捉える範囲は何か。温暖化の影響によって「西日本でしか見られなかった種」が東京でも見られるようになってきている。こうした「国内外来種」をどう捉えるのか。「メダカは水系が違くと遺伝子レベルで違うから、他の川に放流してはいけない」というが、そこまで考えているのか。大昔には日本列島と大陸は地続きであったが、その時に渡ってきた動植物はどうなのか。近代以前に輸入されて定着している動植物はどうか。そのいっぽうで、P.76「商店街のみどり」においても、壁面緑化や花壇という「園芸植物」が推奨されており、現状を見ればコニファーやアイビー、オリーブ、街路樹ならプラタナスなど、ほとんどが「外来種」あるいは「園芸種」である。農地の保全ももちろん必要だが、そこで作られているのはキャベツやブロッコリー、キウイではないか。</p> <p>実際に東京23区には「在来」の自然環境は残されていないのであり、もはや「外来種」であっても、少しでもみどりを増やすことが必要なのではないか。少なくとも「外来種はダメ」と「園芸種を楽しみましょう」というダブルスタンダードではなく、現在とこれからの東京の自然環境はどうあるべきかという視点から考える必要があるのではないか。</p>	<p>外来種については、資料編の用語の説明に記載しています(資料-120)。</p> <p>II-2-3においては、善福寺川や神田川沿いの水辺、雑木林、公園など、生物多様性が高い地域では、外来種の除去、在来種の植栽、生態系に配慮した取組を行うこととしております。</p>

		<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の問題点、マイナス要因をしっかりと分析し、明記する ・開発事業による影響を考慮し、環境評価に基づいて事業を修正する ・大径木を一本でも減らさないような対策をする ・都市化の中での消費的な「緑化」ではなく、グリーンベルトをめざす ・グリーンインフラなどを小手先のものにしないで、代替案として位置づける ・開発より環境保全を優先する社会に向かう ・杉並区のみどりも地球環境全体の自然を構成する一部であり、地球レベルの気候危機の緩和のため、大きな視点をもって積極的に取り組む <p>以上</p>	
47	1	<p>①都の計画との連携</p> <p>緑の基本計画案では具体的な取り組みとして、緑の保全を示す一方「緑確保の総合的な方針（東京都）」における、杉並区の確保候補地は252件と他の市区と比較して突出して多いにも関わらず、当該方針の水準1～3（令和11年度までの目標水準）を確保する緑地が少なすぎるように思う。特に、「平地林・社寺林・屋敷林（緑確保の総合的な方針.P37）」に杉並区の緑地が1件もないのに、区の改定案では屋敷林の保全を主要な緑地の保全の取組に位置付けていることに違和感がある。屋敷林の保全を施策として掲げるのであれば、本計画の改定以前から都の計画にも積極的に働きかけ、杉並区の保全すべき緑地をより多く位置付け、都の補助を積極的に活用するべきではないか。また、本計画でも指摘の内容にとどまらず、都の補助を活用できる施策を多く明記していくべきでないか。</p>	<p>東京都の補助制度や関連施策との連携については、緑地保全を進めていく上で重要な視点であると考えており、区としても、これまでの取組の中で制度の活用や情報共有を図ってきました。</p> <p>本計画は、区としての基本的な方向性を示すものであり、個別の補助制度の活用や東京都の計画への位置付けのあり方について詳細に記載するものではありませんが、今後の緑地保全を進めるに当たっては、東京都の関連施策との連携や補助制度の活用について、適切に検討していきます。</p> <p>なお、いただいたご意見を踏まえ、国や東京都の補助金の活用についての記述を追加します（計画 P20）。</p>
	2	<p>②国のガイドラインの反映</p> <p>改定の視点にて、「グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす」としているほか、KPIでグリーンインフラの認知度を指標とするなど、グリーンインフラに関する取り組みを充実させたように見える一方、グリーンインフラを活用してどのような課題を解決したいのか、どこにグリーンインフ</p>	<p>本計画では、「グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす」という視点のもと、考え方の普及・定着を図るため、認知度を指標の一つとして位置付けています。一方で、具体的な課題設定や導入場所、取組内容の明確化が重要であることは、区としても認識しています。国の「緑の基本計画×グリーンインフラガイドラ</p>

	<p>ラを導入していくのかといった具体的な内容が示されていない。「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)(国交省)」をふまえ、杉並区として、解決したい課題を設定し、グリーンインフラに関する具体的な取組や補助等を具体化し、計画内に明記すべきでないか。あるいは、緑の基本計画内に、大田区グリーンインフラ事業計画のようなグリーンインフラの整備方針を定めた計画を計画期間内に策定していく旨を明記すべきでないか。</p>	<p>イン(案)」も踏まえ、今後は、浸水対策や暑熱対策、生物多様性の確保など、区が解決を目指す都市課題を意識しながら、グリーンインフラの具体的な活用方策や施策展開について、検討を進めてまいります。</p>
3	<p>③大学との連携 大学との連携に関する施策はないのか。例えばグリーンインフラの実装や効果の検証は大学との連携が有効と考えられる。</p>	<p>グリーンインフラの実装やその効果検証に当たっては、専門的知見を有する大学等との連携が有効であると認識しています。令和6年に協定を締結した流域治水の推進やグリーンインフラに関する専門家(大学等)と連携協力して、引き続きグリーンインフラの実装や効果検証を進めていきます。</p>
48	<p>— 杉並区みどりの基本計画改定(案)の策定をありがとうございます。時間が取れずじっくり読み込みができなかったですが、意見をお送りさせていただきます。杉並区上荻4丁目にあります「関根文化公園」の近隣住民でこの公園の様子を毎日見ているものとして、善福寺地下調節地工事により、該当公園の大木伐採・大部分の長期の閉鎖・工事後も取水施設が建設され元の公園には戻らないことが、治水対策の重要性は理解しながらやはり残念でならず、主な公園利用者である「平日午前中の遊び場であり、近隣の多数の保育施設に通う園児たち」「平日午後の貴重な遊び場である、小学生・学童利用の子どもたち」「週末にこの公園を利用して、様々な遊びや・体験を子どもたちに提供して時間を過ごしている保護者、ファミリー層」にとって、該当公園が生活に根付いた必要不可欠な場所であることはこれからも変わることはありません。建物から建物に生まれ変わるなら納得出来ますが、長い年月を掛けあそびまで大きく育った公園の大木をすべて伐採するこの計画は、一部の区民を蔑ろにしていると感じます。多くの子どもたちが自由に遊ぶ、地域において大変貴重なあの場の光景を一度でも目にしたら、工事計画地として公園を選ぶべきでないことが誰でもわかるはずです。東京都と杉並区に</p>	<p>本計画は、みどりに関する基本的な方向性や考え方を示すものであり、他主体による個別事業の是非を検討するものではありませんが、善福寺川上流地下調節池については、これまで浸水被害がたびたび発生してきた当該流域の経緯を踏まえ、区としても区民の生命と暮らしを守るために欠かせない事業として、早期実現を東京都に要望してきたものです。 関根文化公園については、区としても地域にとって「貴重な子どもの遊び場」と認識しています。そのため、関根文化公園の代替用地については、東京都と協力し、用地情報の収集や地権者との折衝などともに、空き家等の近隣資源を活用した代替策の検討を行っています。 調節池計画については、様々な不安や懸念の声が区民の皆さんから寄せられていることから、都が施行する事業ではありますが、地元自治体の責任として地域の声を真摯に受け止め、引き続き、東京都と緊密に連携しながら、住民理解が得られるよう努めてまいります。</p>

		<p>は、本計画をもう一度十分に再考していただき、近隣住民はもちろんですが、近隣だけでなく多くの公園利用者の現在の姿と声を蔑ろにしない、納得出来る説明とそのための時間の確保をお願いいたします。</p>	
49	—	<p>杉並区有地での樹木の強剪定を止めること。都 有地や国有地や民有地でも強剪定を止めさせる ことへの働きかけ。強剪定止める事によって生じ る多くの落ち葉を肥料にする努力を進めていた だきたい。杉並は中杉通りの樺の剪定のような善 いモデルもありますので頑張って欲しい</p>	<p>強剪定は、樹冠被覆率を低下させ、暑熱対策 の効果を減退させることは、区としても認識して います。また、樹木の安全性の確保や落ち葉 への対応などを理由として、強剪定が行われて いる事例があることについても承知していま す。 そのため、本計画では、樹木が持つ暑熱緩和 などの機能を適切に発揮できるよう、通行の安 全性等にも配慮した管理が重要であるという考 え方を示しています。また、区有地に限らず、 民有地を含む樹木管理においても、こうした考 え方への理解が広がるよう、啓発や情報共有を 進めてまいります。</p>
50	—	<p>日陰を作り蒸散により気温を下げる樹冠被覆率 は、地球温暖化の今、重要視されています。 ところが東京ドーム 256 個分の都内の樹冠が、こ の 9 年間に激減しました。中でも杉並区の樹冠 被覆率の減少率は 39.5%と、23 区で最悪の減少 率です。 東京都により行われる「善福寺川上流地下調節 池」工事により、善福寺川緑地の貴重な巨木が 大量に失われます。 東京都は水害対策だから仕方ないと、流域住民 の多くの反対にもかかわらず工事を強行しようと していますが、その効果は限定的です。善福寺 川では 2005 年の水害以降、豪雨時下水がマン ホールから逆流する「内水氾濫」が殆どです。調 節池では内水氾濫に対応できません。 緑の基本計画の改訂の視点で「公共のみどりを 量質ともに充実させ…」と述べられていますが、 効果が限定的な工事によって杉並区の貴重な 樹木を失うわけにはいきません。 特に区内で最も緑豊かな善福寺川緑地は、1950 年代から 1960 年代にかけて住民運動によって 作られたものです。困難な運動を担った先人達</p>	<p>本計画は、みどりに関する基本的な方向性や 考え方を示すものであり、他主体による個別事 業の是非を検討するものではありませんが、善 福寺川上流地下調節池についての区の考え 方は以下のとおりです。 区においては、大雨時に雨水がまず下水道に 流入し、その後、河川へ放流される仕組みとな っています。しかし、短時間に集中した降雨が 発生した場合、下水道の流下能力を超えて雨 水が流入するとともに、河川の水位が上昇する ことで下水道から河川への放流が困難となり、 その結果、マンホール等から雨水があふれる 「内水氾濫」が発生します。 地下調節池は、大雨時に河川の洪水の一部を 一時的に貯留し、河川水位を低下させることが でき、河川の氾濫防止、下水道から河川への 放流機能の確保につながるものと考えていま す。 善福寺川上流地下調節池事業は、区としても 区民の生命と暮らしを守るために欠かせない事 業として、調節池計画の早期実現を東京都に 要望してきたものです。一方で、善福寺川緑地 については、区としても地域にとって「貴重な緑 地」とであると認識しており、東京都が施行する</p>

		<p>の合言葉は、「50年100年先の緑豊かな杉並のために頑張ろう」でした。</p> <p>先人達が作り守り育ててきた善福寺川緑地を始めとする公共の貴重なみどりを、今度は我々が100年先の未来に向け守り育てることこそ、みどりの基本計画改訂の中心にすべきと考えます。</p>	<p>事業に対しても、地域への影響の最小化と樹木の保全、環境への十分な配慮を求めています。</p>
51	1	<p>※当方は武蔵野市との二重生活で玉川上水等の木々を行政等から守る活動を行っており、「みどり」を生物多様性の面から見ている者である。</p> <p>「生物多様性」という文言が入っていることはマル。</p> <p>①しかし、基礎自治体で生物学、生物生態学の基礎がある職員を採用していないのは大変問題である。</p> <p>武蔵野市でも土木職が担当している。</p>	意見番号3と同様
	2	<p>②低い部分の生態系保全が必要。樹木の維持だけではNGで、ヒトが踏み込めないゾーンの創出/維持は必須である。</p> <p>(武蔵野市役所は聴く耳持たず)</p>	意見番号1と同様
	3	<p>?国政レベルの問題かもしれないが、相続の度に緑地(自然環境)が喪失していくという実態を抜本的に改革するには税制の見直しが必要と考える。</p> <p>4/11</p>	<p>屋敷林の減少の理由の多くが相続によるものであることは、区としても課題の一つとして認識しています。そのため、税制の見直しについては、国や東京都へはたらきかけを行うことを本計画で位置付けています。</p>
52	—	<p>公共地域の緑、屋敷森の緑を守り育てることが重要です。温暖化で40℃以上になりそうな現実で、舗装道路の照り返し熱を下げるには、高木の街路樹は絶対必要です。パリやベルリンなどは巨木の並木道や緑地が整備されています。巨樹の効果は①日陰を作り直射熱を3-4℃も下げている ②樹そのものの体温が低いから気温が下がる ③樹が二酸化炭素を吸収してくれる ④景観が美しいくまじょろを癒す など非常に良い事づくめです。中杉通の欅並木は貴重です。阿佐ヶ谷北の欅森は、不動産利益マネー効果優先でみじめに伐採されてしまいましたし、交通の妨げ、信号を見づらい、落ち葉が鬱陶しい、など</p>	<p>樹木があることによる暑熱緩和や環境改善などの効果についての重要性は認識しております。一方で、樹木によって安全性が脅かされることは避けなければならないことでもあります。そのため、本計画では、樹木の重要性を踏まえつつ、通行の安全性や周辺環境との調和に配慮した適切な管理の必要性についても併せて整理しています。</p>

		<p>で街路樹の枝を切り詰め、ハナミズキなど丈の低い庭木に替えられてしまいがちですが、これは貧しい考え方です。パリの大通りを見てください。信号は樹の邪魔にならないようにつけられてい、世界に誇る美しい街路です。車優先、落ち葉掃除嫌だ、と怠けた考えは止めましょう。「日本スゴイ」「緑の美しい杉並」などと誇りたいならなおさらです。これ以上 巨樹を伐採する都市再開発、道路拡張、シールドマシンなど大企業の巨大工機器稼働のための河川管理などの考え方は、止めるべきです。</p>	
53	1	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>課題 1 視点 受け継がれたみどりを守り、新たなみどりを創出し、地域とともに住みよい 環境を築く</p> <p>○継承されたみどりの保全:屋敷林や農地など、受け継がれたみどりを守り、維持する取組 を進めます。</p> <p>この部分に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間地、特に屋敷林について継承する事自体が難しい。相続発生時に自宅(屋敷林)を処分することが多くなったと思われる。 	意見番号 51-3 と同様
	2	<p>(全文掲載を望まない方のご意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>課題2 公共のみどりの量を増やし、質の向上を図る必要がある</p> <p>○相続に伴う土地売却時等に公有地として取得することができれば、公園や公共施設として活用できます。しかし、土地価格面から取得できない場合もあります。</p> <p>この部分に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> → ・土地取得のための基金などと活用し、単年度での予算措置だけではない取組が必要ではないか。 → ・定期借地権を利用して長期の土地利用を前提とした賃貸借ができないか。 → ・公共団体への売却時の税金の控除を考えていない・知らないため、民間企業が高いと売却を決めてしまう事が考えられる。 → ・相続時に所有者の最初の窓口となる農協・金融機関・税理士に対してアプローチする事も 	<p>相続等に伴う土地売却時に公有地として取得できない場合、宅地化が進み、みどりの保全が困難になることについては、本計画の課題として位置付けています。</p> <p>公有地の取得に当たっては、区が用地取得に際して支出できる価格が、財政価格審議会等による評価を基に一定の制約を受けることから、民間デベロッパーと価格面で競合した場合、取得に至らないケースも少なくありません。区では、公有地の取得に際し、公有地拡大推進法による譲渡所得の特別控除など税制上の優遇措置を活用し、民間との競争力を高める取組を行っていますが、それでもなお取得が難しい場合があるのが実情です。</p> <p>また、ナショナルトラスト的な考え方に近い仕組みとして「みどりの基金」を活用していますが、現状では用地取得が可能な規模の寄附が集まっていないため、今後は寄附の促進に向けた取組を強化していく必要があると考えていま</p>

		<p>必要ではないか。</p> <p>→ ・区が公園用地を探しているという情報や公共用地の売却の窓口の公開してほしい。まずは、区に情報が集まるのが重要。</p>	<p>す。</p> <p>土地を取得しない手法については、定期借地権と同様に、長期間にわたり緑地として活用できる制度として市民緑地制度があり、その活用拡大を重要な施策として位置付けています。あわせて、相続時に活用可能な税制上の特例や控除について、相続人に十分に認識されるよう、周知・PRの強化に努めていきます。</p> <p>さらに、公園用地等としての取得に関する相談窓口について、区民にとって分かりやすい形で周知することの必要性についても認識しており、今後の検討課題としていきます。</p> <p>区としては、取得・借地・制度活用・情報提供を組み合わせ、相続や売却の局面においても、みどりが守られる選択肢を広げていく取組を進めていきます。</p> <p>なお、みどりの保全に関する法制度や条例の活用については所有者との連携が不可欠であるため、より分かりやすい記述に修正します(計画 P44)。</p>
54	—	<p>(個人情報が含まれている意見のため、概要を掲載しています。)</p> <p>杉並区在住の緑の専門家として、知っていることであればなんでも話ができる。区の緑に貢献できそうであればお声掛けください。</p> <p>最近マスコミで頻繁に取り上げられる倒木がなぜ起こり、どうしていけば良いかの検討も必要かと思う。</p>	<p>倒木を防ぐための対応は重要な視点であると認識しております。そのため、本計画では、樹木を健全に保つための管理において、樹木診断や更新の取組について記載しております。緑の専門家へのご相談は今後の取組の中で検討させていただきます。</p>
55	—	<p>今年の2月27日に開催された「善福寺川緑地内公園の」「善福寺川上流地下調節池計画」の立抗建設準備工事に先立って、既存の樹木をどう扱うか、保存、剪定、移植、伐採について専門家である藤井英二郎先生(千葉大学名誉教授)が現地で1本1本の確認会があり参加しました。東京都第三建設事務所の職員の立ち合いもありました。</p> <p>その結果藤井先生によると、ほとんどの樹木は50年～60年以上たっている。根が広い範囲に張っている状態であるが、都の計画では移植に必要な「根回し(太い根を環状剥皮して発根させ根鉢を作る)」の期間(通常1～2年)が組み込まれ</p>	<p>意見番号19と同様</p>

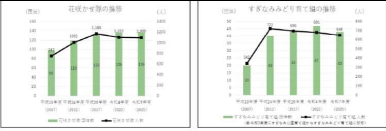
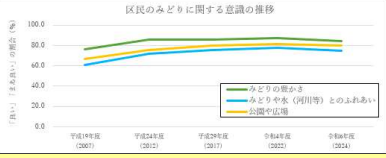
	<p>ておらず、このまま根を切り枝を切って移植すれば活着せず、枯れてしまう。根回しなしの移植ではほとんどの木が枯れる との意見でした。</p> <p>「善福寺川上流地下調節池」の工事では56本の剪定、64本の移植、38本の伐採、桜の並木20本伐採、計178本がなくなります。</p> <p>杉並区内の樹冠被覆率の低下する中、この緑地は熱中症などを防ぐ「命の砦」であり居住環境の致命的な破壊につながります。</p> <p>気候変動対策としても緑地の重要性が叫ばれる現在、長く親しんで来た杉並区民として、この工事による樹木の損失をなんとか防止してほしいと切望します。調整地の工事は東京都の工事ではありますが樹木に関しては、なんとか東京都と協議していただき、特に移植の扱いには「根回し」をお願いしてほしいと思います。</p> <p>この意見は、この度のパブリックコメントとは、少し趣旨がなじまないかもしれませんが、なんとか、樹木を守っていただきたく、ペンをとりました。</p>	
--	---	--



杉並区みどりの基本計画(案)の修正一覧

(文章は下線部分、図は赤枠部分を修正。区民等意見による修正は網掛けで記載)

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
1		目次			資料編を別冊としたための修正
2		目次	本文中の*印が付記されている語句は、資料編の「用語の説明」に記載した語句の初出箇所を示しています。	本文中の*印が付記されている語句は、資料編の「用語の説明」に記載した語句の初出箇所を示しています(一部見やすさや前後の記述から対象としていない箇所があります)。	より適切な内容とするための記述の追加
3	3	1-2計画の位置付け			より適切な表現とするための追加、修正
4	7	2-1みどりを取り巻く動き【東京都の動き】			より分かりやすい年表とするための記述の追加、修正
5	8	気候危機への取組	～略～。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、これまで以上の取組が求められています。	～略～。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、 <u>温室効果ガス排出削減等の取組とあわせて、みどりの保全・創出・活用などを通じた取組についても、これまで以上の対応が求められています。</u>	より分かりやすい記述に修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
6	8	気候危機への取組 東京都	ゼロエミッション東京戦略* 令和元年（2019年）策定 2050年排出ゼロを目指し、再エネ導入や省エネに加え、緑の多機能活用によるCO ₂ 吸収、暑熱緩和、生物多様性保全を推進する方針を示しています。	ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ* 令和7年（2025年）策定 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、水素エネルギーの普及拡大など31の目標で脱炭素化を加速する戦略で、2035年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減（2000年比）を目指しています。	より適切な内容とするための記述の修正
7	9	生物多様性保全への取組	森林伐採や都市化、過剰な資源利用、外来種*の侵入、気候変動などの影響が主な原因となって、生物多様性が急速に失われています。～略～。	森林伐採や都市化、過剰な資源利用、 <u>雑木林の管理放棄</u> 、外来種*の侵入、気候変動などの影響が主な原因となって、生物多様性が急速に失われています。～略～。	より分かりやすい記述とするための追加
8	9	生物多様性保全への取組 世界	令和12年（2030年）までに陸域・海域の30%を保全する「30by30目標」を掲げ、外来種対策や汚染削減、企業情報開示など23のターゲットを設定しています。	令和12年（2030年）までに陸域・海域の30%を <u>健全な生態系として</u> 保全する「30by30目標」を掲げ、外来種対策や汚染削減、企業情報開示など23のターゲットを設定しています。	より分かりやすい記述とするための追加
9	9	生物多様性保全への取組 東京都	東京都生物多様性推進センター 令和6年（2024年）設立 保全地域の管理、レンジャー育成、都民参加型プログラムを展開し、外来種対策やグリーンインフラ活用も重点施策としています。	東京都生物多様性推進センター 令和6年（2024年）設立 生物多様性に関する普及啓発や体験プログラムを通じた保全活動等、都内の豊かな生物多様性を守り回復させ未来へ繋げていくための活動をしています。	より適切な内容とするための記述の修正
10	9	生物多様性保全への取組 東京都	東京都生物多様性地域戦略* 令和7年（2025年）改定 令和12年（2030年）までに「 <u>自然地の保全・創出10,000ha</u> 」「 <u>絶滅ZERO</u> 」「 <u>都民行動100%</u> 」などの目標を掲げています。	東京都生物多様性地域戦略* 令和5年（2023年）改定 令和12年（2030年）までに「 <u>生物多様性バージョンアップエリア10,000+</u> 」「 <u>新たな野生絶滅ZEROアクション</u> 」「 <u>生物多様性都民行動100%</u> 」などの目標を掲げています。	より適切な内容とするための記述の修正
11	10	グリーンインフラ推進に向けた取組 東京都	都市づくりのグランドデザイン* 平成28年（2016年）策定	都市づくりのグランドデザイン* 平成29年（2017年）策定	誤記による修正
12	14	コラム みどりとSDGs	区の実践（ウェディングケーキ構造に沿って）	区の実践（SDGsウェディングケーキ構造*に沿って）	より分かりやすい記述とするための追加

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
13	17	みどりに関するボランティアの状況	—		<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい内容とするため、グラフを追加</p> <p>【意見番号13-2】</p>
14	18	区民のみどりに関する意識	—		<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい内容とするため、グラフを追加</p> <p>【意見番号20-2】</p>
15	19	課題1	<p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○民有のみどりは、剪定や落ち葉掃きなどの所有者による管理負担も大きく、維持が困難な状況です。また、<u>大木の健全管理や更新は、安全面でも重要であり、十分な対応が必要です。</u></p>	<p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○民有のみどりは、剪定や落ち葉掃きなどの所有者による管理負担も大きく、維持が困難な状況です。また、<u>みどりを安全に維持・継承していくためには、倒木や枝折れのリスクを踏まえ、適切な維持管理及び更新を進めていくことが求められます。</u></p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号40】</p>
16	19	改定の視点	視点	改定の視点	より分かりやすい記述とするための追加
17	20	課題2	<p>○～略～。</p> <p>○相続に伴う土地売却時等に公有地として取得することができれば、公園や公共施設として活用できます。しかし、土地価格面から取得できない場合もあります。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p>	<p>○～略～。</p> <p>○<u>民有地の</u>相続に伴う土地売却時等に公有地として取得することができれば、公園や公共施設として活用できます。しかし、土地価格面から取得できない場合もあります。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p>	より分かりやすい記述とするための追加
18	20	改定の視点	視点	改定の視点	より分かりやすい記述とするための追加
19	20	改定の視点	<p>○公共施設の緑化推進：公園や公共施設の改修時には、防災・減災、生態系、景観に配慮した緑化を行います。また、公共施設用地を積極的に確保し、公共のみどりの量を増やします。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p>	<p>○公共施設の緑化推進：公園や公共施設の改修時には、防災・減災、生態系、景観に配慮した緑化を行います。また、<u>国や東京都の補助等も活用して</u>公共施設用地を積極的に確保し、公共のみどりの量を増やします。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p> <p>○～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加</p> <p>【意見番号13-11】</p> <p>【意見番号47-1】</p>


No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
20	20	改定の視点	○～略～。 ○区民・事業者との連携強化：公共施設の緑化を契機として、地域住民等と協働した緑化活動、維持管理を推進します。 ○～略～。 ○～略～。	○～略～。 ○区民・事業者との連携強化：公共施設の緑化を契機として、地域住民や法人等と協働した緑化活動、維持管理を推進します。 ○～略～。 ○～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加 【意見番号13-5】
21	21	改定の視点	視点	改定の視点	より分かりやすい記述とするための追加
22	21	改定の視点	○グリーンインフラの戦略的活用：グリーンインフラを防災・減災、環境保全、景観向上、地域振興など複数の都市課題に対応する仕組みとして活用します。 ○～略～。 ○～略～。 ○～略～。	○グリーンインフラの戦略的活用：グリーンインフラを防災・減災、気候危機、景観向上、地域振興など複数の都市課題に対応する仕組みとして活用します。 ○～略～。 ○～略～。 ○～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号4-1】 【意見番号12】
23	22	課題4	○～略～。 ○みどりを未来に残すためには、所有者や管理者だけではなく、 <u>区民一人ひとりの関心と行動が不可欠であり、民有地のみどりを支えるボランティア活動等の仕組みづくりが必要です。</u>	○～略～。 ○みどりを未来に残すためには、所有者や管理者だけに負担を負わせるのではなく、 <u>民有地のみどりの維持・管理を支える担い手として、区民一人ひとりの関心と行動が不可欠であり、ボランティア活動等の仕組みづくりが必要です。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号16-6】
24	22	改定の視点	視点	改定の視点	より分かりやすい記述とするための追加
25	22	改定の視点	○屋敷林や農地等のみどりの価値の共有：区民等が屋敷林や農地等の持つ景観や生態系、防災・減災機能などの役割について、みどりに関する情報紙や環境学習等を通じて学び、関心を高め、みどりの保全活動につなげます。 ○～略～。 ○～略～。	○屋敷林や農地等のみどりの価値の共有：区民等が屋敷林や農地等の持つ景観や生態系、防災・減災機能などの役割について、みどりに関する情報紙や環境学習等を通じて学び、関心を高め、 <u>将来のみどりの保全活動につなげます。</u> ○～略～。 ○～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加 【意見番号15】
26	23	なみすけ コメント			適切な表現に修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
27	29	改定の視点（方向性）	グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす	グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす (＜防災・減災＞＜気候危機＞＜景観向上＞など複数の都市課題に対応)	より分かりやすい記述とするための追加
28	31	指標1 緑被率	～略～。 計画期間内において目指す緑被率は、「杉並区総合計画」*において定めた施策指標（令和12年度目標値）と同様に24.7%とし、将来的には緑被率25%を目指します。 ～略～。	～略～。 緑被率の将来目標は前計画を引き継ぎ25%とします。なお、計画期間内において目指す緑被率は、「杉並区総合計画」*において定めた施策指標（令和12年度目標値）と同様に24.7%とします。～略～。	より分かりやすい記述に修正
29	38	特別緑地保全地区の保全・指定方針	特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水辺地等の緑地で、良好な環境の形成を図るため、都市緑地法及び都市計画法に基づき、10ha以上は都道府県知事が、それ未満は区市町村長が都市計画に定める地域地区です。 ～略～。 また、温室効果ガスの吸収促進の観点からも緑地の効果が十分に発揮され、その機能が維持増進できるよう保全を図ります。 ～略～。 指定に当たっては、特別緑地保全地区内の温室効果ガスの吸収促進や生物生息域の確保等の機能維持増進が図られるよう、保全における管理面等も含めて検討します。 ～略～。	特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水辺地等の緑地で、良好な環境の形成を図るため、都市緑地法及び都市計画法に基づき、10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県知事が、それ以外は区市町村長が都市計画に定める地域地区です。 ～略～。 また、温室効果ガスの吸収促進の観点からも緑地の効果が十分に発揮され、その機能が維持増進できるよう保全を図ります。機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。 ～略～。 指定に当たっては、特別緑地保全地区内の温室効果ガスの吸収促進や生物生息域の確保等の機能維持増進が図られるよう、保全における管理面等も含めて検討します。また、機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。 ～略～。	より適切な内容とするための記述の追加、修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
30	44	1-1-1地域で支える屋敷林等の保全〈拡充〉	<p>～略～。</p> <p>これらのみどりは、「杉並区緑地保全方針」を踏襲し、所有者・地域住民と協力しながら、後世に継承していきます。併せて、公有地化を検討し、保全を図ります。</p>	<p>～略～。</p> <p>これらのみどりは、「杉並区緑地保全方針」を踏襲し、<u>まとまりのあるみどりの保全に向けて所有者・地域住民と協力しながら、後世に継承していきます。併せて、公有地化を検討し、保全を図ります。</u></p>	より分かりやすい記述とするための追加
31	44	区を取組	<p>・～略～。</p> <p>・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度*など、<u>みどりの保全に関する法制度や条例の活用へ誘導します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・～略～。</p> <p>・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度*など、<u>税の軽減や管理支援を受けながらみどりを守ることができる制度について、区が土地所有者と話し合い、活用できるように支援します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号53-2】</p>
32	44	区を取組	<p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組等のボランティア活動を<u>推進します。また、ボランティア活動を支援します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組等のボランティア活動について、<u>参加のきっかけづくりや活動環境の整備を行い、継続的に取り組めるよう支援します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号16-6】</p>
33	45	区を取組	<p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・保護指定制度について、<u>より効果的に樹木等の保全が図られるよう見直します。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・保護指定制度について、<u>所有者の維持管理負担や制度の利用状況を踏まえ、より実効性の高い保全につながるよう、指定要件や支援内容、運用方法の見直しを行います。</u></p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	より分かりやすい記述に修正


No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
34	46	1-1-3 樹木を健全に保つための管理〈継続〉	<p>良好なみどりを保持するため、公園などの公共施設の樹木は、健全に保つための維持管理を徹底します。また、民有の保護樹木等の健全な状態を維持するため、相談体制の充実を図り、樹木の適切な管理や保全につなげていきます。</p>	<p>樹木を健全に保つことは、倒木等による事故の防止に加え、安定した木陰の確保や暑さの緩和など、気候変動への対応としても重要です。そのため、公園などの公共施設の樹木については、健全に保つための維持管理を徹底します。また、民有の保護樹木等の健全な状態を維持するため、相談体制の充実を図り、樹木の適切な管理や保全につなげていきます。</p> <p>さらに、歩行者の通行や日常の利用に支障が生じないように配慮し、樹木が人々の生活を阻害するものとならないようにしていきます。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号4-1】 【意見番号4-2】 【意見番号30-3】 【意見番号40】</p>
35	46	区の実施	<p>・公園などの公共施設の樹木は、施設管理者が中心となって日常の目視による確認を徹底し、必要に応じて樹木医による診断を行います。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・公園などの公共施設の樹木については、日常的な目視確認を基本としつつ、デジタル技術を活用した樹木診断の導入も視野に入れ、施設管理者を中心に樹木の状態を把握します。また、倒木や枝折れなどによる安全上のリスクを低減するため、必要に応じて樹木医による診断を行います。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号13-12】</p>
36	46	区の実施	<p>・～略～。</p> <p>・診断結果の優先度に基づき、樹勢の回復を図るほか、倒木の可能性がある樹木は、植え替えなどの更新を進めます。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>・～略～。</p> <p>・診断結果の優先度に基づき、樹勢の回復を図るほか、倒木の可能性がある樹木、生育に適した空間が確保できない樹木は、植え替えなどの更新等を進めます。</p> <p>・～略～。</p> <p>・～略～。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加</p> <p>【意見番号12】 【意見番号40】</p>

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
37	48	区取組 (特別緑地保全地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区では、既に指定している地区の良好な自然環境を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。また、新規指定を進めます。 ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用し、保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区では、既に指定している地区の良好な自然的環境を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。また、新規指定を進めます。 ・<u>機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。</u> ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用し、保全に努めます。 	より適切な内容とするための記述の追加
38	49	1-2-1 緑化指導の充実(継続) 区取組	<ul style="list-style-type: none"> ・建築行為等の際に提出を義務付けている緑化計画*の中で、既存樹木の保全・活用を誘導します。 ・～略～。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築行為等の際に提出を義務付けている緑化計画*の中で、既存樹木の保全・活用を誘導します。また、<u>緑化に当たっては、樹木の健全な生育、生物多様性への配慮、景観との調和を重視し、みどりの量だけでなく質の向上につながる緑化となるよう必要に応じて助言します。</u> ・～略～。 ・～略～。 	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述の追加 【意見番号3】 【意見番号10】 【意見番号14-1】 【意見番号51-1】
39	50	1-2-3 地域に親しまれる公園づくり(拡充)	<p>公園は、<u>貴重なオープンスペース*の一つであり、区民のレクリエーション活動の場であるとともに、地域の交流の場や災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。</u>そのため、比較的大規模な敷地や生産緑地*、屋敷林等については、用地取得に向けて積極的に取り組み、公園として整備します。</p>	<p>公園は、<u>子どもから大人までが様々な目的で集う区民のレクリエーション活動の場であるとともに、多様な機能を持つ貴重なオープンスペース*の一つであり、地域の交流の場や災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。</u>そのため、比較的大規模な敷地や生産緑地*、屋敷林等については、用地取得に向けて積極的に取り組み、<u>地域住民の意見を聞きながら公園として整備</u>します。</p>	より分かりやすい記述に修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
40	50	区 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・<u>公園づくりに当たっては、地域の特色や生きものの生息空間の確保、木陰創出、既存のみどり等の景観資源の活用などに配慮するとともに、ワークショップやオープンハウス型説明会*、アンケート調査等で地域住民の意見を聞きながら進めます。</u> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・<u>ワークショップやオープンハウス型説明会*、アンケート調査等を行い、地域住民の想いや考えなど、幅広い世代の多様な意見を聞きながら整備を行います。</u> ・<u>公園のみどりを杉並区のみどりの豊かさを実感する重要な景観資源として活かすとともに、木陰創出等による暑熱対策や、生きものの生息場所として活用する整備を進めます。</u> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 	<p>より分かりやすい記述に修正</p> <p>区民等の意見提出手続の意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号4-1】</p> <p>【意見番号26-2】</p> <p>【意見番号30-3】</p> <p>【意見番号34】</p>
41	50	区 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・<u>民間活力の導入や借地公園制度*、立体都市公園制度*等の都市公園法の諸制度の活用を検討していきます。</u> ・～略～。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・<u>協働による民間活力の導入や借地公園制度*、立体都市公園制度*等の都市公園法の諸制度の活用を検討していきます。</u> ・～略～。 ・～略～。 	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述の追加</p> <p>【意見番号13-7】</p>
42	50	区 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・<u>東京都へ都市計画公園等の未開設部分の公園整備・開設を要請します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・<u>東京都へ都市計画公園等の未開設部分の公園整備・開設をはたらきかけます。</u> 	<p>より分かりやすい記述に修正</p>
43	50	1-2-3地域に親しまれる公園づくり〈拡充〉	 <p>▲平日開放して活用したいエリアを公開 ▲お楽しみ広場（無料）がある公園 ▲公園（オープンスペース）があることで大規模の緑地を確保したり、広めたりする施設があります！</p>	 <p>▲公園（オープンスペース）があることで大規模の緑地を確保したり、広めたりする施設があります！</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、図の追加</p> <p>【意見番号13-18】</p>
44	52	区 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・<u>区民ニーズを把握する際には、区民が維持管理に携わるボランティアへの参加を促します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・<u>区民ニーズを踏まえた公園改修に当たっては、公園改修後に公園の維持管理に携わるボランティアへの参加を促すなど、地域のコミュニティの形成につながるようなはたらきかけを行います。</u> 	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号4-2】</p>

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
45	54	II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進〈拡充〉	公共施設、特に大規模な公共施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点となります。民有地緑化の見本となるよう、グリーンインフラを活用した緑化を進めます。	公共施設、特に大規模な公共施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点となります。民有地緑化の見本となるよう、グリーンインフラを活用した緑化を進めます。 <u>また、区の実現に向け、民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。</u>	より分かりやすい記述とするための追加
46	56	II-1-3 みどりの機能を活用した施設に対する支援制度〈新規〉	区では、ヒートアイランド現象や都市型水害など都市が抱える課題へ対応するため、グリーンインフラの活用を推進します。こうした取組を民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。	区では、ヒートアイランド現象や都市型水害など都市が抱える課題へ対応するため、 <u>公共施設に加え、民有地も含めて面的にグリーンインフラの活用を推進します。</u> その実現に向け、民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。	より分かりやすい記述とするための追加、修正
47	58	II-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全〈継続〉	<u>屋敷林や緑地、公園など、まとまったみどりのある場所には、多くの生きものが生息しています。その環境を維持し、生物多様性に配慮したみどりの保全を図っていきます。</u>	<u>生物多様性は、生態系のバランスを保つことで、みどりの健全な育成や水辺環境の保全を支え、区民の安全で快適な暮らしにつながる重要な基盤です。このため、屋敷林や緑地、公園などのまとまったみどりについて、生物多様性に配慮した保全を図っていきます。</u>	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号3】 【意見番号51-1】
48	60	区の実現	・～略～。 ・東京都策定の「在来種選定ガイドライン」や杉並区自然環境調査の結果を踏まえ、在来種を活用した緑化を推進します。 ・～略～。	・～略～。 ・東京都策定の「在来種選定ガイドライン」、「 <u>外来種対策リスト</u> 」及び「 <u>外来種対策行動の手引き</u> 」や、杉並区自然環境調査の結果を踏まえ、在来種を活用した緑化を推進します。 ・～略～。	より分かりやすい記述とするための追加
49	61	II-3-1 みどりのベルトづくりの推進〈拡充〉	～略～。 みどりのネットワークを形成することで、生きものの移動や生育環境の確保、 <u>地域の景観や環境の向上につながります。</u> ～略～。	～略～。 みどりのネットワークを形成することで、生きものの移動や生育環境の確保に加え、 <u>連続したみどりによる景観の向上や、歩いて心地よいまちなみの創出を図ります。</u> また、 <u>風の通り道を形成することで、広域的な暑さの緩和にも寄与します。</u> ～略～。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号4-1】

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
50	61	区を取組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・公園や道路の整備に合わせて植栽帯など地域の基盤となるみどりの創出・拡充を図ります。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・公園や道路の整備に合わせて植栽帯など地域の基盤となるみどりの創出・拡充を図るとともに、<u>みどりがあることで見通しの悪化や通行の妨げとならないよう、維持管理についての啓発も行っていきます。</u> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号4-2】</p>
51	61	区を取組	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・緑視率向上を目指すモデルエリア・路線を設定し、現状の緑視率を測定把握しながら、土地所有者等の理解と協力を得て、庭先、沿道などの緑化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。 ・緑視率向上を目指すモデルエリア・路線を設定し、現状の緑視率を測定把握しながら、土地所有者等の理解と協力を得て、庭先や<u>ベランダ、窓先</u>、沿道などの緑化を進めます。 	<p>より分かりやすい記述に修正</p>
52	63	II-3-2 良好な景観づくりの推進（継続）	<p>「杉並区景観計画」に基づき、区 の自然や歴史、文化を育んだみどり 豊かな住宅都市を継承し、<u>魅力 あるまちなみを創出していくた め、良好な景観づくりを推進しま す。</u></p>	<p>「杉並区景観計画」に基づき、区 の自然や歴史、文化を育んだみどり 豊かな住宅都市を継承し、<u>景観 を形成する上で重要な要素である みどりを活かしながら、魅力ある まちなみの形成を推進します。</u></p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号10】</p> <p>【意見番号14-1】</p>
53	63	区を取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみへの影響が大きい大規模建築物の建築等を対象とした事前協議制度や、景観法に基づく届出制度などの運用を通じて、周辺のまちなみに調和した魅力的な景観形成を図ります。また、事前協議や「水とみどりの景観形成重点地区」*内の届出に際しては、緑化計画図の提出を求めるなど、みどりに関する施策との連携を図りながら、景観づくりを進めます。 ・～略～。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみへの影響が大きい大規模建築物の建築等を対象とした事前協議制度や、景観法に基づく届出制度などの運用を通じて、周辺のまちなみに調和した<u>みどり豊か で魅力的な景観形成</u>を図ります。また、事前協議や「水とみどりの景観形成重点地区」*内の届出に際しては、緑化計画図の提出を求めるなど、<u>みどりを活かした景観形成に向けて</u>、みどりに関する施策との連携を図りながら、景観づくりを進めます。 ・～略～。 	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正</p> <p>【意見番号10】</p> <p>【意見番号14-1】</p>

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
54	65	みどりの新聞 「みどりとひと」	地域の魅力や取組を多くの方に届けるため、内容の企画から取材、編集までボランティアの方と一緒に取り組んでいます。	地域の魅力や取組を多くの方に届けるため、内容の企画から取材、編集までボランティアの方と一緒に取り組んでいます。 (区ホームページでもご覧になれます)	より分かりやすい記述とするための追加
55	68	III-2-1 みどりのボランティア活動への支援 (継続) 区の取組	・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に対して資材提供などの支援をします。 ・～略～。	・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に対して資材提供などの支援を行うことで、区とボランティア団体が協働して公園やみどりの維持管理に携わっていきます。 ・～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号4-2】 【意見番号39-3】
56	68	III-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進 (拡充) 区の取組	・認定ボランティア団体等の活動をボランティアニュースや区ホームページなどでPRし、活動内容の周知を図ります。 ・～略～。 ・～略～。	・認定ボランティア団体等の活動をボランティアニュースや区ホームページ、SNS等でPRし、活動内容の周知を図ります。また、みどりに関する取組主体の形成を促すために、すぎなみボイス*やすぎなみプラス*等のデジタルツールを活用します。 ・～略～。 ・～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号13-29】 区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述とするための追加
57	73	[事業者]	・区の施策と深く関わる主体であることを自覚し、本計画の趣旨を理解した上で、区と連携しながらみどりに関する取組を実践します。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。	・区の施策と深く関わる主体であるため、本計画の趣旨を理解した上で、区と連携しながらみどりに関する取組を実践します。 ・～略～。 ・～略～。 ・～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切な表現に修正 【意見番号20-13】
58	75	5-2 協働により実現するみどりのイメージ [住宅街のみどり]			区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正 【意見番号13-33】

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
59	76	[商店街のみどり]	<p>この街並みのイメージとして、店舗のある建物間には歩道幅が確保されています。</p> <p>歩道幅を確保することで、歩道の幅が確保されています。</p> <p>店舗前を歩行することで歩道の幅が確保されています。</p> <p>店舗前を歩行することで歩道の幅が確保されています。</p>	<p>この街並みのイメージとして、店舗のある建物間には歩道幅が確保されています。</p> <p>歩道幅を確保することで、歩道の幅が確保されています。</p> <p>店舗前を歩行することで歩道の幅が確保されています。</p> <p>店舗前を歩行することで歩道の幅が確保されています。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正</p> <p>【意見番号13-33】</p>
60	77	[屋敷林・農地のみどり]	<p>農地・農家のイメージとして、農地や農家の建物を描き、農地のイメージが表現されています。</p> <p>農地や農家の建物を描き、農地のイメージが表現されています。</p> <p>農地や農家の建物を描き、農地のイメージが表現されています。</p> <p>農地や農家の建物を描き、農地のイメージが表現されています。</p>	<p>農地・農家のイメージとして、農地や農家の建物を描き、農地のイメージが表現されています。</p> <p>農地や農家の建物を描き、農地のイメージが表現されています。</p> <p>農地や農家の建物を描き、農地のイメージが表現されています。</p> <p>農地や農家の建物を描き、農地のイメージが表現されています。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正</p> <p>【意見番号13-33】</p>
61	78	[公園のみどり]	<p>公園のイメージとして、公園の広さや木々の配置が表現されています。</p> <p>公園の広さや木々の配置が表現されています。</p> <p>公園の広さや木々の配置が表現されています。</p> <p>公園の広さや木々の配置が表現されています。</p>	<p>公園のイメージとして、公園の広さや木々の配置が表現されています。</p> <p>公園の広さや木々の配置が表現されています。</p> <p>公園の広さや木々の配置が表現されています。</p> <p>公園の広さや木々の配置が表現されています。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正</p> <p>【意見番号13-32】</p>
62	79	[学校のみどり]	<p>学校のイメージとして、学校の建物や校庭が表現されています。</p> <p>学校の建物や校庭が表現されています。</p> <p>学校の建物や校庭が表現されています。</p> <p>学校の建物や校庭が表現されています。</p>	<p>学校のイメージとして、学校の建物や校庭が表現されています。</p> <p>学校の建物や校庭が表現されています。</p> <p>学校の建物や校庭が表現されています。</p> <p>学校の建物や校庭が表現されています。</p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正</p> <p>【意見番号13-33】</p>

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
63	80	[河川のみどり]			区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正 【意見番号13-34】
64	81	[道路のみどり]	～略～。歩いているだけで気持ちがやわらぐ、そんなみどりあふれる道を、みんなで一緒に育て守っています。 みどりがあることで、まちの景色が美しく、環境にもやさしい歩く楽しみが広がる道路空間となっています。	～略～。歩いているだけで気持ちがやわらぐ、そんなみどりあふれる道を、みんなで一緒に育て守っています。 <u>あわせて、安全で安心して歩ける歩行空間を確保できるよう適切な維持管理をしています。</u> みどりがあることで、まちの景色が美しく、環境にもやさしい歩く楽しみが広がる道路空間となっています。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より分かりやすい記述に修正 【意見番号4-2】
65	81	[道路のみどり]			区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切なイメージとするための修正及びキャプションの追加 【意見番号13-35】
66	資料-5	2：公園等の整備	ア. ～略～。 イ. ～略～。 ウ. ～略～。 エ. 未開設部分の都立公園について整備要請をしてきた結果、善福寺公園78,622.03㎡→80,264.47㎡、和田堀公園（区立和田堀公園、区立済美公園、区立谷中公園を含む。）：239,597.99㎡→297,304.67㎡、高井戸公園：0㎡→ <u>109,304.67㎡</u> が整備されました。	ア. ～略～。 イ. ～略～。 ウ. ～略～。 エ. 未開設部分の都立公園について整備要請をしてきた結果、善福寺公園78,622.03㎡→80,264.47㎡、和田堀公園（区立和田堀公園、区立済美公園、区立谷中公園を含む。）：239,597.99㎡→297,304.67㎡、高井戸公園：0㎡→ <u>109,435.93㎡</u> が整備されました。	誤記による修正

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由						
72	資料-122	用語の説明 すぎなみプラス	—	<u>すぎなみプラス</u> <u>「自らの活動を充実させたい」個人・団体と「ノウハウや人材・場所等を提供でき、協力したい」個人・団体がつながり、新たな活動・コミュニティを生み出していくための地域共創型ポータルサイト。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、用語の説明を追加 【意見番号16-6】 【意見番号43-2】						
73	資料-122	用語の説明 すぎなみボイス	—	<u>すぎなみボイス</u> <u>区が発信するテーマの概要・進捗の情報を共有し、インターネット上で日時や場所を選ばずに、さまざまな立場の方が意見やアイデアを投稿していける意見募集型ポータルサイト。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、用語の説明を追加 【意見番号16-6】 【意見番号43-2】						
74	資料-123	用語の説明 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ	ゼロエミッション東京戦略	ゼロエミッション東京戦略 <u>Beyond カーボンハーフ</u>	より適切な内容とするための記述の追加						
75	資料-124	用語の説明 東京都生物多様性地域戦略	生物多様性基本法第13条第1項に基づく地域戦略であり、令和4年(2022年)12月26日に東京都自然環境保全審議会から答申を得て策定したもの。自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せることを目標としている。	生物多様性基本法第13条第1項に基づく地域戦略であり、令和5年4月に改定したもの。自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せることを目標としている。	より適切な内容とするための記述の修正						
76	資料-124	用語の説明 特別緑地保全地区	～略～。土地利用に著しい支障が生じた場合、10ha以上の場合 は 都道府県、10ha未満の場合 は 市区町村に対して土地の買い入れ申し出ができる。～略～。	～略～。土地利用に著しい支障が生じた場合、10ha以上かつ2以上の区域にわたる場合は都道府県、それ以外 は は市区町村に対して土地の買い入れ申し出ができる。～略～。	より適切な内容とするための記述の修正						
77	資料-125		<table border="1"> <tr> <td>注</td> <td>ネイチャーポジティブ</td> <td>生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。</td> </tr> </table>	注	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。	<table border="1"> <tr> <td>注</td> <td>ネイチャーポジティブ</td> <td>生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。</td> </tr> </table>	注	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。	誤記による修正
注	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。									
注	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復にむくむ」ことと社会全体の目標に照らした考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣化を収め、2050年に自然と社会の調和的共生を実現することを目指す。2022年12月に閣議された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。									

No.	頁	項目等	改定案	修正内容	修正理由
78	資料-128	用語の説明 COP (Conference of the Parties)	生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議。おおむね2年に1回開催される。	COPとは、Conference of the Partiesの略称で、国際条約に基づき、当該条約を締結している締約国が集まり、条約の実施状況の確認や、今後の方針・取組等について協議・決定を行う会議。気候変動に関するCOP（国連気候変動枠組条約締約国会議）、生物多様性に関するCOP（生物多様性条約締約国会議）などがある。	より適切な内容とするための記述の修正
79	資料-128	用語の説明 SDGsウェディングケーキ構造	—	SDGsウェディングケーキ構造は、SDGsの17目標を「生物圏（環境）・社会圏・経済圏」の三層に整理した概念で、環境が社会を支え、社会が経済を支えているという関係性を示すモデルである。SDGsの統合的な理解や、施策間の優先順位を考えるための枠組みとして用いられる。	より分かりやすい記述にするための追加
80	資料-128	用語の説明 30by30	—	30by30 30by30とは、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全することを目指す国際目標で、2022年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に基づくものである。日本では、保護地域に加え、民有地や都市のみどりを含めた取組を通じて、その達成を目指している。 30by30目標は、国や自治体だけでなく、地域住民や事業者など多様な主体が関わり、身近なみどりを守り育てていく取組を重視している点が特徴である。	より分かりやすい記述にするための追加

杉並区みどりの基本計画

令和 8 年 5 月

目次

第1章

みどりの基本計画とは P1

1-1 計画改定の背景と目的 ～みどりのことを、じぶんのことに～	2
1-2 計画の位置付け	3
1-3 計画期間と対象区域	4
1-4 「みどり」の定義	4

第2章

みどりの現状と課題 P5

2-1 みどりを取り巻く動き	6
気候危機への取組	8
生物多様性保全への取組	9
グリーンインフラの推進に向けた取組	10
コラム 杉並区気候区民会議	11
コラム 私たちの暮らしを守る生物多様性	12
コラム グリーンインフラの活用	13
コラム みどりとSDGs	14
2-2 杉並区のみどりに関する状況	15
2-3 課題の整理と改定の視点（方向性）	19
コラム 区民参加型の雨庭づくり	23

第3章

将来像と基本方針 P25

3-1 将来像	26
3-2 基本方針	29
3-3 指標	31
3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針	36
生産緑地地区の保全・指定方針	36
風致地区の保全方針	37
特別緑地保全地区の保全・指定方針	38

第4章

取組の内容 P39

4-1 取組体系	41
4-2 取組内容	43
基本方針Ⅰ みどりの充実	
Ⅰ-1 まとまりのあるみどりを継承する	44
Ⅰ-2 みどりを生活の中に取り込む	49
基本方針Ⅱ みどりの活用	
Ⅱ-1 みどりの機能を活かす	54
Ⅱ-2 みどりの機能を広げて生物多様性を育む	58
Ⅱ-3 連続するみどりにより機能を高める	61
基本方針Ⅲ みどりへの行動	
Ⅲ-1 みどりに関心を持ち学ぶ	64
Ⅲ-2 みどりに関する活動をする	68

第5章

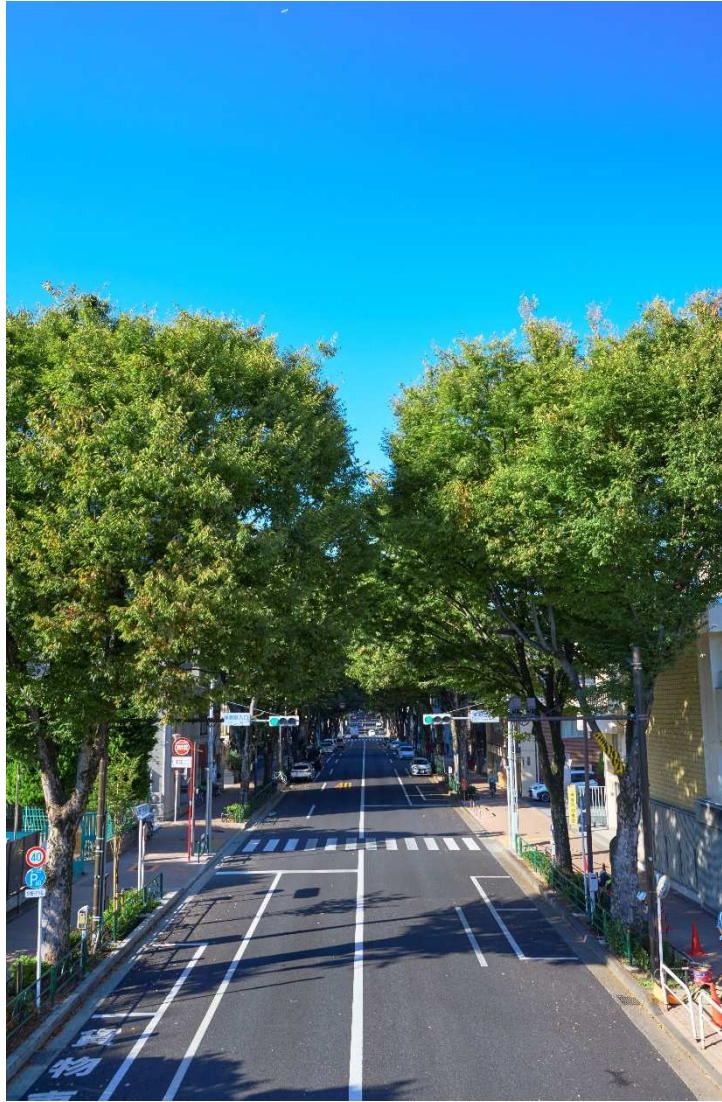
実現に向けて P71

5-1 区民・事業者・行政の役割	72
取組の推進体制と主体の役割	72
計画の進行管理	74
5-2 協働により実現するみどりのイメージ	75
「住宅街」「商店街」「屋敷林・農地」「公園」	
「学校」「河川」「道路」のみどり	

資料編 (別冊)

1 前計画の評価	資料-2
2 区民の意見調査の概要	資料-9
3 杉並区の概要	資料-13
4 杉並区のみどりの概要	資料-23
5 その他のみどりに関する方針・計画	資料-43
・杉並区みどりのベルトづくり計画	資料-43
・杉並区みどりのリサイクル計画	資料-54
・杉並区緑地保全方針	資料-63
・杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針	資料-85
6 杉並区のみどりの略年表	資料-109
7 計画の検討体制	資料-115
8 用語の説明	資料-120

本文中の*印が付記されている語句は、資料編の「用語の説明」に記載した語句の初出箇所を示しています（一部見やすさや前後の記述から対象としていない箇所があります）。



▲中杉通り

第1章 みどりの基本計画とは

1-1 計画改定の背景と目的

～みどりのことを、じぶんのことに～

1-2 計画の位置付け

1-3 計画期間と対象区域

1-4 「みどり」の定義

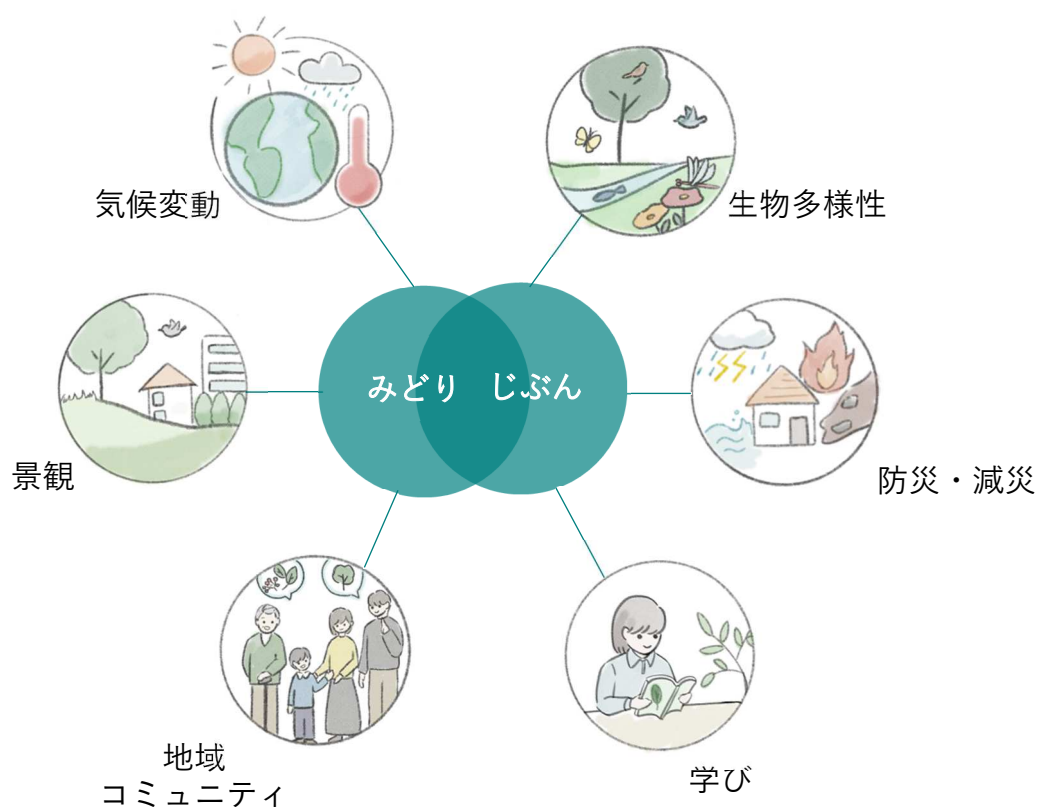
1-1 計画改定の背景と目的 ～みどりのことを、じぶんのことに～

私たちのまちは、住宅都市でありながら豊かな自然と身近なみどりに恵まれています。みどりは、気候変動の緩和、生物多様性*の保全、景観形成、防災・減災など、都市に欠かせない役割を果たすとともに、地域コミュニティの絆を深め、心理的な癒しや、環境教育の場としても重要です。また、ゼロカーボンシティ*の実現に向け、CO₂吸収の視点からもみどりの役割がより一層重要となっています。

近年では、都市の防災性や快適性を高め、持続可能なまちづくりを進める「グリーンインフラ」*の考え方が注目され、みどりの持つ多面的な機能を最大限に活用していくことが求められています。一方で、ライフスタイルの変化や住宅密度の上昇などにより、みどりが区民の暮らしの中へ十分に取り入れられていないという課題も見受けられます。

また、平成22年（2010年）に「杉並区みどりの基本計画」（以下「本計画」という。）を改定して以降、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理や、都市農地の計画的な保全の推進などを目的とした平成29年（2017年）の都市緑地法*の改正、令和6年（2024年）の国の「緑の基本方針」*策定など、区のみどり施策を取り巻く状況も大きく変化しています。

こうした背景を踏まえ、専門家の知見に基づく助言を受けるとともに、広く区民等から意見聴取を行った上で、本計画を改定しました。改定した本計画では、区民一人ひとりがみどりの重要性を「じぶんごと」として認識し、身近な環境の向上に向けて行動を起こすことで、緑地の保全と緑化を総合的に進め、区民・事業者・行政が協働して、みどりの価値を次世代へ継承することを目指します。

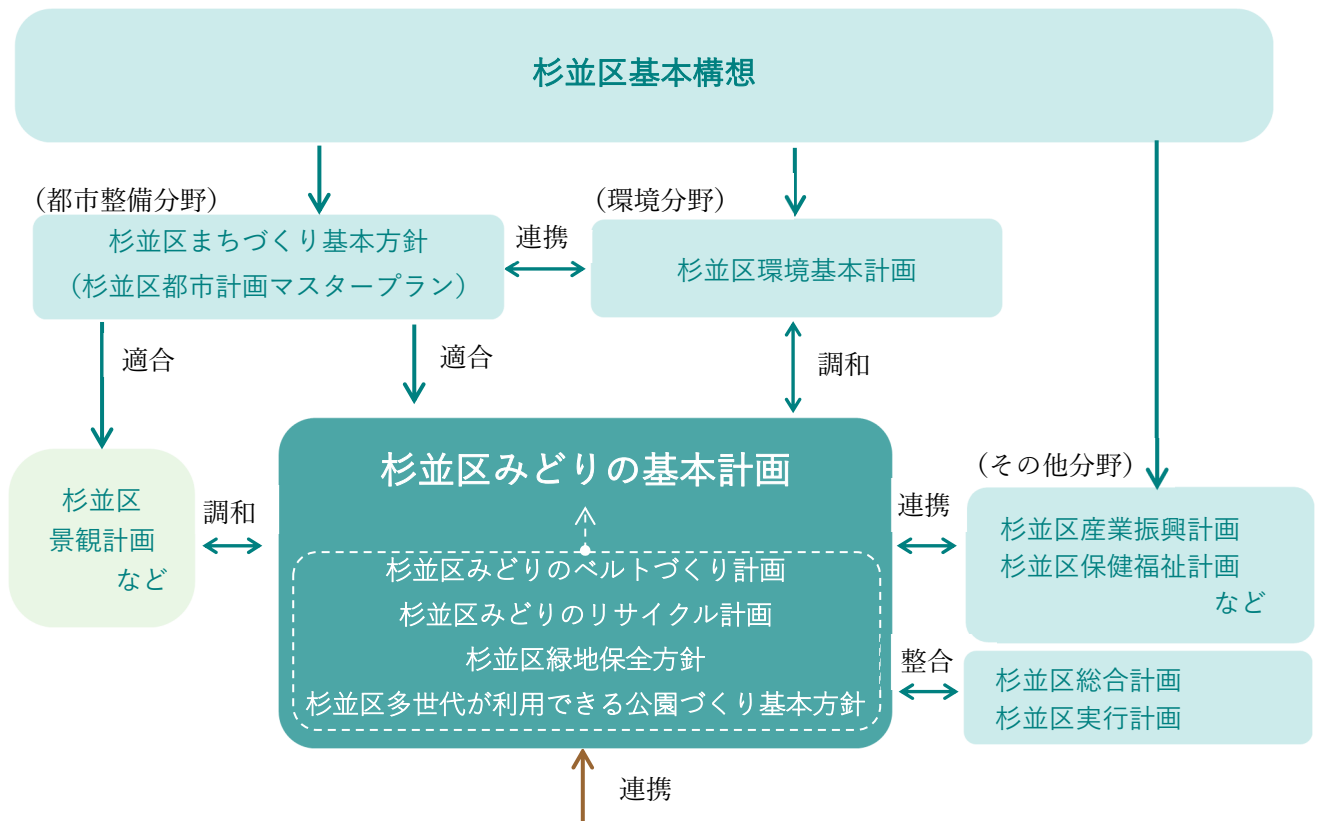


1-2 計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」及び「杉並区みどりの条例」に基づき、都市のみどりを守り、育て、未来へつないでいくための将来像や方針などを示す「みどりの未来図」となる基本計画です。

区の最上位計画である「杉並区基本構想」*に示された目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するため、部門別の個別計画として策定し、みどりに関する以下の方針等を包含するものとします。

方針・計画名	概要
杉並区みどりのベルトづくり計画 (平成 17 年 (2005 年) 1 月策定)	区内の公園緑地・道路や、屋敷林・農地などのみどりを活用しながら「帯状のみどり空間」を形成するための計画。
杉並区みどりのリサイクル計画 (平成 17 年 (2005 年) 1 月策定)	剪定枝・落ち葉等の植物発生材を資源として利用することで、環境に負荷を与えないまちを実現するための計画。
杉並区緑地保全方針 (平成 26 年 (2014 年) 9 月策定)	屋敷林や農地など民有地のみどりを貴重なみどりとして重点的に保全するための効果的な取組を定めた方針。
杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針 (平成 31 年 (2019 年) 1 月策定)	公園施設の再配置等による公園機能の見直しを図りながら、多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するための方針。



【 国 】 緑の基本方針、国土形成計画（全国計画）、首都圏広域地方計画 など

【東京都】 緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針、東京グリーンビズなど

1-3 計画期間と対象区域

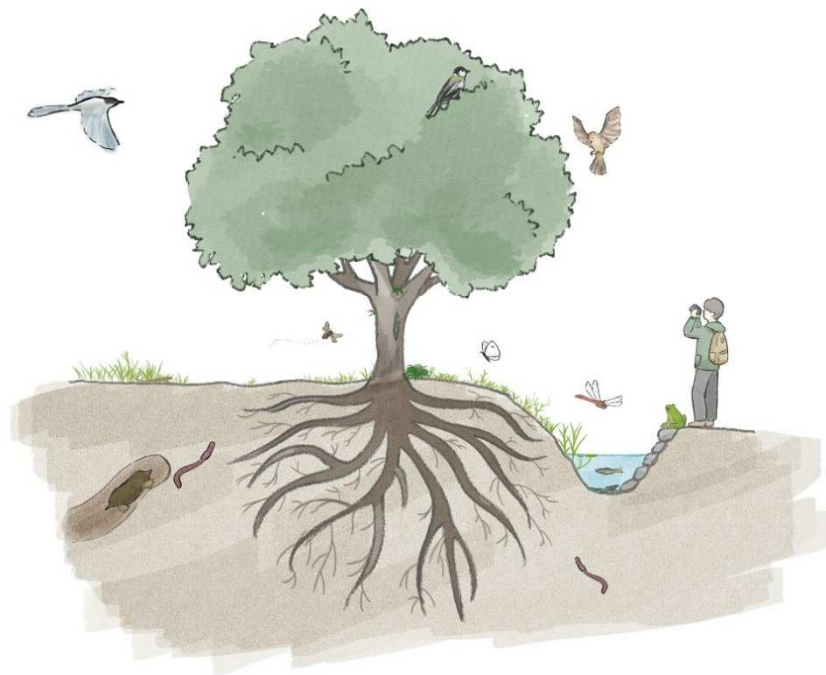
計画期間 令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで

みどりの生育や環境の変化については、長期的な視点が不可欠であることから、概ね 20 年後の未来を展望しながらも、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」*等との整合を図るため、令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とします。ただし、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

対象区域 杉並区全域（3,406ha）

1-4 「みどり」の定義

本計画では、樹林、樹木、生け垣、草花といった植物に限らず、植物が育つための土地や水などの自然環境、加えて、そこに生息する動物などの生きものも含めて「みどり」と定義します。



第2章 みどりの現状と課題

2-1 みどりを取り巻く動き

気候危機への取組

生物多様性保全への取組

グリーンインフラの推進に向けた取組

コラム 杉並区気候区民会議

コラム 私たちの暮らしを守る生物多様性

コラム グリーンインフラの活用

コラム みどりとSDGs

2-2 杉並区のみどりに関する状況

2-3 課題の整理と改定の視点（方向性）

コラム 区民参加型の雨庭づくり

2-1 みどりを取り巻く動き

【世界の動き】

2010

愛知目標の採択

生物多様性の損失を止めるための20の個別目標が決定



▲愛知目標20のターゲット

【出典】環境省生物多様性ウェブサイト

2015

パリ協定

温室効果ガスの削減に向けた法的枠組を採択

2018

令和32年(2050年)までのカーボンニュートラルを目標

パリ協定の努力目標のため、世界各国で令和32年(2050年)までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが拡大

【日本の動き】

2015

グリーンインフラの取組の推進

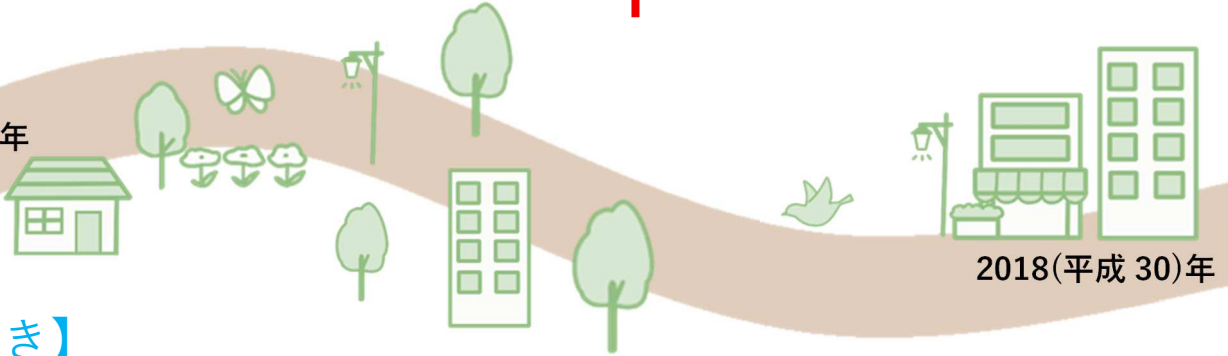
国土形成計画においてグリーンインフラの取組の推進を明記

2017

都市緑地法等の一部改正

都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市農地の保全・活用を推進

2010(平成22)年



2018(平成30)年

【東京の動き】

2012

緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略の策定

緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を提示

2016

東京都環境基本計画の策定

「世界一の環境先進都市・東京」を目標に、環境に関わる社会課題の解決に向けて政策の目標、方向を提示

2017

都市づくりのグランドデザインの策定

活力とゆとりのある高度成熟都市を目標とし、分野横断的な視点から7つの戦略を提示

【杉並の動き】

2010

杉並区みどりの基本計画の改定

「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」の実現に向け、5つの基本方針に基づき39の個別施策(みどり39プラン)により取組を推進



▲東京都環境基本計画表紙

【出典】東京都環境局 HP



▲都市づくりのグランドデザイン表紙

【出典】東京都都市整備局 HP

2022

COP15「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択

令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する30by30の目標を設定



▲昆明・モントリオール生物多様性枠組みパンフレット 【出典】環境省 HP

2023

COP28 パリ協定の目標達成に向けての評価の実施

パリ協定の目標達成に向けての世界全体の進捗を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施

2020

令和32年(2050年)までの脱炭素社会実現を宣言

令和32年(2050年)カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言

2023

生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定(閣議決定)

令和12年(2030年)までのネイチャーポジティブ実現の目標を設定

グリーンインフラ推進戦略 2023 の策定

官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを明示

2024

緑の基本方針の策定

地球温暖化対策、ウェルビーイング、生物多様性への対応を重視し、都市緑地の計画的・戦略的整備、地方自治体の役割強化を明示

2019(平成31年)



2026(令和8年)

2020

緑確保の総合的な方針の改定

緑の確保地の新たな設定や施策を提示し、生産緑地を保全すべき農地として明確化

2023

東京グリーンビズ始動

100年先を見据え、東京の緑を様々な主体との協働により価値を高め、継承していく新たなプロジェクトを始動



▲東京グリーンビズロゴ 【出典】東京都政策企画局 HP

東京都生物多様性地域戦略の改定

2030年ネイチャーポジティブの実現を目標に掲げ、生物多様性の保全と回復、持続的な利用、行動変容を推進

2025

2050 東京戦略の策定

2050年代に目指す東京の姿(ビジョン)を示すとともに、その実現に向けて2035年までに重点的に取り組む政策を体系的に整理

2021

杉並区ゼロカーボンシティ宣言

令和32年(2050年)までにゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言

2023

杉並区まちづくり基本方針の改定

まちづくりに関する総合方針(分野別方針)、まちの骨格(将来のまちの骨格、土地利用)を定め、具体的な取組を推進

2022

杉並区基本構想の策定

目指すまちの姿を「みどり豊かな住まいのみやこ」とし、「環境・みどり」の分野では気候危機への対応、資源循環型社会の実現、グリーンインフラの整備、農地の保全、環境配慮行動の促進を重点的な取組に設定

杉並区環境基本計画の改定

ゼロカーボンシティ実現に向けた、区的环境施策の基本的な方向性を示すものとして策定



▲杉並区まちづくり基本方針

2025

杉並区景観計画の改定

社会情勢の変化を踏まえ、『みどり豊かな美しい住宅都市、「杉並百年の景」』を基本目標とした取組を推進

気候危機への取組

世界的な気候変動は、温室効果ガス*排出が要因とされ、熱波や豪雨など異常気象の増加や、生態系*への影響が指摘されています。また、地球温暖化は急速に進行し、今後も自然災害の更なる頻発化・激甚化が危惧されています。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、温室効果ガス排出削減等の取組とあわせて、みどりの保全・創出・活用などを通じた取組についても、これまで以上の対応が求められています。

世界

パリ協定*

平成 27 年 (2015 年) COP*21 で採択

令和 2 年 (2020 年) 以降の地球温暖化対策に関する国際的な枠組みで、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べ「2°Cより十分低く保ち、1.5°C以内に抑える努力を追求する」という世界共通の長期目標を掲げ、21 世紀の後半までにカーボンニュートラル*の実現を目指しています。

日本

地球温暖化対策計画*

令和 7 年 (2025 年) 改定

令和 32 年 (2050 年) までに、温室効果ガス排出量を実質ゼロ (ネット・ゼロ) にすることを目指しています。

東京都

ゼロエミッション東京戦略

Beyond カーボンハーフ*

令和 7 年 (2025 年) 策定

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、水素エネルギーの普及拡大など 31 の目標で脱炭素化を加速する戦略で、2035 年までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減 (2000 年比) を目指しています。

杉並区

区内を流れる妙正寺川、善福寺川、神田川の三つの河川でも、都市化や気候変動の影響を受け、周辺家屋等に浸水被害が度々発生しています。また、都市化の影響は暑熱環境の悪化につながり、熱中症のリスクが高まるなど、私たちの生活にも影響が出始めています。



▲急な大雨で冠水した JR 阿佐ヶ谷駅付近 【出典】すぎなみ学倶楽部

杉並区気候区民会議

令和 6 年 (2024 年) 開催

区では、令和 3 年 (2021 年) 11 月に、「2050 年ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。この実現に向けて、一人ひとりが当事者意識を持ち、具体的な行動につなげるために、区民参画による気候変動対策を検討する会議を開催しました。

生物多様性保全への取組

森林伐採や都市化、過剰な資源利用、雑木林の管理放棄、外来種*の侵入、気候変動などの影響が主な原因となって、生物多様性が急速に失われています。生物多様性の損失は、食料や水の安定供給、災害リスクの低減、気候調整といった「生態系サービス」を脅かし、私たちの暮らしや経済活動にも深刻な影響を及ぼすため、世界的な課題として認識され、保全に向けた取組が進められています。

世界

<p>昆明・モンリオール 生物多様性枠組*(GBF) 令和4年(2022年) COP15 採択</p>	<p>令和12年(2030年)までに陸域・海域の30%を健全な生態系として保全する「30by30目標」を掲げ、外来種対策や汚染削減、企業情報開示など23のターゲットを設定しています。</p>
--	---

日本

<p>生物多様性国家戦略* 2023-2030 令和5年(2023年)改定</p>	<p>令和12年(2030年)までにネイチャーポジティブ*を実現するため、30by30を含む25の行動目標と367の施策を設定しています。</p>
--	---

東京都

<p>東京都生物多様性推進センター 令和6年(2024年)設立</p>	<p>生物多様性に関する普及啓発や体験プログラムを通じた保全活動等、都内の豊かな生物多様性を守り回復させ未来へ繋げていくための活動をしています。</p>
--	--

<p>東京都生物多様性地域戦略* 令和5年(2023年)改定</p>	<p>令和12年(2030年)までに「生物多様性バージョンアップエリア10,000+」「新たな野生絶滅ZEROアクション」「生物多様性都民行動100%」などの目標を掲げています。</p>
---	---

杉並区

区では、市街化に伴い、まとまったみどりである屋敷林*や農地が減少し、生きものの生息場所も失われつつあることから、新たな公園整備や生物多様性に配慮した植栽を推進し、区民と協働でみどりの保全や親水施設での生きものの居場所づくりに取り組んでいます。また、約40年にわたり自然環境調査や河川生物調査を継続して実施し、区内における動植物の状況を把握しています。

<p>第8次自然環境調査 令和5年(2023年)実施</p>	<p>区内に残された自然環境を把握することを目的として、約5年ごとに実施しています。調査結果は、区内に残された自然の保全や新たなみどりを創出する際の計画づくりの基礎資料として使っています。</p>
---	--



▲杉並区で見られる昆虫 ヤマトシジミ
【出典】杉並区自然環境調査

グリーンインフラの推進に向けた取組

近年、都市が抱える課題である都市型水害、ヒートアイランド現象*、生物多様性の損失などに対応するため、自然の持つ機能を活用する「グリーンインフラ」が注目され、都市づくりに活かす取組が進められています。

日本

グリーンインフラ推進戦略*2023

令和5年（2023年）策定

自然の力を活かして防災・環境改善・生物多様性保全を進める国家戦略で、官民連携、技術革新、評価制度、資金調達など7つの視点で、都市や地域に自然を組み込む仕組みを強化する方針を示しています。

東京都

都市づくりのランドデザイン*

平成29年（2017年）策定

2040年代を見据え、緑と水を都市基盤に組み込むグリーンインフラの概念を導入し、安全・快適・持続可能な都市を実現するための戦略と施策を示しています。

東京グリーンビズ*

令和5年（2023年）始動

100年先を見据えて、緑の多面的価値を活かし、協働して守り育てる持続可能な都市づくりを目指すプロジェクトを始動しています。

杉並区

区では、令和6年度（2024年度）から道路の透水性舗装や区立施設での雨水浸透・貯留施設*の整備を強化するとともに、雨庭*などグリーンインフラを活用した雨水流出抑制対策に取り組んでいます。これらの取組は、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、景観形成、環境教育の充実など、都市課題の解決にも寄与します。



▲雨庭づくり体験型ワークショップ（桃井原っぱ公園）



▲生物多様性の保全と環境教育の例（遅野井川）

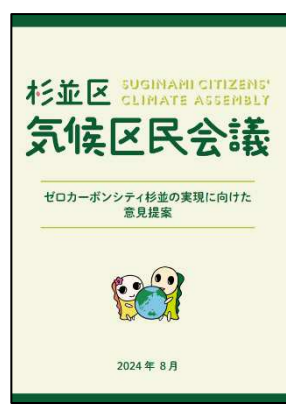
コラム 杉並区気候区民会議

区では、令和32年(2050年)までに地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」の実現を目指しています。近年、地球温暖化は急速に進行しており、猛暑や豪雨など、地球温暖化の脅威は、区民の暮らしや命にも関わる問題となっています。

このような「気候危機」とも言える事態を食い止めるためには、一人ひとりが当事者意識を持ち、具体的な行動につなげていくことが重要となります。そこで、区では、区民の参画による気候変動対策を推進していくため、令和6年(2024年)3月から同年8月まで「杉並区気候区民会議」を開催しました。

気候区民会議では、無作為抽出により選出された77名の区民の方が、有識者等から情報提供を受けながら全6回の会議で議論を重ね、最終的に33の提案をまとめ、区長に提出しました。

中でも、みどりに関する目指すべき杉並区の姿を「質の高い豊かなみどりを守り、育てているまち」とし、以下の8つの取組が提案されました。



みどり

質の高い豊かなみどりを守り、
育てているまち

キーワード #他都市がうらやむ #質の高いみどり
#豊かな自然 #四季を感じる #交流を育むみどり
#愛着の持てるみどり #人と自然に隔たりがない #生き物も人もコンフォータブル #多様性



取組 18

樹林しか勝たん!私有地のみどりを区民が推し活として守るムーブメント「推し樹林」をつくる



取組 19

みどりのおもてなし 駅周辺や大規模な土地に、杉並の顔となるような良質なみどりをつくり区民と守り育てる



取組 20

お願い「みどり先輩」! みどりに詳しい区民を増やすために、身近なみどりの専門家とつなぐ「みどり先輩マッチングサービス」を立ち上げる



取組 21

公共のみどりの整備をきっかけとした、コミュニティや活動の場を創出する



取組 22

歩いて10分森林浴ができる杉並区を実現する



取組 23

一人で始められるみどりを増やすためのサポートを充実させる



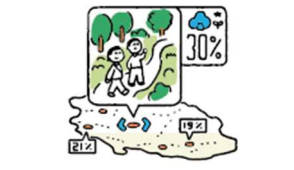
取組 24

「わたしが緑を増やさなきゃ」と思える新たなグリーン指標をつくる



取組 25

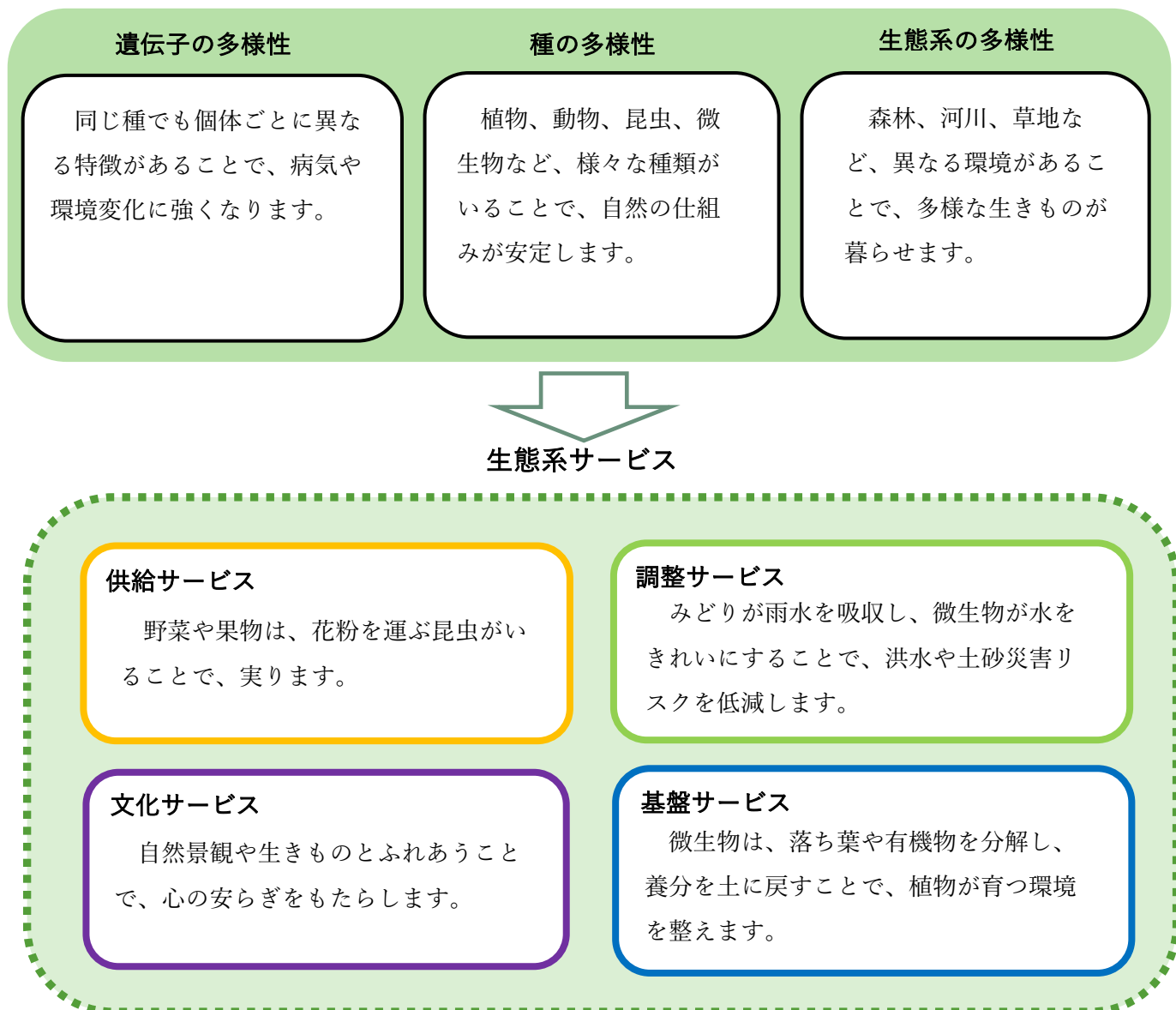
緑視率30%の小さなモデルエリアをつくる



コラム 私たちの暮らしを守る生物多様性

私たちの暮らしは、自然の仕組みに支えられ、その仕組みを生み出しているのが「生物多様性」です。

生物多様性は、様々な生きものがつながり合うことで、成り立っています。そして、この多様性には、遺伝子・種・生態系の3つがあり、これらが揃うことにより、自然はバランスを保ち、私たちに「生態系サービス」という恩恵を与えています。



生物多様性の保全は、決して特別な場所の話ではなく、都市に暮らす私たちも身近な自然を守ることが、私たち自身の安全と豊かな暮らしを守ることにつながります。

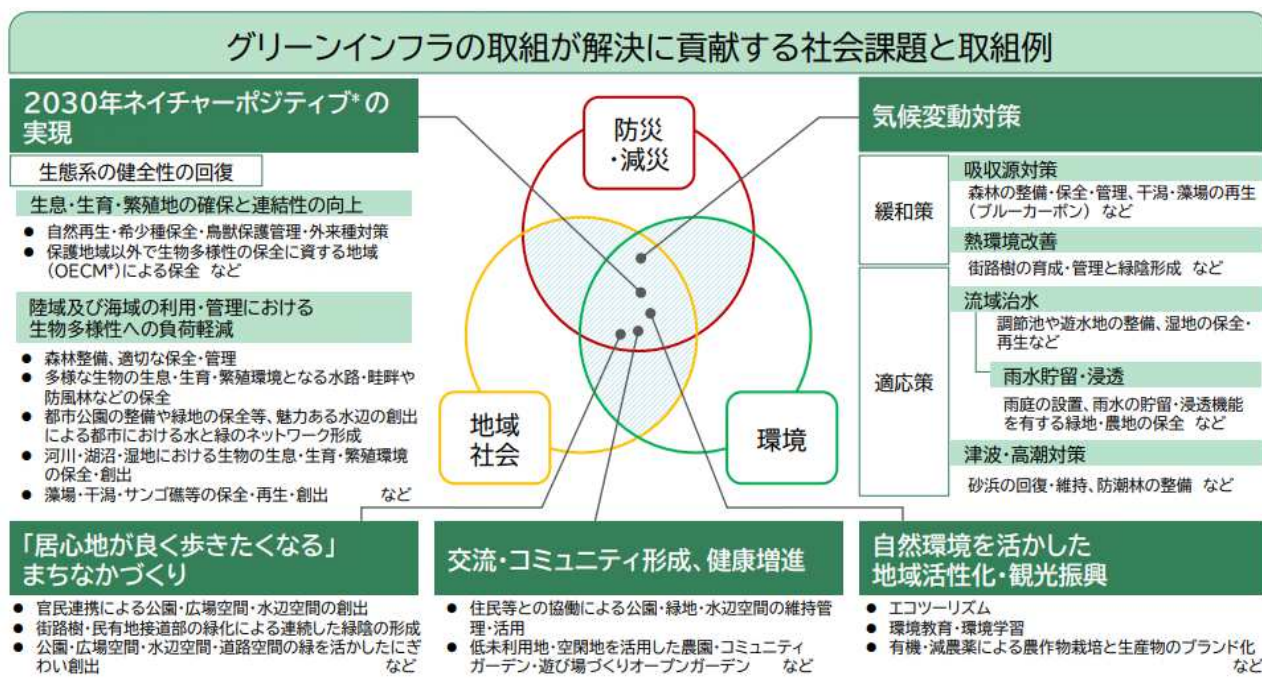
コラム グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、社会の様々な課題を解決するため、自然が持つ機能を活用する考え方です。都市づくりや社会資本の整備において、自然環境を「資本」として取り入れ、持続的に活用することで、より質の高いまちづくりを目指します。

従来は、人工的な施設（グレーインフラ*）と自然環境（グリーンインフラ）は別々に考えられてきましたが、近年では、双方の特性を踏まえて適切に組み合わせることで、新たな価値が創出され、安全・安心で持続可能な国土形成に役立つものとされています。

グリーンインフラには、以下の5つの効果が期待されます。

- [都市環境の改善] ヒートアイランド現象の緩和や雨水の浸透による浸水対策など、防災・減災に貢献します。
- [生物多様性の保全] 土壌や水などの自然資源を守り、回復させることで、自然と共生する社会を実現します。
- [持続可能な管理体制] 地域住民や企業など、様々な主体が参加しやすく、官民連携による維持管理が可能になります。
- [地域の活性化] 自然を活かした空間は、きれいな景色をつくるだけでなく、地域の文化や教育、健康にも良い影響を与え、地域の魅力が高まり、人が集まりやすくなります。
- [Well-being*の向上] 心身の健康や人と人とのつながりを育み、快適で安心できる暮らしを支えます。



▲グリーンインフラ実践ガイド【出典】国土交通省（実践編）グリーンインフラを進めよう

コラム みどりとSDGs

SDGsとは？

SDGs*（持続可能な開発目標）は、令和12年（2030年）までに「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するための国際目標です。

17のゴールと169のターゲットで構成され、自然環境・社会・経済の課題を包括的に解決することを目指しています。



▲SDGsの17のゴール

【出典】国際連合広報センター、ストックホルム・レジリエンス・センター

みどりの役割とSDGs

特に、みどりと関係するSDGsの目標は、次のとおりです。

- ・目標11：住み続けられるまちづくりを（社会層）
- ・目標13：気候変動に具体的な対策を（環境層）
- ・目標15：陸の豊かさを守ろう（環境層）

自治体・企業・個人がそれぞれの立場で「みどりの保全や活用」に取り組むことで、複数の目標達成に貢献し、持続可能な社会の実現を目指すことが重要です。

区の取組（SDGsウェディングケーキ構造*に沿って）

・環境（基盤）

公園・緑地の保全や創出、生物多様性に配慮した緑化、太陽光発電の導入や省エネ改修支援などを推進（目標13、15）。

・社会（中層）

多世代が交流できる公園づくり、防災・減災機能を備えたみどりの空間整備などによる誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進（目標11）。

・経済（頂点）

区民・事業者・地域団体・学校・家庭など、一人ひとりが担い手となり行動し、パートナーシップで持続可能な取組を実現（目標17）。



▲SDGsの17のゴールと概念図

【出典】国際連合広報センター、ストックホルム・レジリエンス・センター

区は、こうした取組を通じて、持続可能なまちづくりを目指しています。

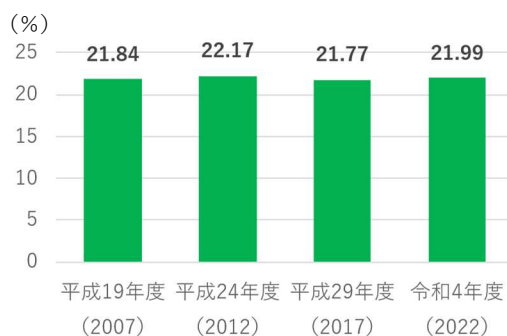
2-2 杉並区のみどりに関する状況

緑被率 21.99%

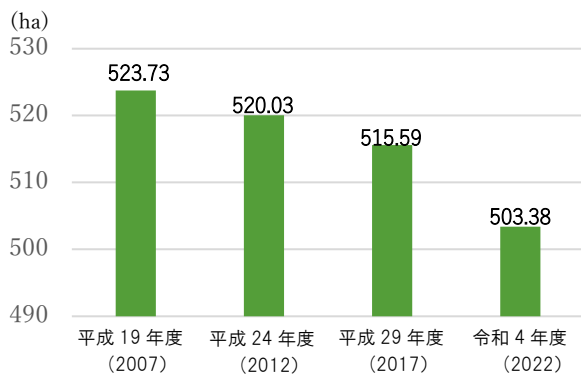
緑被率（みどりに覆われた土地（樹木被覆地*、草地、農地、屋上緑化）の面積比率）は21.99%です。

緑被地面積は、区内で749haあり、公有地・民有地別にみると、公有地が約3割、民有地が約7割となっています。また、民有のみどりは減少傾向にあります。

緑被率の推移



民有の緑被地面積の推移

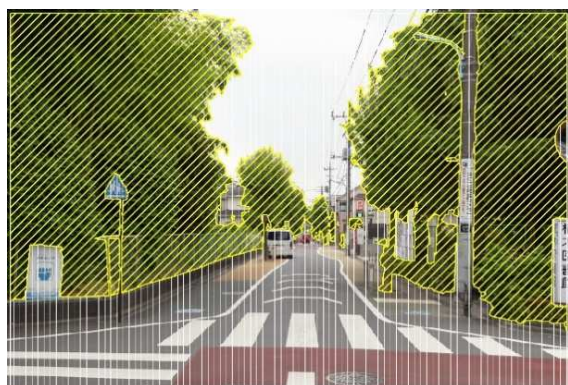


[令和4年度(2022年度)杉並区みどりの実態調査* (以下「みどりの実態調査」という。)及び各調査年から引用]

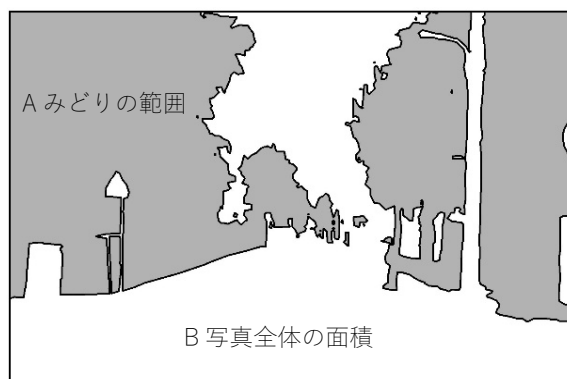
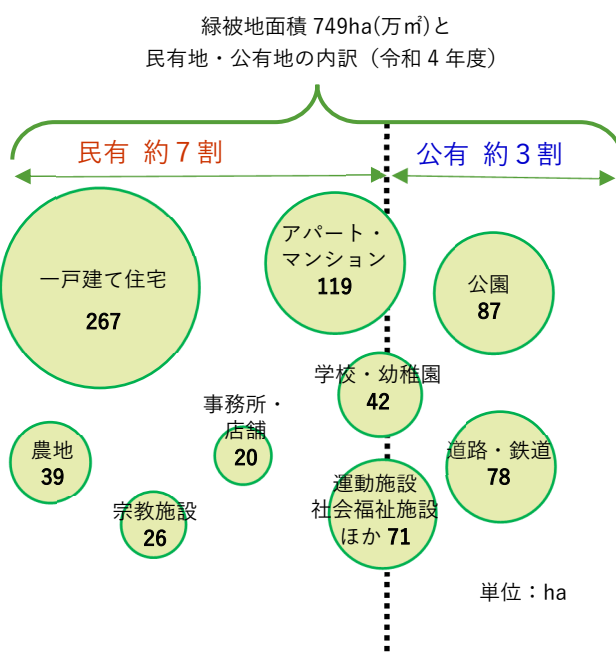
平均緑視率 20.09%

区内71地点で、歩行者視点(高さ1.5m)から撮影した画像を用いて算出する緑視率(人の視界に占める緑の割合)の平均は、20.09%です。

[令和4年度(2022年度)みどりの実態調査]



▲写真から緑視率を計測



$$\text{緑視率} = \text{A (みどりの範囲)} \div \text{B (写真全体の面積)} \times 100$$

樹林面積 128.34 ha

面積 300 m²以上かつ高木 30 本以上で構成された樹林（公園林、社寺林、屋敷林などを含む。）の面積は、128.34ha です。

[令和 4 年度（2022 年度）みどりの実態調査]

樹林面積の推移



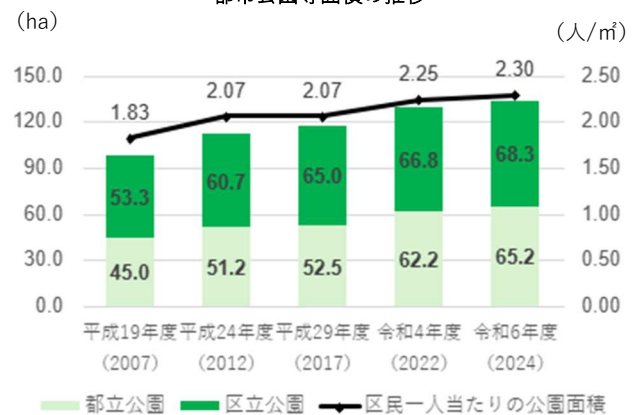
都市公園等面積 133.5 ha

区内では、都立公園も含め計画的に公園整備を進めており、平成 19 年度（2007 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの間に、都市公園等面積は約 35.2ha 増加し、133.5ha となりました。

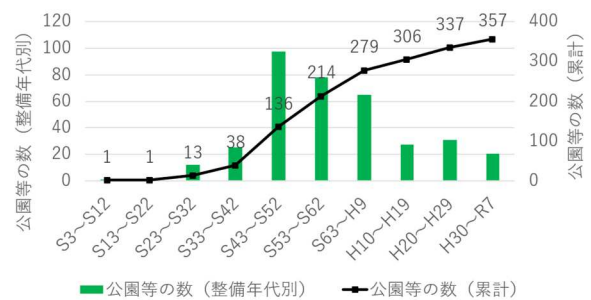
一方、区立公園の多くは昭和 40～50 年代（1965～1984 年）に整備され、開園から 30 年以上経過した公園が、約 8 割になっています。

[令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在]

都市公園等面積の推移



公園等の数（整備年代別及び累計）の推移

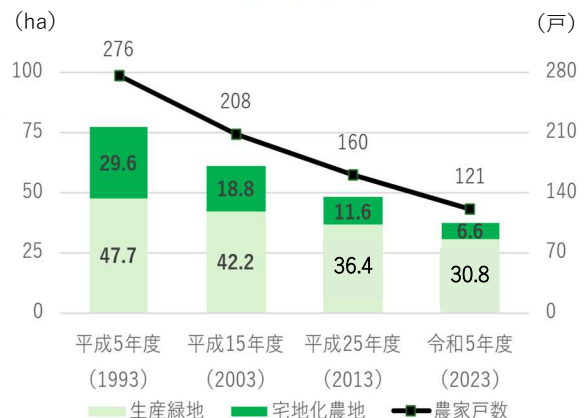


農地面積 37.4 ha

区内の農地面積は、令和 5 年度（2023 年度）は 37.4ha となっており、平成 5 年度（1993 年度）の面積 77.3ha と比べて約 1/2 の面積に減少しています。

[令和 6 年（2024 年）4 月 1 日現在]

農地面積及び農家戸数の推移



安定した緑地の割合 54.6%(311.35ha)

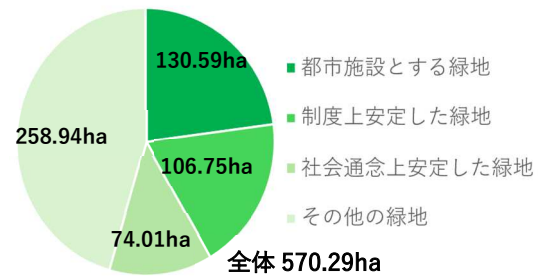
区内の緑地は、4つに分類することができ、さらにその安定性や保全の仕組みに応じて、次の3つの分類が安定した緑地とされます。

- ① 都市施設とする緑地（公園、緑地など）
- ② 法律や条例等に基づいて保全が図られている制度上安定した緑地（特別緑地保全地区*、市民緑地*、生産緑地地区*など）
- ③ 法律や条例等による指定はないが、持続性が高い社会通念上安定した緑地（社寺境内地、大学など）

区内緑地面積（合計 570.29ha）に対して、これらの緑地面積（311.35ha）が占める割合は 54.6%です。

[令和4年度（2022年度）みどりの実態調査]

緑地面積及び分類



① 都市施設とする緑地	都市計画公園・緑地
	都市公園
	児童遊園・遊び場
② 制度上安定した緑地	特別緑地保全地区
	市民緑地（いこいの森）
	生産緑地地区
	第一種風致地区
	河川区域
	区民農園
	区営苗圃
	天然記念物の樹林、保護樹林
③ 社会通念上安定した緑地	公共空地（自転車歩行者専用道路、公共のグラウンド）
	社寺境内地
	大学
	病院
④ その他の緑地	民間グラウンド
	500㎡以上の樹林地
	生産緑地、区民農園以外の農地
	公共公益施設の緑化面積
	500㎡以上の独立した駐車場

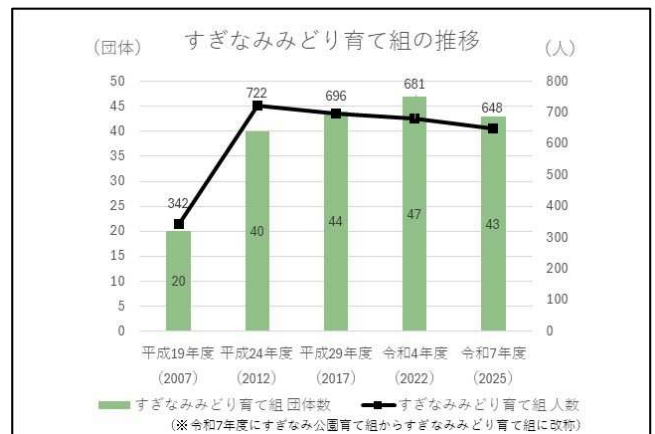
みどりに関するボランティアの状況

区の緑化に取り組むボランティア団体には、花咲かせ隊*、すぎなみみどり育て組*、みどりのボランティア杉並*、杉並区認定みどりのボランティア団体*があり、合計で 192 団体、2,092 人が活動しています。

団体数、人数、活動内容は、右表のとおりです。

[令和7年（2025年）4月1日現在]

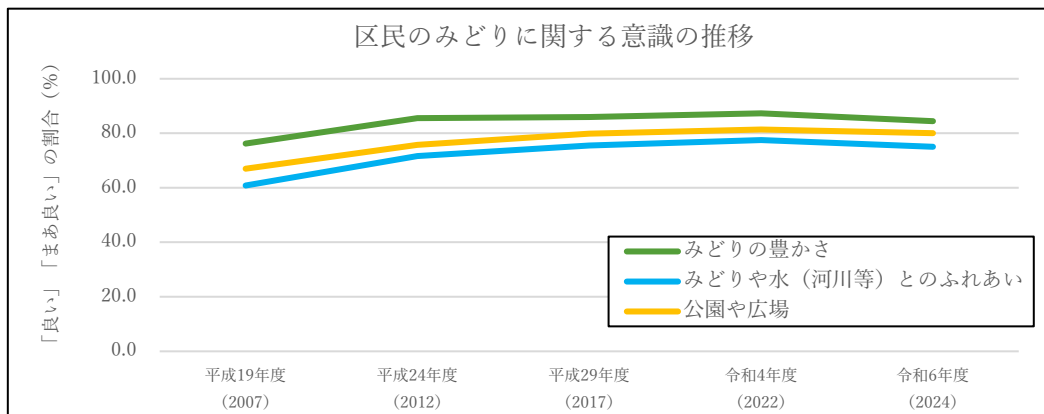
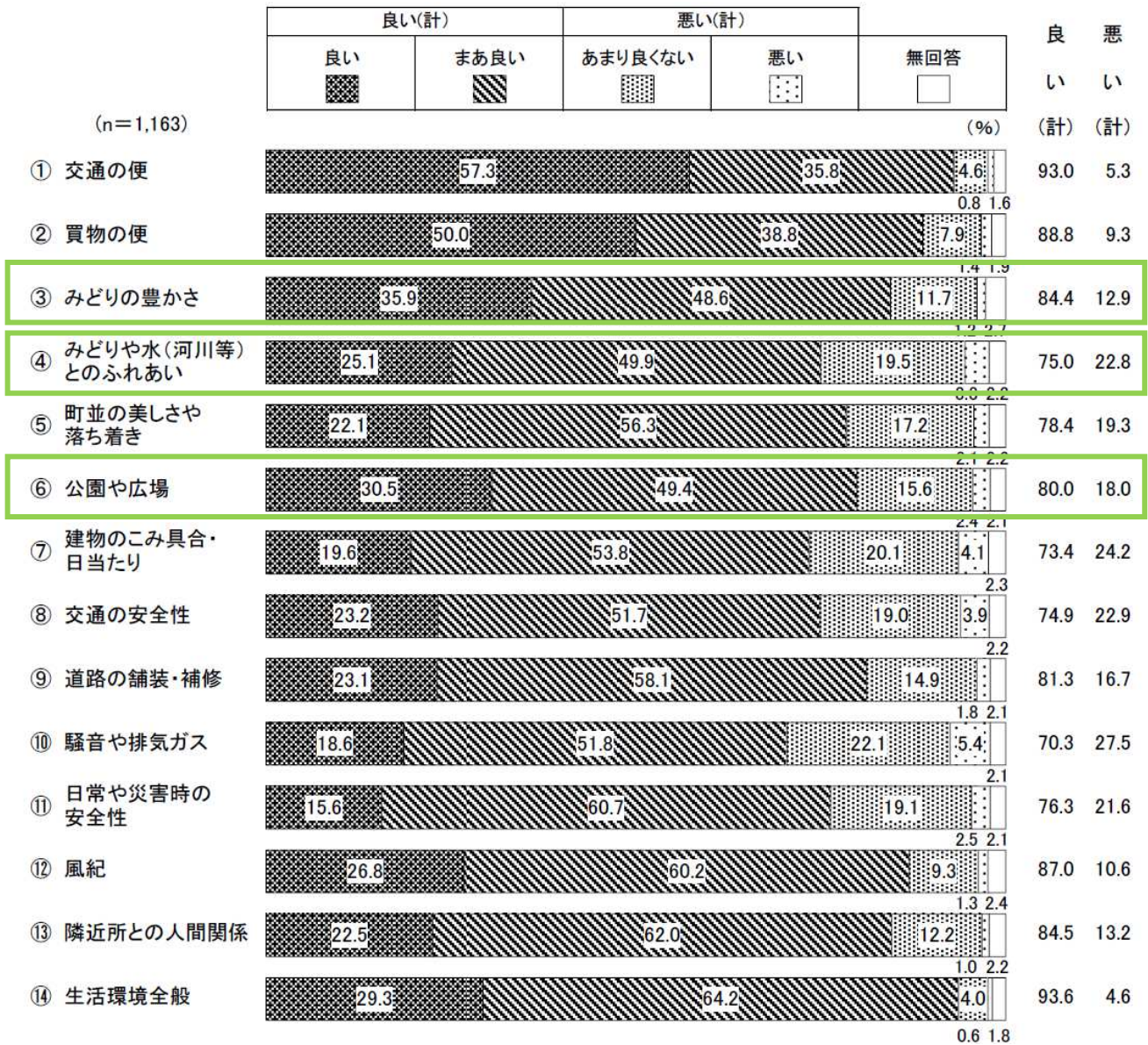
花咲かせ隊	136 団体
・花壇づくり等の緑化活動	1,099 人
・環境意識の醸成 など	
すぎなみみどり育て組	43 団体
・公園の清掃	648 人
・利用モラルの向上 など	
みどりのボランティア杉並	1 団体
・ボランティアの入門編	56 人
杉並区認定みどりのボランティア団体	12 団体
・みどりの保全及び育成	289 人
・自発的、継続的な活動団体	



区民のみどりに関する意識

生活環境における「みどりの豊かさ」「みどりや水（河川等）とのふれあい」「公園や広場」について、「良い」と評価している区民の割合は、順に84.4%、75.0%、80.0%です。

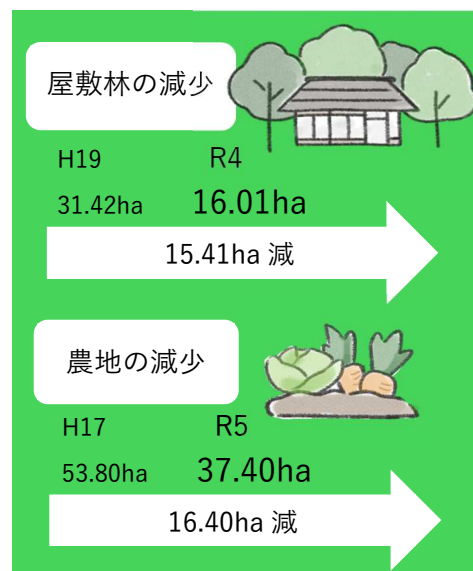
[令和6年度（2024年度）区民意向調査]



2-3 課題の整理と改定の視点（方向性）

課題1 失われ続ける民有のみどりを守り、創る仕組みが必要である

- 区のみどりの約7割は、屋敷林や農地などの民有地にあります。しかし、宅地化に伴い、年間約1haずつ減少し、貴重なみどりの喪失が続いています。
- 防災・減災、生物多様性、景観、地域コミュニティなど、グリーンインフラとして多面的な価値を持つみどりを守り、将来世代に引き継ぐためには、民有のみどりの保全と創出を強化することが不可欠です。
- 民有のみどりは、剪定や落ち葉掃きなどの所有者による管理負担も大きく、維持が困難な状況です。また、みどりを安全に維持・継承していくためには、倒木や枝折れのリスクを踏まえ、適切な維持管理及び更新を進めていくことが求められます。



改定の視点 受け継がれたみどりを守り、新たなみどりを創出し、地域とともに住みよい環境を築く

- 継承されたみどりの保全：屋敷林や農地など、受け継がれたみどりを守り、維持する取組を進めます。
- 新たなみどりの創出：屋上・壁面緑化、接道部緑化など、多様な緑化手法を活用し、みどりの総量を増やすことで、都市環境の質を高めます。
- グリーンインフラの活用：みどりが持つ多面的な機能を活用し、誰もがみどりの豊かさを実感できるまちづくりの取組を推進します。
- 地域で支える仕組みの構築：所有者の管理負担を軽減するため、地域やボランティアと連携した維持管理の支援体制を整え、みどりを共有資産として守る仕組みをつくりま

課題2 公共のみどりの量を増やし、質の向上を図る必要がある

- 「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するためには、その先導的役割を担う公共施設や公園などの公有地におけるみどりづくりが重要です。
- 民有地の相続に伴う土地売却時等に公有地として取得することができれば、公園や公共施設として活用できます。しかし、土地価格面から取得できない場合もあります。
- 杉並区みどりの条例に定めている区民一人当たり公園面積 5 m²の目標は、未達成であり、用地取得に向けた取組の強化が必要です。
- 公園や公共施設では、開設から長期間が経過し、老朽化した施設及び老木化した樹木が増加しています。みどりの保全と利用者の安全確保を両立しながら、計画的に施設の改修と樹木の更新を進める必要があります。
- みどりが持つ多面的な価値を十分に発揮できるよう、副次的な効果も考慮した価値を高める取組が必要です。



▲企業グラウンドを公園として整備した下高井戸おおぞら公園



▲樹木診断・樹勢回復に努めている公園のケヤキ

改定の視点 公共のみどりを量・質ともに充実させ、民有のみどりに広げる

- 公共施設の緑化推進：公園や公共施設の改修時には、防災・減災、生態系、景観に配慮した緑化を行います。また、国や東京都の補助等も活用して公共施設用地を積極的に確保し、公共のみどりの量を増やします。
- 区民・事業者との連携強化：公共施設の緑化を契機として、地域住民や法人等と協働した緑化活動、維持管理を推進します。
- 維持管理における安全性の向上：目視や巡回に加え、定期的な樹木診断を実施するとともに、地域住民等が維持管理に関わることで、樹木等の安全性を確保します。
- みどりの価値の最大化：安らぎや景観などの「存在価値」と、防災・減災、レクリエーションなどの「利用価値」を両立し、グリーンインフラの活用を推進します。

課題3 みどりが持つ多面的な機能を地域課題の解決のために活用する必要がある

- みどりは、憩いの場や景観向上などに活用されていますが、みどりが持つ多面的な機能や価値を、地域課題の解決に向けて、更に活用する必要があります。
- みどりの持つ機能を「目的」ではなく「手段」として位置付け、暮らしの質を総合的に向上させていくため、都市インフラに多機能性を付加することが必要です。

改定の視点 グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす

- グリーンインフラの戦略的活用：グリーンインフラを防災・減災、気候危機、景観向上、地域振興など複数の都市課題に対応する仕組みとして活用します。
- 多機能性と副次効果の最大化：みどりの多機能性を活かし、複数の効果を発揮できるように活用します。
- 地域特性とコミュニティの視点：地域文化や住民ニーズなどを踏まえた緑地整備を行い、コミュニティ形成の拠点とします。
- 実現性・持続可能性の確保：官民連携や区民参加による維持管理体制を構築します。

02

これからのグリーンインフラ

グリーンインフラで目指す社会

人々がグリーンインフラの視点を持って生活してゆくまち



・にぎわいの創出
公園・まちづくり





・ヒートアイランド対策
・水害対策



・世代間交流
・WELL-BEING



・環境教育
・商店街活性化

▲【出典】 杉並区（グリーンインフラ全庁研修資料）

課題4 みどりを維持するための負担を軽減し、緑地保全対策を講じる必要がある

- みどりは、所有者や管理者の努力により維持されていますが、維持には人手不足や費用負担などの課題があり、このような負担を軽減するための支援が必要です。
- みどりを未来に残すためには、所有者や管理者だけに負担を負わせるのではなく、民有地のみどりの維持・管理を支える担い手として、区民一人ひとりの関心と行動が不可欠であり、ボランティア活動等の仕組みづくりが必要です。

改定の視点 みどりとの関わりをじぶんごとにし、協働で守り、みどりの未来をつくる

- 屋敷林や農地等のみどりの価値の共有：区民等が屋敷林や農地等の持つ景観や生態系、防災・減災機能などの役割について、みどりに関する情報紙や環境学習等を通じて学び、関心を高め、将来のみどりの保全活動につなげます。
- 参加しやすい仕組みづくり：地域清掃や緑化活動、保全活動に誰でも参加できる環境を整えることで、みどりとの関わりを身近なものにします。
- 今日からできる行動：草花を育てる、樹木の特性を学ぶ、雨水を活用するなど、みどりとの関わりを意識して行動することで、未来のみどりを守り育てる行動につなげます。



▲屋敷林・農地の保全を支えるすぎなみみどり育て組の活動

コラム 区民参加型の雨庭づくり

区立桃井原っぱ公園では、区民とともに雨庭をつくるワークショップ*を開催しました。

これは、区民からの提案による事業で行われたものです。小学生から大人まで幅広い年代の参加者が集まり、どのような雨庭をつくるか話し合いました。

特徴として、生きもの（昆虫）が集まる雨庭にしたいとの声があり、雨庭の周囲に多くのみどりを配置して、昆虫を呼び込む工夫をしました。

生きものを呼ぶ雨庭は、生物多様性の保全に寄与し、世代を超えた区民と一緒に作業することで、自然に会話生まれ新たなコミュニティ形成の可能性もあります。

また、小学生など次世代を担う子どもたちの参加は、自然環境の仕組みを肌で感じ、大人と一緒に学ぶ機会をつくれます。

このように雨庭は、様々な副次的な効果をもたらすグリーンインフラの代表的な取組です。



▲ワークショップの様子



▲雨庭づくりの風景



▲雨庭完成



▲阿佐谷けやき公園（屋上緑化）

第3章 将来像と基本方針

3-1 将来像

3-2 基本方針

3-3 指標

3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針

生産緑地地区の保全・指定方針

風致地区の保全方針

特別緑地保全地区の保全・指定方針

3-1 将来像

みどりの将来像は、前計画を引き継ぎ「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」とし、副題は、みどりの効果を区民・事業者・行政との協働で育み、発揮させ、未来へ継承するため、「みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう」としました。

住宅都市杉並において、みどりは暮らしを支える力です。みどりの力を防災・減災に役立て、生態系や景観を守り、人と自然が響き合うまちをつくるため、みどりを未来へ継承していきます。

みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並

みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう

「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」とは・・・

日々の生活の中で、まちに出るとすぐに視界いっぱいに四季を感じられるみどりがある。

身近に立ち寄れる公園があり、子どもたちが安全に遊び、人々の笑顔があふれている。

通学・通勤や散歩では、上を見上げると青々とした空と、大きな樹木からの木漏れ日や、吹く風が気持ち良く、まち全体にみどりが広がっている。

花やみどりで彩られ、多くの生きものが棲み、みんながみどりについて知り、感謝して、みどりを守り、創り、育てる取組を行っている。

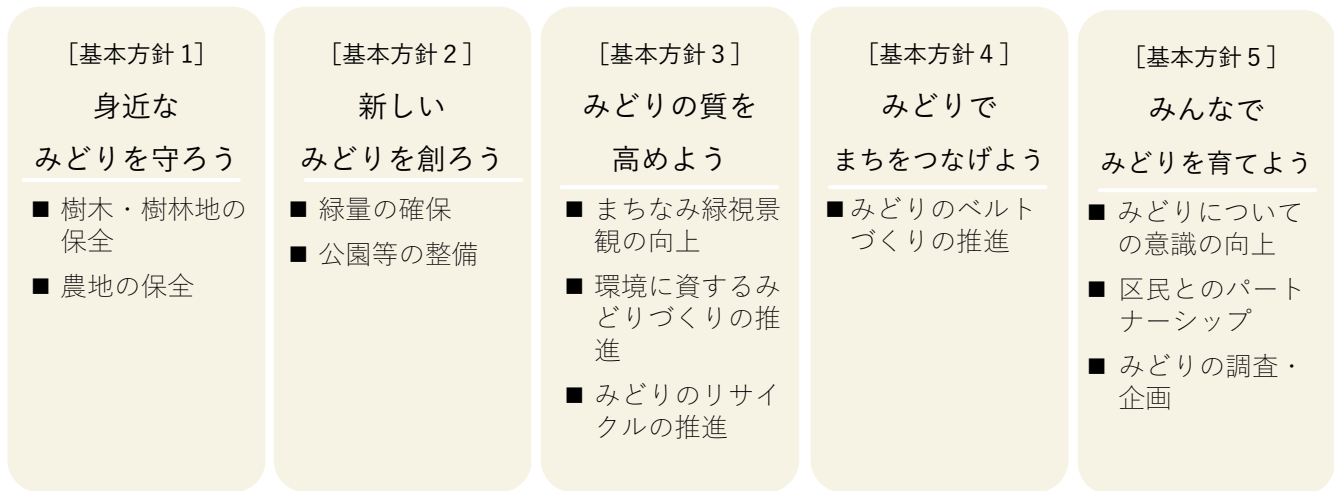
将来像のイメージ



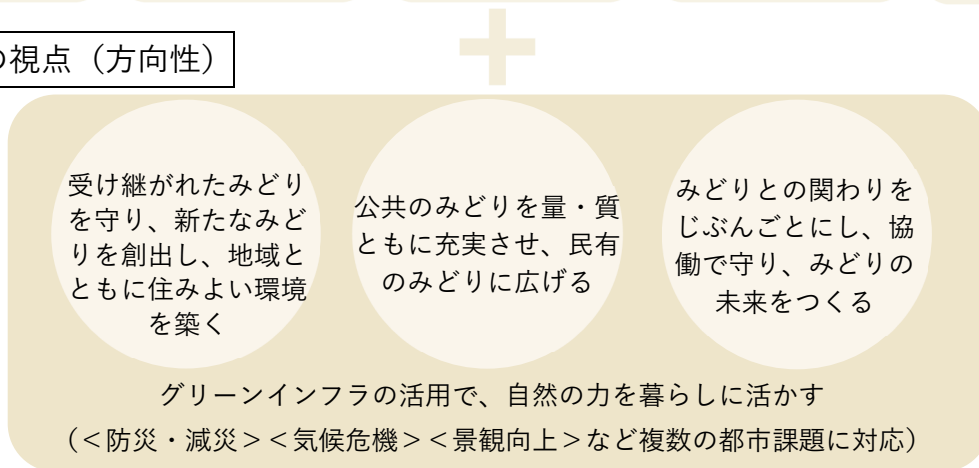
※図中の「〇-〇-〇～」は、P39以降の「取組の内容」を示しています。

3-2 基本方針

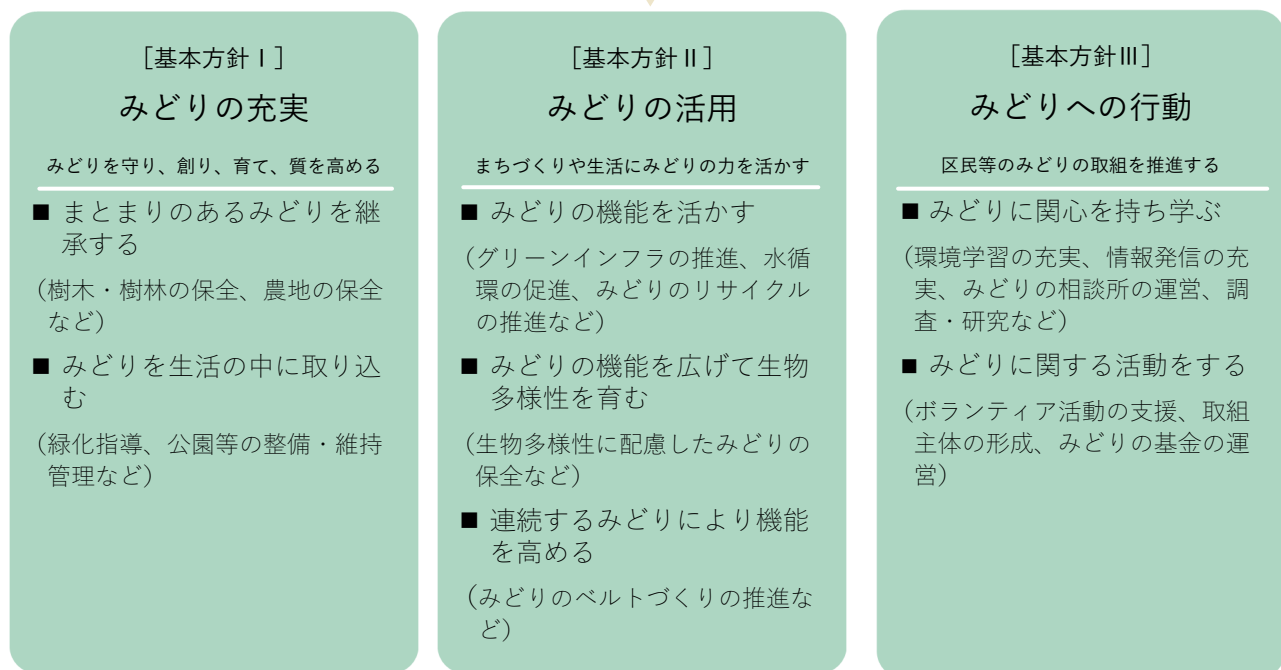
前計画



改定の視点（方向性）



本計画



本計画では、将来像「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並～みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう～」の実現に向け、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ みどりの充実 みどりを守り、創り、育て、質を高める

屋敷林や農地など杉並らしい原風景を守り、公園や公共空間、民有地を含めたみどりを創出・育成し、適切に管理することで、四季が感じられる快適な環境と美しい景観を形成します。

基本方針Ⅱ みどりの活用 まちづくりや生活にみどりの力を活かす

防災・減災、環境保全、景観向上、コミュニティなどの地域課題の解決のために、公園整備をはじめとした公共施設の緑化において、みどりの持つ多面的な機能を最大限に活用し、民有のみどりにも広がります。

基本方針Ⅲ みどりへの行動 区民等のみどりの取組を推進する

豊かなみどりを支えてきたのは、区民や事業者など多様な主体です。個々の自主的な行動やあらゆる関係者との協働により、みどりを次世代へ継承し、持続可能なまちづくりを進めます。

3-3 指標

基本方針を踏まえ、区の目指すべきみどりの将来像の実現を図るため、指標として「緑被率」「平均緑視率」「公園や広場に満足している区民の割合」「グリーンインフラを知っている区民の割合」「みどりに関する登録団体に属している人数」の5つを設定します。

指標 1 緑被率

緑被率*は、みどりの量を把握するために有効であることから、前計画から引き続き指標とします。

緑被率の将来目標は前計画を引き継ぎ 25%とします。なお、計画期間内において目指す緑被率は、「杉並区総合計画」*において定めた施策指標（令和 12 年度目標値）と同様に 24.7%とします。あわせて、みどりの量に関わる区民一人当たり公園面積 5 m²を見据え、公園整備を推進します。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

緑被率 21.99%→24.7%（+約 2.71%、+約 92.3ha）

- I-1-1 地域で支える屋敷林等の保全（P44）
- I-1-4 都市農地の保全強化（P47）
- I-2-1 緑化指導の充実（P49）
- I-2-3 地域に親しまれる公園づくり（P50）
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進（P54）

緑被率 1%（約 34.06ha）を増やす目安 ※面積の目安：区立小学校 1 校の面積 = 約 1 ha

土地利用でみた場合（例）

土地利用	緑被面積	取組内容
公園	+15.63 ha	・公園用地としての取得 ・適切な維持管理による樹木の育成 ・木陰の創出
道路	+ 0.67 ha	・適切な維持管理による樹木の育成 ・可能な範囲での植樹（木陰創出） ・施設の新設、改修時におけるみどりの保全、創出
学校	+ 1.81 ha	
公共公益施設	+ 0.79 ha	
民有地	+17.79 ha	・緑化指導
農地	- 3.13 ha	・減少抑制 ・公有地化
河川・水路	+0.5 ha	・適切な維持管理による樹木の育成
合計	34.06 ha	

世帯数でみた場合（例）



指標 2 平均緑視率

緑視率*は、国土交通省の社会実験において、25%以上で「緑が多い」「安らぐ」「歩きたくなる」と感じる人が増える傾向があるとされ、みどりを実感できる指標として有効であることから、指標とします。ただし、緑視率は調査箇所によって異なるため、平均緑視率を指標とします。

前計画では、接道部緑化率（道路に接する敷地部分(接道部)に占める生け垣、植込み等緑化の割合）を指標としていましたが、緑視率は「人の視点に立って、日常的にどれだけみどりを感じられるか」を直接的に捉えることができ、体感的なみどりの豊かさを的確に反映することができます。

令和4年度（2022年度）の区内調査地点（71地点）の平均緑視率は20.09%であり、計画期間内に25%を目指します。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

平均緑視率 20.09%→25.0%

- I-2-1 緑化指導の充実（P49）
- II-3-1 みどりのベルトづくりの推進（P61）
- II-3-2 良好な景観づくりの推進（P63）



▲下井草二丁目 緑視率 25.34%（令和4年度みどりの実態調査）

指標3 公園や広場に満足している区民の割合

身近に感じられる公園や広場は、憩いや交流、安全な遊び場、防災・減災など日常生活の多様な場面で活用されます。緑地としての量や質を把握するために有効であることから、前計画から引き続き、公園や広場に満足している区民の割合を指標とします。

杉並区区民意向調査（令和6年度（2024年度））では80.0%でした。計画期間内に更なる満足度の向上を目指します。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

公園や広場に満足している区民の割合 80.0%→85.0%以上

- I-2-3 地域に親しまれる公園づくり（P50）
- I-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル（P52）
- I-2-5 安心・安全な公園の維持管理（P53）
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進（P54）



▲桃井原っぱ公園

指標4 グリーンインフラを知っている区民の割合

みどりの機能を活かすためには、区民や事業者がその価値や仕組みを理解し、行動することが必要です。グリーンインフラの認知度の向上は、その活用や整備を促進する上でも重要となるため、グリーンインフラを知っている区民の割合を指標とします。

グリーンインフラの認知を広げ、行動につなげていくことによって、雨庭やビオトープ*などのみどりの取組への展開、拡大を図ります。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

グリーンインフラを知っている区民の割合 **上昇**

「杉並区区民意向調査」により新たに認知度の調査を行い、把握していきます。

- I-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル (P52)
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進 (P54)
- II-1-2 健全な水循環の促進 (P55)
- II-1-3 みどりの機能を活用した施設に対する支援制度 (P56)
- II-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全 (P58)
- II-2-2 みどりを活用した生きものの生息場所の創出 (P59)



▲グリーンインフラ推進会議の様子（左：話し合い、右：屋外での浸透実験）

指標5 みどりに関する登録団体に属している人数

みどりとの関わりをじぶんごととして考え行動する協働の取組を促進するため、みどりに関する取組を行っている団体に属している人数を指標とします。

なお、令和7年（2025年）4月1日現在において、区が把握している区内の団体に属している人数は、花咲かせ隊 1,099人（136団体）、すぎなみみどり育て組 648人（43団体）、みどりのボランティア杉並 56人（1団体）、杉並区認定ボランティア団体 289人（12団体）の合計 2,092人（192団体）です。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

みどりに関する登録団体に属している人数 2,092人→2,300人

- Ⅲ-1-1 環境学習の充実（P64）
- Ⅲ-1-2 みどりの情報発信の充実、イベントの開催（P65）
- Ⅲ-1-3 みどりの相談所の運営（P66）
- Ⅲ-2-1 みどりのボランティア活動への支援（P68）
- Ⅲ-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進（P68）



▲ボランティアによる屋敷林の落ち葉掃き（落ち葉感謝祭）

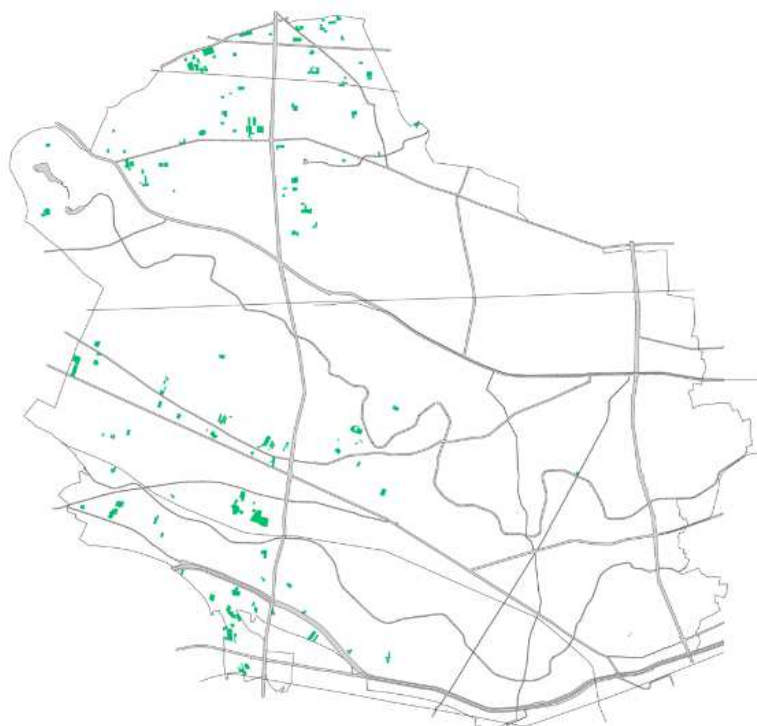
3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針

みどりの保全や創出に関する制度は、都市計画法や都市緑地法、区の条例に基づき、定められています。都市計画で建築行為や樹木の伐採など、土地利用における一定の制限によりみどりを保全する地区について、以下のとおり制度ごとの方針を示します。

生産緑地地区の保全・指定方針

生産緑地地区は、市街化区域内の農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づき都市計画に定める地域地区です。区内では、南西部や北西部に多く指定されています。

当該地区は、食育*や環境教育、雨水浸透、多様な生きものの生息場所、良好な景観の形成、防災・減災等の多面的な機能があります。そのため、援農ボランティア等による農業従事者への支援等により農地の保全に努めるとともに、未指定である農地について、生産緑地地区の新規指定を促進します。また、区への買い取り申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して対応し、農地の保全を図ります。



凡例

■ 生産緑地地区の位置図



▲生産緑地地区

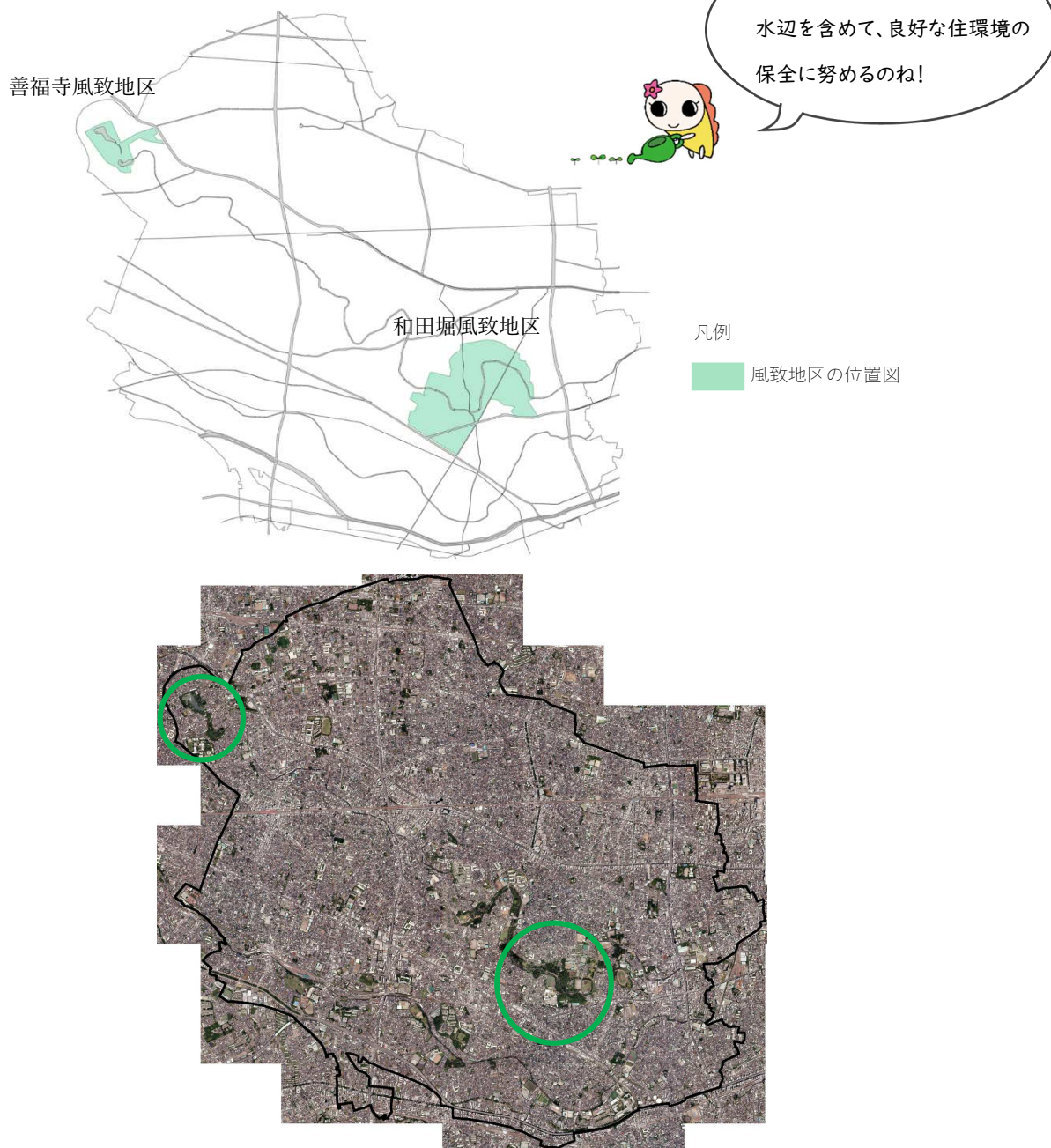
生産緑地地区は、農地を保全していくために必要な制度なんだね!



風致地区の保全方針

風致地区*は、都市の風致（丘陵、樹木、水辺等の豊かな土地、郷土的意義のある土地、みどり豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するため、都市計画法に基づき指定する地域地区です。区内では善福寺風致地区（29.2ha）、和田堀風致地区（151.3ha）が指定されています。

杉並区風致地区条例による木竹の伐採規制や、杉並区みどりの条例による緑化指導等により、風致地区内の住宅敷地、樹林地等のみどりを可能な限り保全し、面的に広がりのあるみどり豊かな住宅地の形成を図ります。



▲上空から見た各風致地区及びその周辺

特別緑地保全地区の保全・指定方針

特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水辺地等の緑地で、良好な環境の形成を図るため、都市緑地法及び都市計画法に基づき、10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県知事が、それ以外は区市町村長が都市計画に定める地域地区です。指定された地区内では、建築物の建築、木竹の伐採等の行為制限があります。

区内では、大宮八幡社叢*を中心とした和田堀特別緑地保全地区（2.9ha）が、指定されています。

当該社叢は東京都指定の天然記念物で、高木から林床*植物を含めて多様な生きものが生息しており、社叢北側の斜面林は、生きものの生息場所となるだけでなく、風致や都市景観の面からも重要なみどりです。また、温室効果ガスの吸収促進の観点からも緑地の効果が十分に発揮され、その機能が維持増進できるよう保全を図ります。機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。

区内には屋敷林や寺社林等が点在しており、都市景観としての効果、みどりのネットワークの形成や歴史的文化的意義を踏まえ、貴重なみどりを将来に継承するため、新たな特別緑地保全地区の指定を進めていきます。

指定に当たっては、特別緑地保全地区内の温室効果ガスの吸収促進や生物生息域の確保等の機能維持増進が図られるよう、保全における管理面等も含めて検討します。また、機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。

区への土地の買い取り申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して対応し、保全に努めます。



▲和田堀特別緑地保全地区



第4章 取組の内容

4-1 取組体系

4-2 取組内容

基本方針Ⅰ みどりの充実

Ⅰ-1 まとまりのあるみどりを継承する

Ⅰ-2 みどりを生活の中に取り込む

基本方針Ⅱ みどりの活用

Ⅱ-1 みどりの機能を活かす

Ⅱ-2 みどりの機能を広げて生物多様性を育む

Ⅱ-3 連続するみどりにより機能を高める

基本方針Ⅲ みどりへの行動

Ⅲ-1 みどりに関心を持ち学ぶ

Ⅲ-2 みどりに関する活動をする



▲井草森公園

4-1 取組体系

将 来 像

みどりが
暮らしの中に
息づくまち
杉並

～みどりの力を
みんなで育み
未来へつなげよう～

指 標	1 緑被率	2 平均緑視率	3 公園や広場に満足して いる区民の割合	4 グリーンインフラを 知っている区民の割合	5 みどりに関する登録団体に 属している人数
下段：計画期間内において 目指す指標の数値	24.7%	25.0%	85.0%以上	上昇	2,300人

基本方針	取組体系・取組内容	★内容の拡充等を図っていく取組	
I みどりの充実 みどりを守り、創り、育て、質を高める	I-1 まとまりのあるみどりを継承する	I-1-1	地域で支える屋敷林等の保全★
		I-1-2	樹木等の保護指定制度の充実★
		I-1-3	樹木を健全に保つための管理
		I-1-4	都市農地の保全強化★
		I-1-5	法制度を活用したみどりの保全★
	I-2 みどりを生活の中に取り込む	I-2-1	緑化指導の充実
		I-2-2	助成制度等を活用した緑化の推進
		I-2-3	地域に親しまれる公園づくり★
		I-2-4	区民ニーズに応える公園のリニューアル★
		I-2-5	安心・安全な公園の維持管理
II みどりの活用 まちづくりや生活にみどりの力を活かす	II-1 みどりの機能を活かす	II-1-1	公共施設でのグリーンインフラの推進★
		II-1-2	健全な水循環の促進★
		II-1-3	みどりの機能を活用した施設に対する支援制度★
		II-1-4	みどりのリサイクルの推進★
	II-2 みどりの機能を広げて生物多様性を育む	II-2-1	生物多様性に配慮したみどりの保全
		II-2-2	みどりを活用した生きものの生息場所の創出
		II-2-3	在来種の保全と外来種対策
	II-3 連続するみどりにより機能を高める	II-3-1	みどりのベルトづくりの推進★
		II-3-2	良好な景観づくりの推進
III みどりへの行動 区民等のみどりの取組を推進する	III-1 みどりに関心を持ち学ぶ	III-1-1	環境学習の充実★
		III-1-2	みどりの情報発信の充実、イベントの開催★
		III-1-3	みどりの相談所の運営★
		III-1-4	みどりの顕彰の実施
		III-1-5	みどりに関する調査・研究★
	III-2 みどりに関する活動をする	III-2-1	みどりのボランティア活動への支援
		III-2-2	みどりに関する取組主体の形成の促進★
		III-2-3	みどりの基金の運用

4-2 取組内容

<取組内容の凡例>

①タイトル

取組のタイトルを記載しています。

②取組の前計画との関係

- ・「新規」
新たな取組
- ・「拡充」
前計画から内容をより充実させる取組
- ・「継続」
前計画から継続する取組

③リード文

取組の概要を説明しています。

④取組内容

- ・「区取組」
区が実施する取組や今後取り組む内容を記載しています。
- ・「区民等の関わり方(例)」
区取組や制度を活用して、区民等の皆さんに関わっていただきたい内容を記載しています。

★できることからはじめてみましょう。

⑤「なみすけ」たちのコメント

取組に関連する補足等を「なみすけ」たちがコメントしています。

⑥写真

取組に関連する写真を掲載しています。写真の説明は、下に記載しています。

⑦コラム

取組に関連するコラムを掲載しています。

基本方針 | 1-1 まとまりのあるみどりを継承する

■具体的な取組

1-1-1 地域で①ある屋敷林等の保全(②)

屋敷林は区民共通の財産だよ
夏に木陰をつくってくれるね ⑤

長い年月をかけて育ってきた大木や屋敷林は、彩豊かな歴史を今に伝える貴重なみどりであり、区民共有の資産です。これらのみどり(③)は区緑地保全方針を踏襲し、所有者・地域区民と協力しながら、後世に継承していきます。あわせて、公有地化を検討し、保全を図ります。

③

区取組

- ・屋敷林所有者連絡会等を通じて、屋敷林等の状況に合わせた保全策を所有者と話し合います。
- ・特別緑地保全地区※や市民緑地契約制度※などのみどりの保全に関する法制度や条例による活用へ誘導します。
- ・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組※等のボランティア活動を推進します。また、ボランティア活動を支援します。
- ・屋敷林を活用したイベントを開催し、区民が身近な自然にふれながら、みどりをもたぐり環境的・文化的価値を実感し、みどりを守り育てること④を促します。
- ・国や都へ屋敷林等の保全に向けた税制見直し等のはたらきかけを行います。

④

区民等の関わり方(例)

- ・屋敷林等は区民共有の資産であり、落ち葉、日照について理解、協力します。
- ・屋敷林等の支援に関するボランティア活動に参加します。
- ・屋敷林所有者連絡会(所有者)に参加し、保全制度等について理解、活用します。

⑦

屋敷林の役割

屋敷林とは、家屋を取り囲むように植えられた樹木群で、主に防風、防砂、防雪などの役割を果たします。また、落ち葉や枝は堆肥や燃料として利用され、成長した木は建築材や道具材として利用されてきました⑦。

武蔵野の原風景の面影を残す屋敷林は、開発行為などにより23区では数少なくなってきました。貴重な植生※や多様な生物を育む場所でもあるため、生物多様性の観点からも保全することが大切です。

⑥

▲すぎなみどり育て組

▲市民緑地(いこいの森)

37

■具体的な取組

I-1-1 地域で支える屋敷林等の保全〈拡充〉

長い年月をかけて育ってきた大木や屋敷林は、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりであり、区民共有の資産です。これらのみどりは、「杉並区緑地保全方針」を踏襲し、まとまりのあるみどりの保全に向けて所有者・地域住民と協力しながら、後世に継承していきます。併せて、公有地化を検討し、保全を図ります。



屋敷林は区民共有の資産だよ
夏には木陰もつくってくれるね！



▲屋敷林

区の取組

- ・屋敷林所有者連絡会等を通じて、屋敷林等の状況に合わせた保全策を所有者と話し合います。
- ・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度*など、税の軽減や管理支援を受けながらみどりを守ることができる制度について、区が土地所有者と話し合い、活用できるよう支援します。
- ・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組等のボランティア活動について、参加のきっかけづくりや活動環境の整備を行い、継続的に取り組めるよう支援します。
- ・屋敷林を活用したイベントを開催し、区民が身近な自然に触れながら、みどりがもたらす環境的・文化的価値を実感し、みどりを守り育てることへつなげます。
- ・国や東京都へ屋敷林等の保全に向けた税制見直し等のはたらきかけを行います。

区民等の関わり方(例)

- ・屋敷林等は区民共有の資産であり、落ち葉や日照について理解します。
- ・屋敷林等の支援に関するボランティア活動に参加します。
- ・屋敷林所有者連絡会に参加し、保全制度等について理解、活用します。

屋敷林の役割

屋敷林とは、家屋を取り囲むように植えられた樹木群で、主に防風、防砂、防雪などの役割を果たします。また、落ち葉や枝は堆肥や燃料として利用され、成長した木は建築材や道具材として利用されてきました。

武蔵野の原風景の面影を残す屋敷林は、開発行為などにより23区では数少なくなっており、貴重な植生*や多様な生きものを育む場所でもあるため、生物多様性の観点からも保全することが大切です。



▲すぎなみどり育て組



▲市民緑地(いこいの森)



1-1-2 樹木等の保護指定制度の充実〈拡充〉

質の高い良好なみどりを形成していくため、条例による樹木等の保護指定制度*を充実させ、みどりの保全を図ります。



樹形の美しい樹木など
守りたいみどりがあるね！

区の取組

- ・保護指定制度の活用や保全に関する周知を積極的に行います。
- ・保護樹木等（保護樹木*、保護樹林*、保護生けがき*、貴重木*）所有者の行う維持管理について、支援します。
- ・保護指定制度について、所有者の維持管理負担や制度の利用状況を踏まえ、より実効性の高い保全につながるよう、指定要件や支援内容、運用方法の見直しを行います。
- ・保護樹木等所有者の負担が軽減されるよう健全に生育できる空間にある樹木や樹林に対しては、剪定費用を一部補助するなどの支援方法を含め、制度を見直します。
- ・保護樹林の剪定時に発生する剪定枝処理費の一部を補助することで、所有者の維持管理負担を軽減します。

区民等の関わり方（例）

- ・落ち葉などの樹木の特性を理解し、保護樹木等の保全について協力します。

みどりの質を高める樹形

樹形とは、木の根、幹、枝、葉など樹木全体の外観や形のことです。

樹木の種類によって固有の樹形があり、環境条件や樹齢、人の手によっても樹形は変化します。

樹木が良好に生育できる環境を整え、伸び伸びと枝葉を広げる美しい樹木を増やしましょう。



▲保護樹木



▲保護樹林

■具体的な取組

I-1-3 樹木を健全に保つための管理〈継続〉

樹木を健全に保つことは、倒木等による事故の防止に加え、安定した木陰の確保や暑さの緩和など、気候変動への対応としても重要です。そのため、公園などの公共施設の樹木については、健全に保つための維持管理を徹底します。また、民有の保護樹木等の健全な状態を維持するため、相談体制の充実を図り、樹木の適切な管理や保全につなげていきます。さらに、歩行者の通行や日常の利用に支障が生じないように配慮し、樹木が人々の生活を阻害するものとならないようにしていきます。

区の取組

- ・公園などの公共施設の樹木については、日常的な目視確認を基本としつつ、デジタル技術を活用した樹木診断の導入も視野に入れ、施設管理者を中心に樹木の状態を把握します。また、倒木や枝折れなどによる安全上のリスクを低減するため、必要に応じて樹木医による診断を行います。
- ・診断結果の優先度に基づき、樹勢の回復を図るほか、倒木の可能性がある樹木、生育に適した空間が確保できない樹木は、植え替えなどの更新等を進めます。
- ・区民や事業者向けに樹木の管理方法をパンフレットや区ホームページを活用して周知します。
- ・みどりの相談所*と連携しながら相談体制の充実を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・散歩や通勤・通学の際に公園樹木や街路樹を気かけます。
- ・公園樹木や街路樹に異常などを見つけたら、MCR(マイシティレポート)*等を活用して、スマートフォン等で区へ連絡します。
- ・保護樹木等所有者は、樹木等の状況に異常が見られた場合には専門業者や区へ相談します。



樹木も生きものだから年をとったり、病気になったりするよ。樹木の剪定や診断などは、元気に保つための維持管理のひとつなんだね！

樹木を健全に保つ意味

樹木を健全に保つことは、自然環境を守ることにつながり、人々の暮らしや生物多様性の向上、そしてその豊かさを長期的に維持するために重要です。

○環境面の意味

健全な樹木は、光合成によってCO₂を取り込み、大気の浄化に貢献します。また、葉がつくる木陰や蒸散作用により、ヒートアイランド現象の抑制につながります。

○生態系保全の意味

健康な樹木は、鳥や昆虫、小動物などの生息場所や食料源になります。

○安全・防災の意味

健全な樹冠や根の広がり、風による被害や土砂の流出を防ぎ、人々の暮らしを守ってくれます。反対に、樹勢が衰えると強風や大雪で倒れやすくなり、人や建物に危険を及ぼす可能性があります。



▲善福寺川緑地の倒木



▲樹木診断の様子



▲開口空洞のある樹木の根元



I-1-4 都市農地の保全強化〈拡充〉

区内に残された貴重な農地を保全するため、農業者への支援を図るとともに、農業者との交流などを通じて、区民が農とふれあう機会を創出し、農業への理解を深めていきます。

区の実施

(生産緑地地区)

- ・生産緑地地区制度を活用し、都市計画として農地を長期的に保全します。
- ・生産緑地地区の買い取りの申し出が行われた場合は、区民農園*、農業公園や農福連携農園*等の新設を検討します。
- ・みどりのリサイクル拠点となる施設を検討します。
- ・コンポスト等で作成した堆肥を集める拠点となる場所を検討します。



▲農福連携農園（すぎのこ農園）

(営農支援)

- ・高齢化や後継者不足などの課題に直面している農業者を支援するため、農業ボランティアの養成、活用を推進します。また、農業者とボランティア等のマッチングを行うなど、営農を支援します。
- ・農業者個々のニーズに応じて、農業体験農園*開設・運営の支援等、営農の支援を行います。
- ・農産物直売支援として、直売所等を紹介した「農産物直販マップ」や、直売所を知らせる旗の作成を行います。
- ・緑化啓発の一環として、区民へ苗木や草花を配布するため、農業生産者団体に苗木等の育成を委託します。

(地産地消*)

- ・杉並産農産物の即売会の開催、「農産物直販マップ」作成等の農産物直売支援により、地産地消を推進します。
- ・杉並産農産物の学校給食への利用拡大を推進し、農業者の生産意欲を高めていきます。

(農とのふれあい)

- ・区民農園の運営を行い、農にふれあう機会を提供します。
- ・農の風景育成地区*では、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成します。
- ・農業体験や農業祭等の開催、杉並産農産物の学校給食への活用などを推進し、地域の農業への理解と関心を深めていきます。

区民等の関わり方(例)

- ・即売会や直売所等で杉並産農産物を購入するなど、地産地消に協力します。
- ・区民農園や収穫体験、農業祭等の農にふれあう機会を通じて、都市農業の大切さについて学びます。
- ・農地の砂ぼこりやにおいに対して理解し、農地の保全に協力します。
- ・農業に関するボランティア活動に参加します。
- ・コンポスト等で堆肥の作成に協力します。



▲農産物販売の様子



子どもたちが農作物の育つ過程を学ぶ場として、区内の小中学校に近い場所で、土に触れ、農業体験を行い、食育を学ぶことができる「学びの農園」があったらいいな！

■具体的な取組

I-1-5 法制度を活用したみどりの保全〈拡充〉

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や市民緑地契約制度などの諸制度を活用することで、屋敷林や農地といったまとまった民有のみどりを保全します。



特別緑地保全地区制度を活用して、屋敷林等の保全強化を検討するよ！

区の取組

(特別緑地保全地区)

- ・特別緑地保全地区では、既に指定している地区の良好な自然的環境を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。また、新規指定を進めます。
- ・機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。
- ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用し、保全に努めます。



▲買い取りの申し出により取得し整備してできた大宮の杜緑地

(市民緑地契約)

- ・市民緑地契約制度について、周知を行い、民有のみどりの保全・活用を図ります。
- ・市民緑地の新規指定に向けて、候補地への協議・調整を進めます。
- ・市民緑地契約制度の対象とならない300㎡未満の空き家などの借地や土地の購入について、研究を進めます。



▲市民緑地：山葉名いこいの森

(風致地区)

- ・区の風致地区条例等に基づき、都市の自然的景観を守るための適正な規制を行うとともに、樹林地や水辺などを含むみどりを保全し、良好な住環境の維持に努めます。

(生産緑地地区)

- ・生産緑地地区制度を活用し、都市計画として農地を長期的に保全します。
- ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して積極的に対応します。

(緑化重点地区*)

- ・地域の特性に合った施策を総合的かつ効果的に推進するため、区内全域を「緑化重点地区」とし、緑化を推進します。

区民等の関わり方(例)

- ・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度、生産緑地地区などについて学び、みどりの保全に理解、協力します。
- ・市民緑地(いこいの森)を利用します。
- ・みどりを保全するボランティア活動等に参加します。

■具体的な取組

I-2-1 緑化指導の充実〈継続〉

杉並区みどりの条例に基づき、区ではすべての建築行為等に対して、緑化指導の充実を図り、敷地内の緑化を推進します。

また、区内の善福寺・和田堀の両風致地区においては、区の風致地区条例等に基づき、建築や開発に対する適正な規制を行うとともに、みどりや水辺を含めた良好な住環境の保全に努めます。

区の取組

- ・建築行為等の際に提出を義務付けている緑化計画*の中で、既存樹木の保全・活用を誘導します。また、緑化に当たっては、樹木の健全な生育、生物多様性への配慮、景観との調和を重視し、みどりの量だけでなく質の向上につながる緑化となるよう必要に応じて助言します。
- ・都市の開発において生まれる公開空地*等については、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」*に基づき、開発の構想段階から、事業者のみどりのネットワーク等の配慮をはたらきかけます。
- ・東京都策定の「在来種*選定ガイドライン」などに基づき、生物多様性に配慮した在来種の植栽を推進します。

区民等の関わり方（例）

- ・建築行為等における緑化計画の指導等に基づき、緑化します。
- ・緑化後の植栽等について、適正な維持管理を行います。



▲緑化指導で創出された緑化例



緑化指導は、みどりをのこし、増やすための取組だよ！
みんなで協力しよう！

I-2-2 助成制度等を活用した緑化の推進〈継続〉

民有地の緑化を推進するため、生け垣や植栽などの接道部緑化、建物の壁面・屋上緑化の費用を一部助成しています。

また、緑化の持続性を確保するため、「みどりに関する協定」の締結を促進し、地域における継続的なみどりの保全・育成を図ります。

区の取組

- ・接道部緑化等の助成制度の活用事例について、パンフレットや区ホームページ等で周知し、制度の活用を促進します。
- ・都市緑地法に基づく緑地協定*について積極的に周知し、街区単位での緑化を推進します。
- ・杉並区みどりの条例に基づくみどりの「保全及び育成の協定」*により、地域における緑化を推進します。

区民等の関わり方（例）

- ・接道部緑化、壁面緑化、屋上緑化等の助成制度を活用します。
- ・接道部緑化、壁面緑化、屋上緑化等の助成制度の活用効果を発信します。



▲助成制度を活用して創出された生け垣



屋上緑化、壁面緑化等は、断熱効果やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などの効果があるんだね！

■具体的な取組

I-2-3 地域に親しまれる公園づくり〈拡充〉

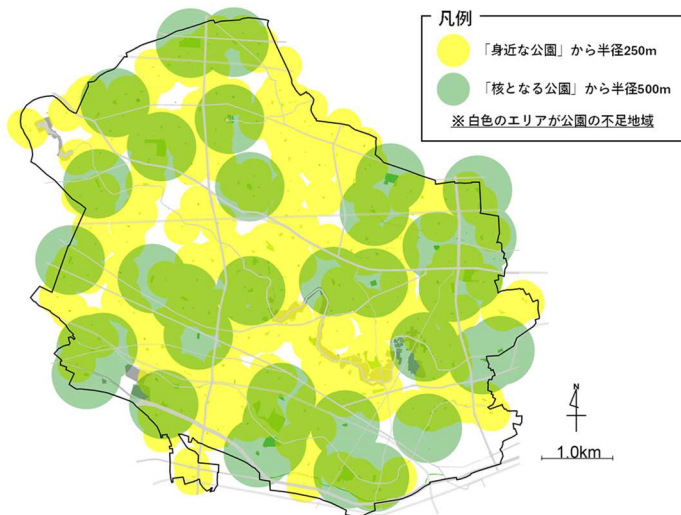
公園は、子どもから大人までが様々な目的で集う区民のレクリエーション活動の場であるとともに、多様な機能を持つ貴重なオープンスペース*の一つであり、地域の交流の場や災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。そのため、比較的大規模な敷地や生産緑地*、屋敷林等については、用地取得に向けて積極的に取り組み、地域住民の意見を聞きながら公園として整備します。

区の取組

- ・公園の不足地域を中心に、身近な公園*を整備します。また、公園区*空白地域には、敷地面積 2,500 m²以上の核となる公園*を整備します。
- ・ワークショップやオープンハウス型説明会*、アンケート調査等を行い、地域住民の想いや考えなど、幅広い世代の多様な意見を聞きながら整備を行います。
- ・公園のみどりを杉並区のみどりの豊かさを実感する重要な景観資源として活かすとともに、木陰創出等による暑熱対策や、生きものの生息場所として活用する整備を進めます。
- ・協働による民間活力の導入や借地公園制度*、立体都市公園制度*等の都市公園法の諸制度の活用を検討していきます。
- ・「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」*及び「緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村）」*に基づき、公園・緑地等の整備を促進します。
- ・東京都へ都市計画公園等の未開設部分の公園整備・開設をはたらきかけます。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の適正な利用（公園ルールなど）に協力します。
- ・ワークショップやオープンハウス型説明会等へ参加します。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等として、公園の維持管理に関わります。



▲公園の不足地域（令和7年9月現在）



▲学校跡地を活用して整備したすぎはち公園



公園（オープンスペース）があることで火災時の延焼を遅らせたり、止めたりする効果があるよ！



本計画における公園分類は以下の表のとおりで、参考に都市公園法に基づく分類と対比して示します。

杉並区の公園構成

杉並区みどりの基本計画による分類			都市公園法による分類		
種別	面積	内容	種別	面積	参考誘致距離
300㎡未満		生きものの生息場所や防災上必要なオープンスペースとして整備する小規模公園。	住区 基幹 公園	街区公園 0.25haを標準	250m
身近な公園	300㎡以上 2,500㎡未満	敷地面積の都合上、多くの公園機能は確保できないものの、近隣の公園と機能分担しながら区民ニーズに応える公園。			
核となる公園	2,500㎡以上	多目的に利用できるオープンスペースや球戯利用、幼児や児童の遊び場、健康増進や休息の場等、様々な公園機能を確保できる広さを有し、公園区を中心となる公園。 ※以下は核となる公園から除く ・特殊な利用をされる公園 ・細長くオープンスペースが少ない公園 ・園内の大部分が樹林でオープンスペースが少ない公園		近隣公園 2haを標準	500m
				地区公園 4haを標準	1,000m
総合公園	—	全区民を対象とした大規模総合レクリエーションの拠点とし、加えて災害時の広域避難拠点を目的とする公園。	都市 基幹 公園	総合公園	—
運動公園	—	全区民を対象としたスポーツ活動の拠点とし、加えて災害時の広域避難拠点を目的とする公園。		運動公園	—
風致公園	—	樹林地、水辺等の自然条件に応じて適切に配置し、風致を享受することを目的とする公園。	特殊公園	風致公園	—
都市緑地	—	都市の自然環境の保全、都市景観の向上、都市防災の向上に資するために設ける緑地。	緑地	都市緑地	—
緑道	—	災害時の避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として居住場所相互を連絡する緑地。		緑道	—
児童遊園 遊び場 いこいの森			都市公園法によらない分類		

公園として整備していく候補となる用地

- ・企業グラウンドや国有地等の比較的まとまった広い用地
- ・生産緑地、屋敷林
- ・既存公園の隣接地
- ・公園区空白地域の敷地面積 2,500 ㎡以上の用地
- ・半径 250m の範囲に「身近な公園」がない地域
- ・防災まちづくり計画の対象区域

■具体的な取組

I-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル〈拡充〉

公園のリニューアルに当たっては、「多世代が利用できる公園づくり基本方針」を踏襲し、個々の公園ごとに見直すのではなく、一定の範囲にある複数の公園等を対象として、一体的に公園機能の見直しを行います。それぞれの公園が機能を分担・補完し合うように改修を行うことで、子どもから高齢者まで多世代が利用できる公園づくりを推進します。

区の取組

- ・公園区単位でアンケート調査やワークショップ等を実施し、区民ニーズを把握した上で、公園改修を進めます。
- ・区民ニーズを踏まえた公園改修に当たっては、公園改修後に公園の維持管理に携わるボランティアへの参加を促すなど、地域のコミュニティの形成につながるようなはたらきかけを行います。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の適正な利用（公園ルールなど）に協力します。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等として、公園の維持管理に関わります。
- ・ワークショップなどに参加し、公園の機能を見直すことで、多世代が利用できる公園づくりについて考えます。



▲公園のリニューアルワークショップだより



▲ワークショップで区民との話し合いでできた健康器具広場

ワークショップで話し合いながら、公園のリニューアルを進めているんだね！





1-2-5 安心・安全な公園の維持管理〈継続〉

開園から30年以上経過した公園が約8割となっており、公園施設の老朽化や樹木の老木化が進んでいます。今後、公園施設の改修費用が増加するとともに、更新時期が一時期に集中することが考えられるため、計画的に公園施設の改修を進めます。

区の実施

- ・定期的に公園施設の健全度調査を実施し、計画的な施設改修や施設配置を進めます。
- ・公園等における樹木診断を行い、安全性の確保と適切な管理を図ります。
- ・大規模な公園改修に当たっては、民間活力の活用を検討し、区の財政負担の軽減に努めます。

区民等の関わり方（例）

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」として、公園の維持管理に関わります。
- ・遊具の故障や樹木の枯損等の異常を発見した際は、MCR（マイシティレポート）等を活用して、スマートフォン等で区へ連絡します。



▲遊具点検の様子



▲樹木診断の様子

利用する人と管理する人が協力して
安心・安全な公園をつくろう！



■具体的な取組

Ⅱ-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進〈拡充〉

公共施設、特に大規模な公共施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点となります。民有地緑化の見本となるよう、グリーンインフラを活用した緑化を進めます。また、区の実践の方向性等をまとめた「グリーンインフラガイドライン（仮称）」を計画期間内に策定します。

区の実践

- ・公共施設（学校、公園、道路など）でグリーンインフラの活用を積極的に進めます。
- ・区役所本庁舎等では建物内への緑化を推進します。
- ・区内にある国や東京都などの施設、また、鉄道事業者やバス事業者の保有・管理している駅前広場、鉄道敷、車庫などへの緑化を要請します。

区民等の関わり方（例）

- ・公共施設でのグリーンインフラを活用した緑化について、緑化の際の参考にします。
- ・環境に関する授業等を通じて、みどりの大切さについて学びます。
- ・グリーンインフラを活用した空間を、地域の人々が集まるコミュニティの場として活用し、みんなで協力して維持管理することで、地域のつながりを深めます。

【グリーンインフラの実践事例】



▲富士見丘小学校のピオトープ



▲雨水を浸透させる植栽帯（道路）

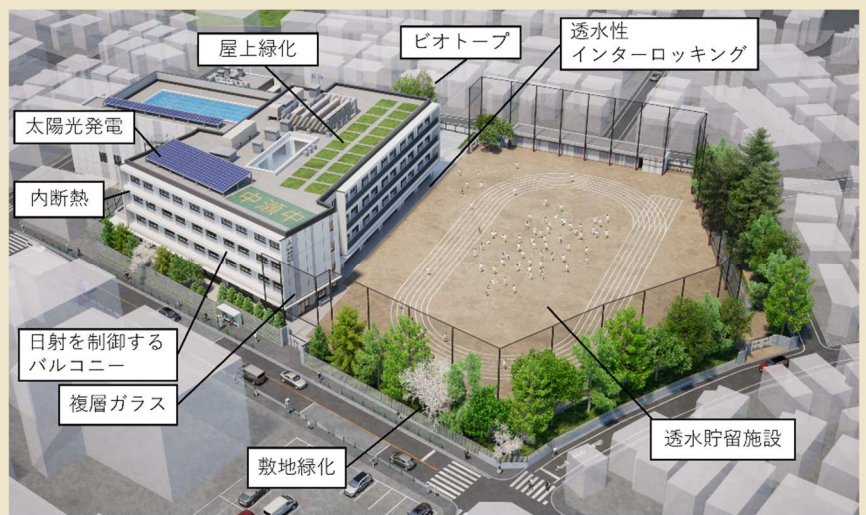
【出典】せたがやグリーンインフラライブラリー2023
（世田谷区、令和5年11月）



公共施設の整備では、これまで以上にグリーンインフラの視点を取り入れて緑化に取り組むよ！

杉並区のエコスクール

杉並区のエコスクール*は、学習環境の向上を図るとともに、地球環境問題への取組を、学校が核となって子どもだけでなく大人にも広げ、区民の省エネをはじめとする環境意識向上につなげていくことを目的とし、「施設づくり」、「学校運営」、「環境教育」の3点が一体となって総合的に環境配慮が行われる学校を目指しています。





II-1-2 健全な水循環の促進〈拡充〉

健全な水循環*はみどりを育み、様々な生きものを支え、私たちの暮らしを豊かにしてくれます。地下水・湧水の保全・回復に寄与するみどりの保全・創出や透水性舗装、雨水浸透施設等の整備を推進し、健全な水循環を促進します。

区の取組

- ・道路の透水性舗装や、公園をはじめとした公共施設や民間施設の緑化・雨水浸透施設等の設置を推進します。
- ・「雨水流出抑制の手引き」「我が家でできる豪雨対策パンフレット」により、都市型水害に関する課題や必要な対策、建築確認申請時の届出事項、助成内容について周知します。



▲雨水流出抑制の手引き



▲我が家でできる豪雨対策パンフレット

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築時に雨水浸透施設等を設置するなど、暮らしの中で、地下水・湧水の保全・回復に取り組みます。

健全な水循環とは

雨水が土壤に浸透することで植物が健康に育ち、みどりを利用する生きものの棲みかが生まれます。また、雨水の浸透は、洪水のリスクを軽減したり、地下水として蓄えられたりすることで、地域の水資源を安定させる機能があります。

健全な水循環は、私たちの快適な暮らしのためにとても重要です。



▲水循環の目指す姿 【出典】内閣官房水循環政策本部 水循環教材副読本

■具体的な取組

Ⅱ-1-3 みどりの機能を活用した施設に対する支援制度〈新規〉

区では、ヒートアイランド現象や都市型水害など都市が抱える課題へ対応するため、公共施設に加え、民有地も含めて面的にグリーンインフラの活用を推進します。その実現に向け、民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。

区取組

- ・民有地におけるみどりの機能を活用した整備（駐車場緑化・自転車駐車場緑化・雨庭など）に対する支援制度を検討・実施します。
- ・支援制度の内容を広く周知し、民有地における雨水の流出を抑え、地域全体の治水機能の向上を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築や増改築時に、みどりの機能を活用した整備をすることで、治水対策を行います。

【グリーンインフラの取組の事例】



▲雨庭の例 【出典】 くまもと雨庭パートナーシップ HP



国や東京都の補助金の活用も検討するよ！



▲駐車場緑化（左）、自転車駐車場緑化（右）
【出典】 せたがやグリーンインフラライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）



▲プランター型雨庭
【出典】 くまもと雨庭パートナーシップ HP



II-1-4 みどりのリサイクルの推進〈拡充〉

植物の生育場所や生きものの棲みかの基盤である土を育むため、「杉並区みどりのリサイクル計画」を踏襲し、落ち葉や剪定枝を自然の物質循環の流れに戻す取組を進めます。

区取組

- ・公園等で発生する剪定枝は、再資源化処理施設に持ち込むことで堆肥化を進めます。また、保護樹林剪定枝の再資源化施設への持ち込みを推進します。
- ・公園等の落ち葉は、そのまま土に還元するほか、必要とする農家や区民へ配布し、活用します。
- ・家の建替え等により手放さざるを得なくなった樹木の中で、公共施設へ移植可能な樹木については、寄附を受けて活用します。
- ・「落ち葉感謝祭」や「炭焼き体験会」などのイベントを通じて、みどりのリサイクル活動について広く周知を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・落ち葉や剪定枝はできる限り、自宅の庭などで土に還元します。
- ・家庭菜園やガーデニングでは、リサイクルされた堆肥やウッドチップを積極的に使用します。
- ・イベント等を通じて、みどりの循環について学びます。



▲落ち葉感謝祭（三井の森公園での落ち葉掃きの様子）

すぎなみブランドの堆肥づくりが
できたらいいな！



農地などを活用してみどりのリサイクルの拠点ができるといいな！



▲みどりのリサイクルパンフレット

■具体的な取組

Ⅱ-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全〈継続〉

生物多様性は、生態系のバランスを保つことで、みどりの健全な育成や水辺環境の保全を支え、区民の安全で快適な暮らしにつながる重要な基盤です。このため、屋敷林や緑地、公園などのまとまったみどりについて、生物多様性に配慮した保全を図っていきます。

区の取組

- ・貴重な生きものが棲む保全地域を守り、生きものの生態にあった維持管理を行います。
- ・大規模公園など広大な敷地を活用し、生きものの保全場所を確保していきます。
- ・生物多様性について、区民が身近に感じられるように、学習の機会や情報提供などを通じて機運醸成を図ります。
- ・生きものに関する実態把握を行うため、自然環境調査や河川生物調査を継続して実施します。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の植栽地には、むやみに入らないようにします。
- ・ビオトープや親水施設を活用した保全活動に参加します。



▲貴重な植物（カタクリ）



▲樹林を保全し開設した三井の森公園



11-2-2 みどりを活用した生きものの生息場所の創出〈継続〉

宅地化の影響により、区内では生きものの生息場所が減少しています。国際的な目標である「30by30」の実現に向けて、自然を再生し、みどりを活かした生きものの生息場所を創出していきます。

区の実施

- ・区立学校等の改築や新たな公園の整備の際には、みどりの配置やビオトープなど生きものが生息できる環境を創出します。
- ・生きものの移動に配慮した河川沿いの公園緑地を整備します。
- ・河川や池などの水辺に棲む生きものが棲みやすい環境づくりについて、東京都等と連携して進めます。
- ・国の「自然共生サイト」*への登録を推進し、その活動を支援するとともに、事業者等と連携した生物多様性の保全・再生に資する取組を進めます。

区民等の関わり方（例）

- ・庭やベランダ、地域にある花壇等に草花や樹木を植えることで、生きものの生息場所を提供します。
- ・地域での緑化活動に参加し、生物多様性に配慮した生息場所を整備します。



▲柏の宮公園（ビオトープ）池



▲井草区民事務所のビオトープ

人も生きものも心地よい親水施設

遅野井川親水施設

遅野井川親水施設は、生きものが棲みやすい環境と、人が水に親しめる環境が共存する場所です。水辺の自然に触れながら、区民が身近に潤いと安らぎを感じられる親水空間が広がっています。

きっかけは地域の小学生

この施設の整備は、地域の小学校の子どもたちが「善福寺川をもっと親しみやすい川にしたい」と考え、作成した「夢のほたる水路設計図」がきっかけとなりました。その思いが「みんなの夢水路整備事業」として実現されたのです。

施設の設計から改修時の種苗の植付け、改修後の水路の管理・運営に至るまで、地域住民が主体的に関わっています。地域の力で育てられたこの親水施設は、自然と人とのつながりが感じられる、まちの大切な財産となっています。



遅野井川親水施設は、都内の区立施設として初めて自然共生サイトに認定されたよ！

■具体的な取組

II-2-3 在来種の保全と外来種対策〈継続〉

地域固有の生態系を守るためには、在来種の保全と外来種の適切な管理が重要です。区内には貴重な在来種も存在し、外来種からの影響を受けないように保全するとともに、社会生活にも悪影響を与える侵略的外来種への対策も進めていきます。

区の取組

- ・善福寺川や神田川沿いの水辺、雑木林*、公園など、生物多様性が高い地域では、外来種の除去、在来種の植栽、生態系に配慮した取組を行います。
- ・東京都策定の「在来種選定ガイドライン」、「外来種対策リスト」及び「外来種対策行動の手引き」や、杉並区自然環境調査の結果を踏まえ、在来種を活用した緑化を推進します。
- ・区民や事業者に対し、在来種の重要性や外来種の影響、生物多様性について、建物の新築や増築を行う場合なども含め、パンフレットやイベント等を通じて情報発信します。

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築や増築を行う場合は、在来種を意識した植栽を計画します。
- ・自然観察会やイベント等を通じて、在来種や外来種について理解を深めます。

外来種について考えてみよう

外来種はどんな影響があるの？

元々その地域に生育していなかった植物を利用すると、地域固有の生態系に影響を与える可能性があります。必ずしもすべての外来種が悪影響を及ぼすわけではありません。

外来種の中でも悪影響を及ぼす能力が高い外来種を、特に「侵略的外来種」といいます。

侵略的外来種が侵入すると、在来種を捕食してしまったり、在来種が生育している環境を奪ってしまったりして、在来種がその場所から消えてしまう危険性があります。

侵略的外来種から私たちの住む地域の生態系を守るためには、地域本来の在来種を用いるよう心掛ける必要があります。

外来種が引き起こす問題とは？

外来種問題には、生態系への被害ばかりでなく、人の生活・健康、農林水産業等への影響があります。

生態系被害

もたらいた生きものに対する捕食・競合
外来種が在来種を捕食したり、似たような環境を好む在来種の生息・生育地を奪う。



人の生活・健康被害

噛まれる・刺される
毒のある外来生物が刺す、噛まれる危険がある。



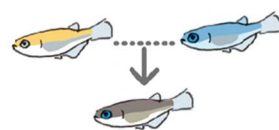
今までなかった病気の原因となる

人に直接に触れる、家屋に侵入するなどにより、その地域や国に存在しなかった病気の発症や感染の危険が増える。



在来種と交雑（遺伝的かく乱）

近縁の在来種と交雑して雑種等を作ってしまう、在来種の遺伝的な独自性が損なわれる。



農林水産業被害

農作物や漁業対象種が食べられる

農作物が食害されたり、畑が踏み荒らされる。漁業対象の生物が捕食されたり、生息地を圧迫される。



▲【出典】東京都外来種対策行動の手引き（2025,東京都環境局）、イラスト©村石健一

■具体的な取組

II-3-1 みどりのベルトづくりの推進〈拡充〉

「みどりのベルトづくり」とは、大規模な公園などの拠点となるみどりを、河川や幹線道路沿いのみどりとつなぎ、さらに屋敷林や農地、学校のみどりを、接道部のみどりなどでつないでいくことで、地域全体にみどりをベルトのように張り巡らせていく考え方です。

みどりのネットワークを形成することで、生きものの移動や生育環境の確保に加え、連続したみどりによる景観の向上や、歩いて心地よいまちなみの創出を図ります。また、風の通り道を形成することで、広域的な暑さの緩和にも寄与します。

みどりのベルトづくりの考え方を踏襲し、水辺空間とみどりをつなげた「みどりと水のネットワーク」の形成を推進します。

区の取組

- ・「みどりのベルトづくり」の考え方について、区民や関係者への周知を行い、理解を深めます。
- ・公園や道路の整備に合わせて植栽帯など地域の基盤となるみどりの創出・拡充を図るとともに、みどりがあることで見通しの悪化や通行の妨げとならないよう、維持管理についての啓発も行っていきます。
- ・幹線道路では、国や東京都とともに道路緑化を積極的に推進します。
- ・住宅や店舗などの軒先について、地域住民と区が協働して緑化を行うなど、身近なみどりのベルトづくりを進めます。
- ・身近なみどりのベルトづくりの取組を区内全域に広げ、路線型による実施を進めます。
- ・「みどりの拠点」である公園・緑地の拡大整備を行い、合わせて延焼遮断効果*のある高木の植樹などを重点的に推進し、公園・広場などを結ぶ延焼遮断帯*の形成を図ります。
- ・東京都の公園整備事業、河川改修事業等に際して、公園整備、河川緑化・護岸緑化などを要請し、みどりと水のネットワーク形成を推進します。
- ・緑視率向上を目指すモデルエリア・路線を設定し、現状の緑視率を測定把握しながら、土地所有者等の理解と協力を得て、庭先やベランダ、窓先、沿道などの緑化を進めます。

区民等の関わり方（例）

- ・自宅の庭や所有する店舗等の軒先を植栽することで身近なみどりを創出し、近隣同士のみどりをつなげます。
- ・区民同士が協力しながら、沿道や歩道沿いなどにみどりを増やし、地域の中にみどりあふれる散歩道をつくる取組を進めます。



▲みどりのベルトの概念図

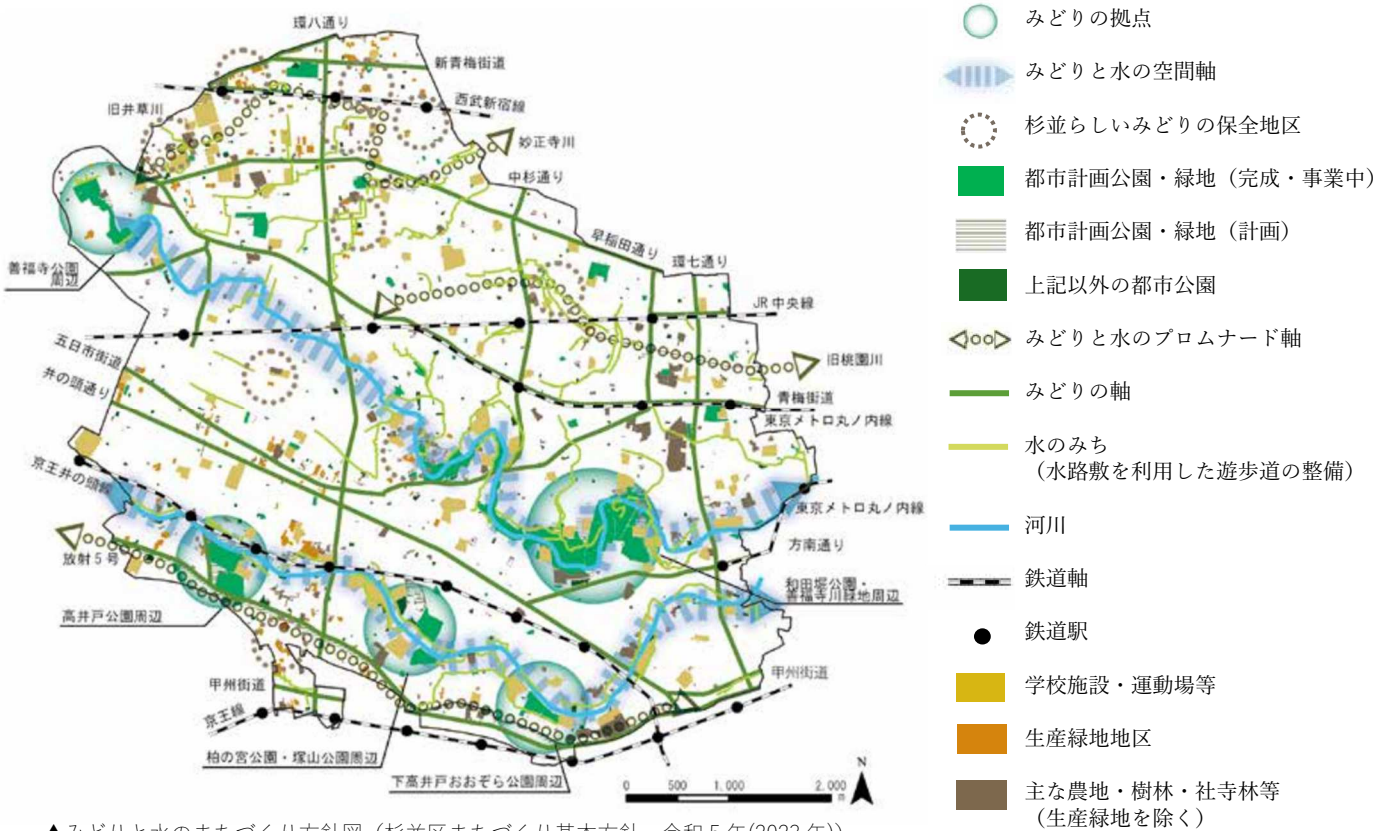


▲みどりのベルトづくり高円寺推進地区



CO₂吸収の視点からもみどりの拠点形成やみどりと水のネットワーク形成を推進していくよ！

■具体的な取組



▲みどりと水のまちづくり方針図（杉並区まちづくり基本方針 令和5年(2023年)）

河川や道路は風の通り道となっているよ
 これらを緑化することで涼しい風を生み出し、ヒートアイランド現象を緩和することができるね！



区民が大事に手入れしている庭や工夫している緑化、みどりのカーテンづくり等が、区全体に広がるといいね！



区内にある公園の池や学校のビオトープなどの水辺空間を、トンボが棲める環境へと整備して、トンボがつなぐみどりのネットワークができるといいな！





II-3-2 良好な景観づくりの推進〈継続〉

「杉並区景観計画」に基づき、区の自然や歴史、文化を育んだみどり豊かな住宅都市を継承し、景観を形成する上で重要な要素であるみどりを活かしながら、魅力あるまちなみの形成を推進します。

区の実施

- ・まちなみへの影響が大きい大規模建築物の建築等を対象とした事前協議制度や、景観法に基づく届出制度などの運用を通じて、周辺のまちなみに調和したみどり豊かで魅力的な景観形成を図ります。また、事前協議や「水とみどりの景観形成重点地区」*内の届出に際しては、緑化計画図の提出を求めるなど、みどりを活かした景観形成に向けて、みどりに関する施策との連携を図りながら、景観づくりを進めます。
- ・区内の景観資源を紹介する「すぎなみ景観ある区マップ」や「杉並景観録」の発行をはじめ、景観に関する各種制度等を広く周知し、区民等の景観への関心や意識向上を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・自宅や職場などの道路沿いを緑化し、潤いのある空間づくりに取り組みます。
- ・環境に適した樹種を選定し、美しい樹形となるように適切に維持管理します。
- ・既存の樹木や樹林、農地を大事に守り、継承していきます。



▲杉並区景観計画



景観が良くなるとまちの魅力が高まって住みたいまちになるね！

■具体的な取組

Ⅲ-1-1 環境学習の充実〈拡充〉

区民のみどりに関する意識の向上を図るため、みどりの保全や緑化活動等に関する様々な講座等を開催します。講座等の開催を通じて、地域のみどりの保全や緑化活動を担う人材の育成を進めます。

区取組

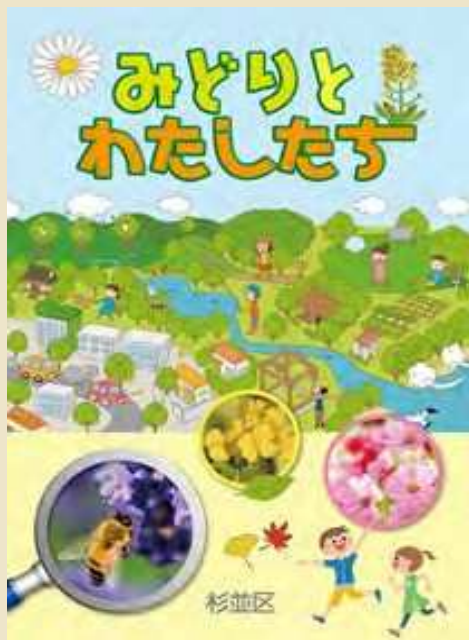
- ・みどりの持つ多様な効果を学ぶ講座を開催し、グリーンインフラの活用を推進します。
- ・「すぎなみ地域大学」*、環境活動推進センターでの四季を通じた自然観察会やまち歩きなど、みどりに関する講座等を開催し、地域の自然環境への理解を深めます。
- ・講座等を通じて、みどりに関わる人材を育成します。
- ・小学生を対象にした環境学習、特にみどりに関する教材である「緑化副読本」を発行し、身近なみどりの役割や大切さを学ぶ機会をつくります。

区民等の関わり方（例）

- ・講座等へ参加することで、みどりに関する知識や技術を学び、みどりへの関心を高めます。
- ・みどりに関する知見や技術を地域に広げます。

緑化副読本「みどりとわたしたち」

小学生を対象に、みどりの重要性や役割、現状などを知らせるために緑化副読本を作成しています。



▲緑化副読本「みどりとわたしたち」



▲早春の野鳥観察の様子

みどりの良いところを知ってもらって
もっとみどりを好きになってほしい





III-1-2 みどりの情報発信の充実、イベントの開催〈拡充〉

みどりに関する情報の発信やイベントの開催を行い、みどりの普及・啓発を図ります。

区取組

- ・「みどりの新聞」やまち歩きマップ等を通じて、みどりに関する情報を発信します。
- ・みどりに関する情報を区政情報ダッシュボード「すぎなみデータラウンジ」や、広報紙・区ホームページ、SNS等により周知します。
- ・新緑の時期に合わせた「みどりのイベント」や、樹木への感謝を込めた「落ち葉感謝祭」など、テーマに応じたイベント等を開催し、みどりへの関心を高めます。
- ・みどりのボランティア等との協働でイベントを開催します。

区民等の関わり方（例）

- ・みどりに関する情報紙などにより、みどりへの理解や興味を高めます。
- ・みどりに関するイベント等に参加します。
- ・みどりに関する情報を地域に発信します。



▲みどりの新聞「みどりとひと」



▲木の輪ペンダントづくり（みどりのイベント）



みどりに関する情報を収集したり、イベントに参加したりしてみよう！

みどりの新聞「みどりとひと」

地域の魅力や取組を多くの方に届けるため、内容の企画から取材、編集までボランティアの方と一緒に取り組んでいます。

（区ホームページでもご覧になれます）



▲みどりの新聞の取材風景

■具体的な取組

Ⅲ-1-3 みどりの相談所の運営〈拡充〉

みどりに関する知識を深め、身近な緑化活動に取り組めるよう、「みどりの相談窓口」を設けています。専門知識を持った相談員によるみどりに関する相談や、植物全般をはじめ園芸・生きものに関する約 1,500 冊の蔵書がある図書コーナーを通じて、みどりに関する学びを支援します。

また、区民がみどりに関する相談を気軽にできるよう、みどりに詳しいボランティア等を紹介するなど、区民の自発的な緑化活動を促進します。

区取組

- ・みどりの相談所の運営により、区民からの相談に応じるなど、区民のみどりに関する学びや活動を支援します。
- ・みどりの相談所をボランティア活動の拠点、情報交換の場としても活用できるよう、相談所機能の拡充を検討します。

区民等の関わり方（例）

- ・植物の育て方など、みどりに関して気になることや分からないことについて、みどりの相談所へ相談します。
- ・みどりに関する相談や学びを通じて、植物や自然環境への理解を深め、みどりへの関心を高めます。



▲みどりの相談所（塚山公園）

Ⅲ-1-4 みどりの顕彰の実施〈継続〉

後世にのこすみどりを守り育てている人や、みどりの創出に貢献している人など、その保全・緑化活動に対して表彰し、みどりの保全・創出につなげます。

区取組

- ・みどりの保全・創出に関する顕彰を実施します。
- ・顕彰を通じて、みどりの保全・創出に対する機運を醸成します。
- ・顕彰を通じて、みどりの保全・創出に関するボランティア活動などへの参加を促進します。

区民等の関わり方（例）

- ・みどりの保全・創出等に関する顕彰応募などに参加します。
- ・表彰された場所や人、活動などの支援・応援することで、みどりの保全・創出を後押しします。
- ・表彰された場所や人、活動などにボランティア等として参加し、地域のみどりを守り育てる取組に関わります。

【これまでの顕彰例】



▲後世にのこしたい杉並の屋敷林表彰地



▲みんなで楽しめる杉並のみどり大賞



これまで「後世にのこしたい杉並の屋敷林」「みどりの活動賞」などの顕彰が行われたよ！



III-1-5 みどりに関する調査・研究〈拡充〉

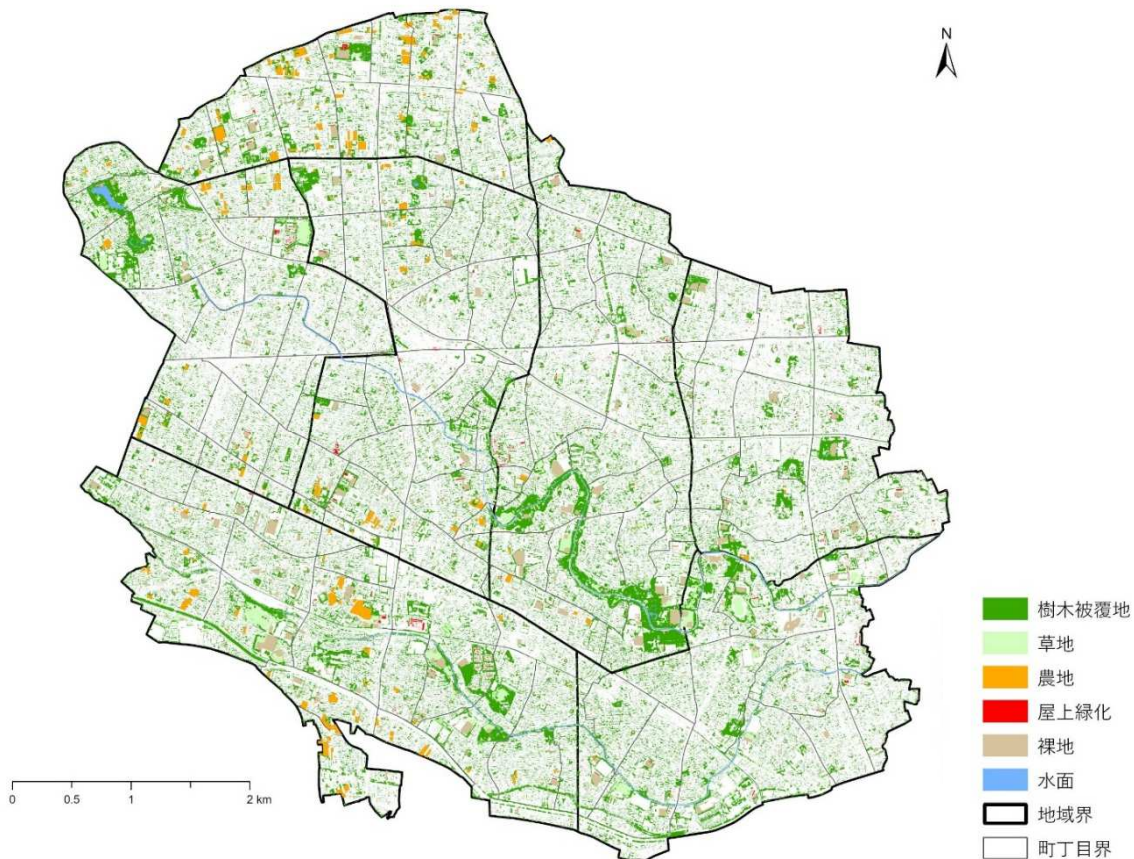
約5年ごとに区内のみどりの状況を把握する調査を実施するとともに、自然環境の現況を把握する調査を実施します。

区の実施

- ・約5年ごとに区内の緑被の状況など、みどりの実態を把握する調査を実施します。
- ・自然環境の現況を把握するため、自然環境調査を実施します。
- ・国内外の先進的な事例などの調査・研究を行い、みどりの保全・創出等に効果的なみどりの取組を検討します。
- ・都市環境の改善を図るため、樹冠被覆率*や緑視率など、みどりの量・質の評価やその表し方などについて、積極的に研究します。

区民等の関わり方（例）

- ・区の実施する各種調査を理解し、協力します。
- ・みどりの実態調査や自然環境調査に寄与する情報提供を行います。
- ・調査結果を閲覧し、身近なみどりや動植物について学び、関心を深めます。



▲緑被地等分布図

(令和4年度(2022年度)みどりの実態調査)



航空写真を基に作成しているよ！
みどりに覆われている部分が増えるといいな！

■具体的な取組

Ⅲ-2-1 みどりのボランティア活動への支援〈継続〉

公園の花壇づくりや市民緑地（いこいの森）での剪定など、区民等に良好なみどりの環境を提供するため、みどりに関するボランティア活動を行う区民等に対して支援を行います。

区取組

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に対して資材提供などの支援を行うことで、区とボランティア団体が協働して公園やみどりの維持管理に携わっていきます。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等を広報紙・区ホームページ、SNS等で周知し、新たな団体の立ち上げや新規会員の獲得を目指します。

区民等の関わり方（例）

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に参加することで、みどりに関する知識や技術を学び、みどりへの関心を高めます。



▲ボランティアによる花壇づくりの様子

Ⅲ-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進〈拡充〉

みどりに関する活動の輪を広げるため、主体的にみどりの保全や普及啓発を行っている認定ボランティア団体等の活動を紹介しながら、様々なみどりの取組に関する主体形成を促進します。

区取組

- ・認定ボランティア団体等の活動をボランティアニュースや区ホームページ、SNS等でPRし、活動内容の周知を図ります。また、みどりに関する取組主体の形成を促すために、すぎなみボイス*やすぎなみプラス*等のデジタルツールを活用します。
- ・認定ボランティア団体とみどりに関する活動に参加したい区民とのマッチングを促進します。
- ・区民等との対話（ワークショップ等）を通じて、みどりに関する取組主体の形成を促進します。

区民等の関わり方（例）

- ・主体的に活動している認定ボランティア団体の情報を収集し、みどりへの関心を深めます。
- ・ボランティア活動等に参加することで、地域のみどりに関する取組に貢献します。



▲炭焼き体験会

認定ボランティア団体（すぎなみ炭焼き塾くろすけ）の活動風景



III-2-3 みどりの基金の運用〈継続〉

区内のみどりの保全や緑化を推進するため、杉並区みどりの基金を運用します。寄附の成果が分かりやすい事業へ基金を充当することによって、基金の運用の活性化を図ります。

区の実施

- ・みどりの基金への理解と関心を高めるため、パンフレットやイベントなどを通じてPRを行います。
- ・みどりの効果や重要性を伝えるイベント等を通じて寄附を募ります。
- ・みどりの保全や創出、区を代表する公園整備等のため、基金の活用用途について区民に分かりやすくお知らせし、更なる寄附を募ります。

区民等の関わり方（例）

- ・区内のみどりの保全や創出、区を代表する公園整備等のため、みどりの基金へ寄附します。



▲荻外荘公園（復原・整備の一部にみどりの基金を活用）



みどりの基金に協力して、すぎなみのまちをもっとみどりでいっぱいにしよう！



▲善福寺川緑地

第5章 実現に向けて

5-1 区民・事業者・行政の役割

取組の推進体制と主体の役割

計画の進行管理

5-2 協働により実現するみどりのイメージ

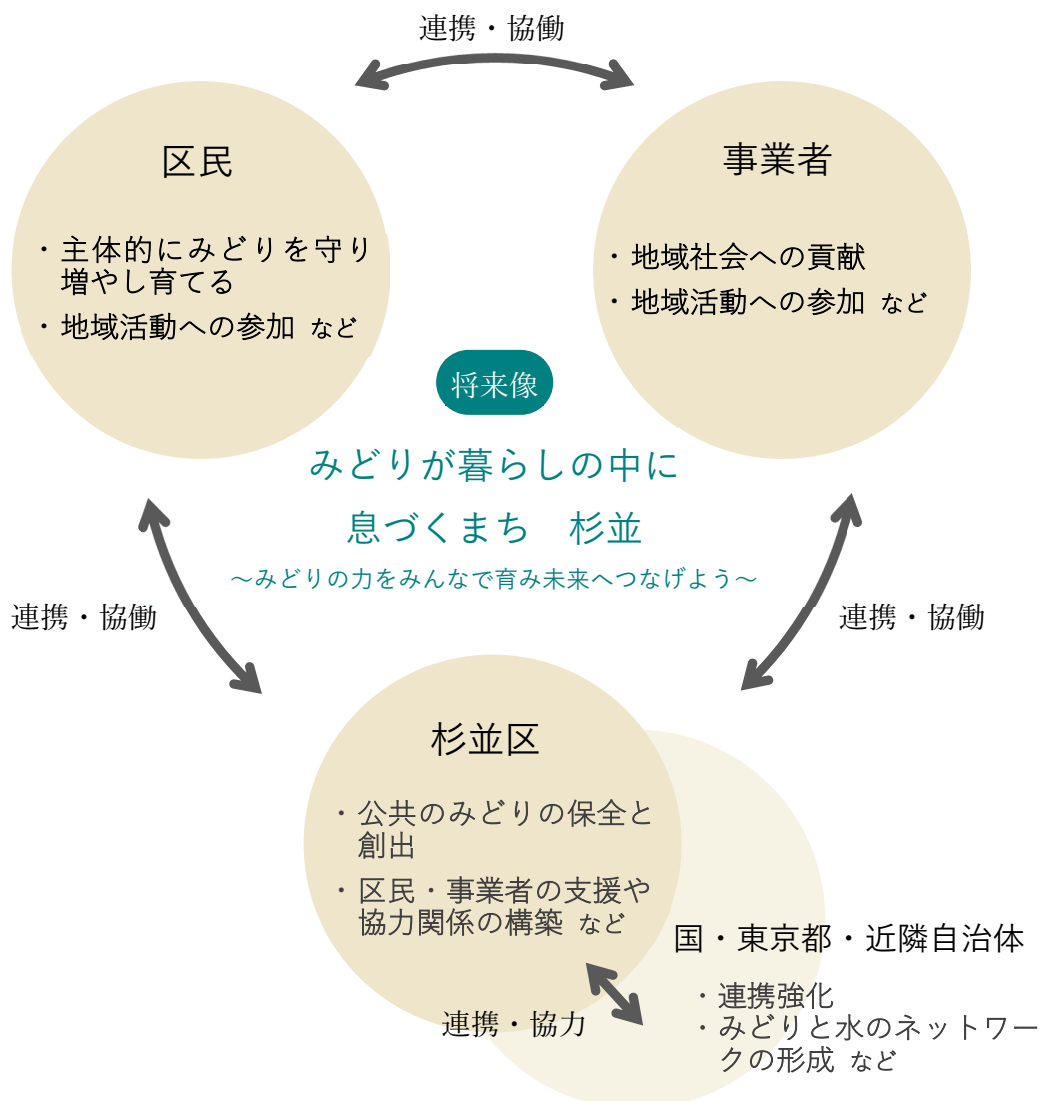
「住宅街」「商店街」「屋敷林・農地」「公園」

「学校」「河川」「道路」のみどり

5-1 区民・事業者・行政の役割

取組の推進体制と主体の役割

本計画は、区民（町会・自治会、商店会、地域活動団体等を含む。）、事業者（教育機関、研究機関等を含む。）、行政（杉並区以外の国・東京都・近隣自治体等を含む。）などの多様な主体が、それぞれの役割を認識し、連携・協働しながら進めます。各主体が相互に補完し合い、みどりの保全・創出を着実に進めることで、持続可能で魅力あるまちづくりを実現します。



[区民]

- ・ 地域のみどりに目を向け、みどりの大切さを理解します。
- ・ 自宅周辺や地域のみどりを守り、育て、増やす活動に積極的に関わります。
- ・ 地域のみどりに関する活動に参加することで、地域住民とのつながりを深め、活動を通じてみどりへの関心を高めます。
- ・ 地域活動団体同士が連携し、協力体制を築き、情報を共有することで、より効果的なみどりの取組を展開します。

[事業者]

- ・ 区の施策と深く関わる主体であるため、本計画の趣旨を理解した上で、区と連携しながらみどりに関する取組を実践します。
- ・ 区民や地域活動団体等と連携し、みどりに関する活動の支援や実践を通じて、地域のみどりの保全、創出などの取組に貢献します。
- ・ みどりに関する環境教育を通じて、次世代の担い手及び活動を支援する人材を育成します。
- ・ 教育・研究の立場から本計画の趣旨を理解し、みどりの取組に関与することで、計画の実効性を高めます。

[杉並区]

- ・ 区は、庁内の連携のもと、公園・街路樹・公共施設などのみどりを保全、創出し、本計画を推進する主体の中心として、積極的に取組を進めます。
- ・ 区民、地域活動団体、事業者などによるみどりに関する取組を支援し、様々な主体を結びつける役割を果たすことで、関係者間の相互理解と協力関係を築きます。
- ・ 国・東京都・関係自治体との情報共有や協議を通じて、みどりに関する連携を強化し、みどりと水のネットワークの形成を図ります。

[国・東京都・近隣自治体]

- ・ 区との情報共有や協働を通じて、みどりの保全・創出に関する取組を広域的に推進します。
- ・ 国・東京都・近隣自治体が管理する公園・道路などの施設や空間について、区と連携してみどりと水のネットワークの形成を推進します。

計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル及びOODA（ウーダ）ループにより行います。

みどりの施策には、中長期的な視点が欠かせないため、事業の継続的な改善に取り組めます。

- [Plan（計画）] 多様な主体の意見を取り入れながら区が計画を立案・改定
- [Do（実行）] 多様な主体が連携しながら取組を実施
- [Check（評価）] みどりの実態調査等により進捗状況や成果を点検・評価
- [Action（改善）] 多様な主体と連携しながら計画内容や取組の見直しを実施

加えて、気候変動による猛暑・豪雨への対応や、社会状況の変化による物価高騰への対応、利用者ニーズの変化による公園管理のあり方などは、短期的にもスピード感をもって対応していきます。

- [Observe（観察）] 状況や環境の変化を客観的に把握
- [Orient（状況判断）] 観察した情報を基に状況を判断
- [Decide（決定）] 具体的な行動方針を決定
- [Act（行動）] 決定した行動を実行



PDCA サイクル

- [中長期的な施策の改善]
- ・屋敷林や農地の保全施策
- ・公園施設の改修
- ・環境学習 など



OODA ループ

- [短期的な施策の改善]
- ・公園利用ルール
- ・公園施設の維持管理 など

5-2 協働により実現するみどりのイメージ

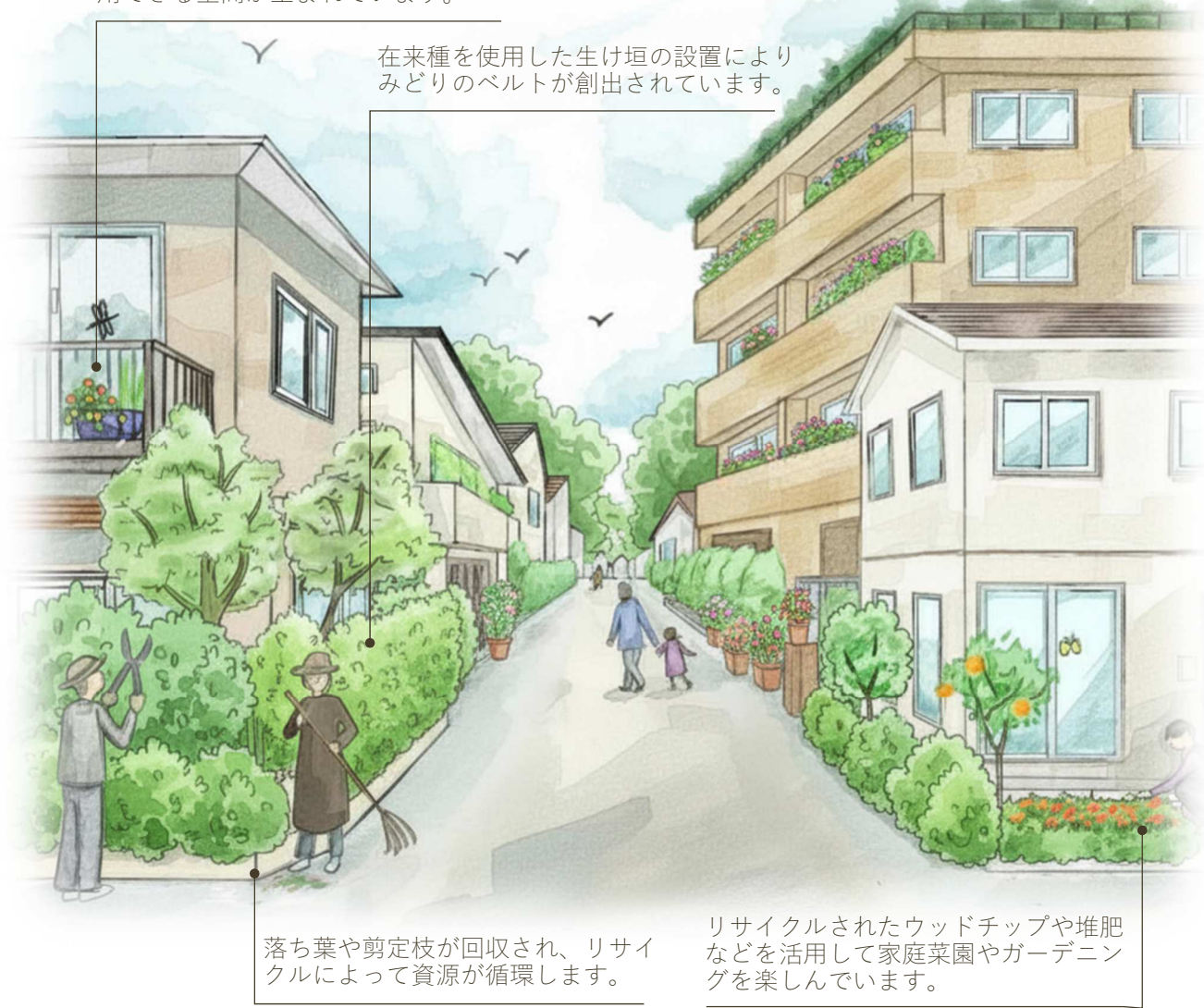
区民、事業者、行政との協働によるみどりの取組で、実現するまちのイメージを、「住宅街」「商店街」「屋敷林・農地」「公園」「学校」「河川」「道路」に分けて共有します。

[住宅街のみどり]

生け垣や花壇など身近なみどりの創出によって住宅街が魅力的なまちとなり、歩いて楽しい散歩道が作り出されています。また、それぞれの緑化は、雨水の浸透や水循環の改善にも役立っています。

各家庭では、ガーデニングや家庭菜園を楽しんだり、落ち葉をリサイクルしたりと、世代を超えた活動が盛んです。みんなで協力しながら、みどり豊かな住環境を育て、守っています。

みどりがあることで、生きものが利用できる空間が生まれています。



[商店街のみどり]

商店街では、壁や屋上をみどりで彩ったカフェで、みんながゆったりとくつろいでいます。

お店の軒先には、季節の花が咲き、歩くだけで楽しくなるような散歩道が広がっています。

そんな「また来たくなる」みどりいっぱいの商店街が、たくさんあります。

駐車場の緑化や、地域に昔からある植物（在来種）を使った植栽、雨水を活かした「雨庭」など、環境にやさしい工夫も進んでいます。

区と商店街の事業者等が力を合わせたこれらの取組により、生きものや水循環にも配慮した、心地よいみどりの空間づくりが商店街全体に広がっています。

周辺の建物やみどりと調和した色彩やデザインの建物にすることで、一体感のある魅力的なまちなみが形成されています。

小さなスペースにもみどりを設置することで、うるおいのあるまちなみが形成されています。



接道部を緑化することでまちなみのみどりが豊かになります。

[屋敷林・農地のみどり]

屋敷林では、ボランティアの方々が剪定や落ち葉掃きを行うなど、みんなが協力しながら、武蔵野らしい原風景を守っています。こうした貴重なみどりは、「いこいの森」（市民緑地契約制度）の利用やボランティアなどの保全活動を通じてのふれあい、区民農園での農業体験、農業祭での地元野菜の販売購入（地産地消）などに関わることで、その大切さが、次の世代へと受け継がれています。

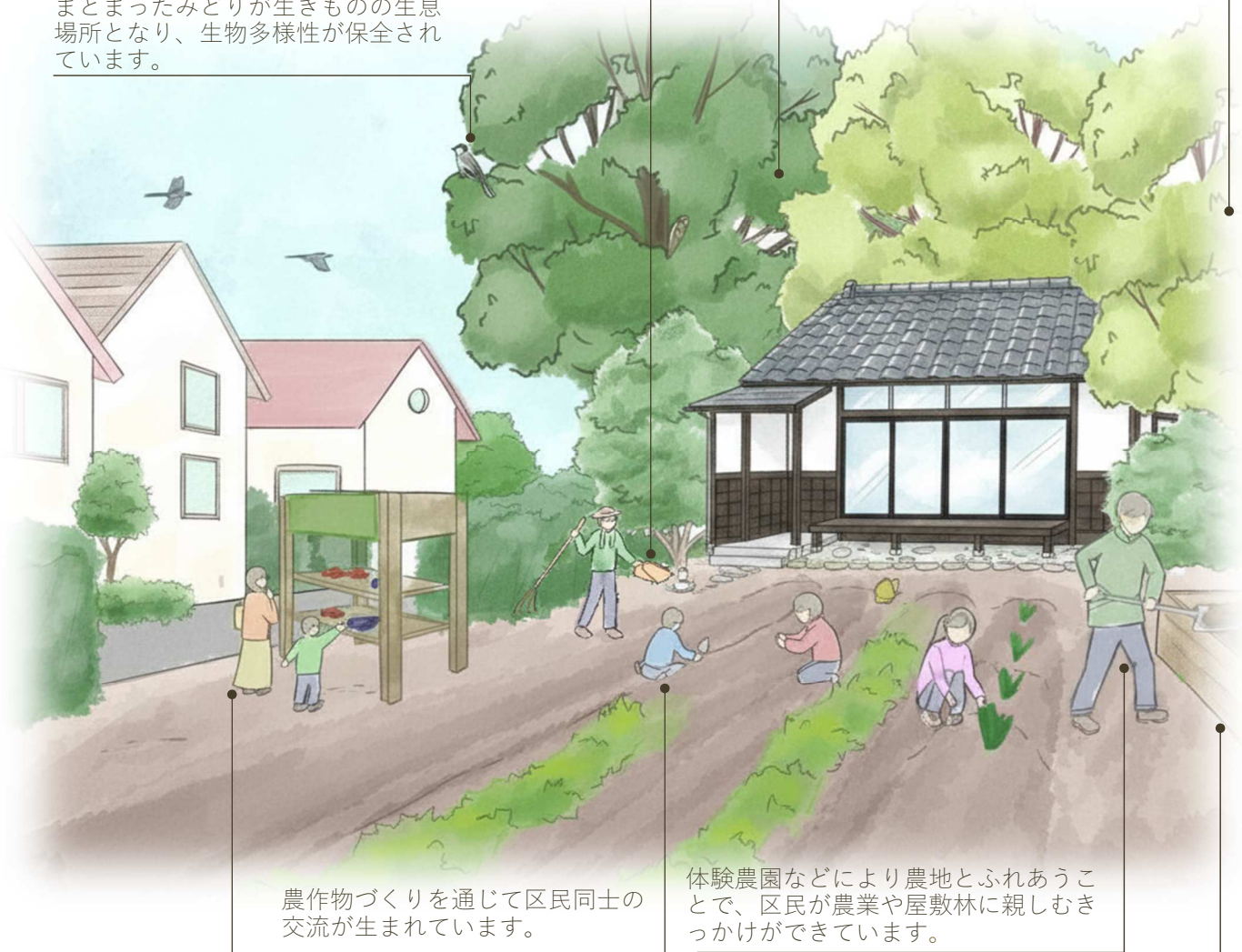
みんなに関わりながら、地域の自然を守り育てていく、そんなあたたかいつながりが、屋敷林や農地のみどりを支えています。

保護樹林として登録され、まとまったみどりが守られています。

屋敷林・農地の大切さをボランティアなどの保全活動を通じてPRし、屋敷林の景観が守られています。

まとまったみどりを保全することで夏場の木陰をつくり人々や地域に涼しさを提供しています。

まとまったみどりが生きものの生息場所となり、生物多様性が保全されています。



農作物づくりを通じて区民同士の交流が生まれています。

体験農園などにより農地とふれあうことで、区民が農業や屋敷林に親しむきっかけができています。

地域で育てられた作物を地域で消費することで、区民が地域の農地に関心を持つ機会が生まれています。

落ち葉や刈り取った草を腐葉土・堆肥として活用し、みどりのリサイクルが行われています。

[公園のみどり]

公園では、ボランティア団体や区民の皆さんが、みどりの維持管理に参加しています。

こうした活動により、世代を超えての交流や憩いの場が育まれています。また、公園の整備では、説明会やオープンハウス型の懇談会への区民の参加により、区民の声を聞きながら公園づくりが進んでいます。

ビオトープなどのグリーンインフラを活かした環境学習や地域でのイベントなどが行われ、区民のニーズに合わせた公園の使い方が広がっています。公園は、みどりを楽しむだけでなく、地域のつながりを育てる大切な場となっています。

ビオトープや池などにより生きものの生息場所や移動経路が確保されています。

広い空間があることで子どもたちが遊ぶ場所やコミュニティ創出の場所が生まれています。

大きな木があることで、木陰で人や野鳥が休憩できます。



花壇で花を育てることで、季節を感じられる場所になっています。

ベンチや遊具などの公園施設や樹木が安全な状態に保たれ、区民が安心して利用できる公園になっています。

公園の一面に雨庭をつくり雨水浸透の促進が図られています。

[学校のみどり]

学校では、地域活動団体等と協力して、ビオトープでの生きもの観察など、自然を活かした環境学習が行われ、地域課題に自然の力を取り入れる「グリーンインフラ」の活用を通じて、子どもたちはみどりの大切さを体感しています。また、「落ち葉感謝祭」や「炭焼き体験会」などのイベントへ参加することで、地域の人たちと一緒にみどりについて学び交流しています。

子どもたちと地域のボランティアの方々がつながることで、学校は地域と次世代をつなぐ、みどりの学びの場となっています。

敷地内を緑化することで、周辺のみどりにつながるのあるみどりが創出されています。

屋上緑化や緑のカーテンを設置することで、冷房だけに頼らない暑熱対策がされています。

ビオトープを通じて環境について学び、地域の方々と子どもたちの交流が生まれています。

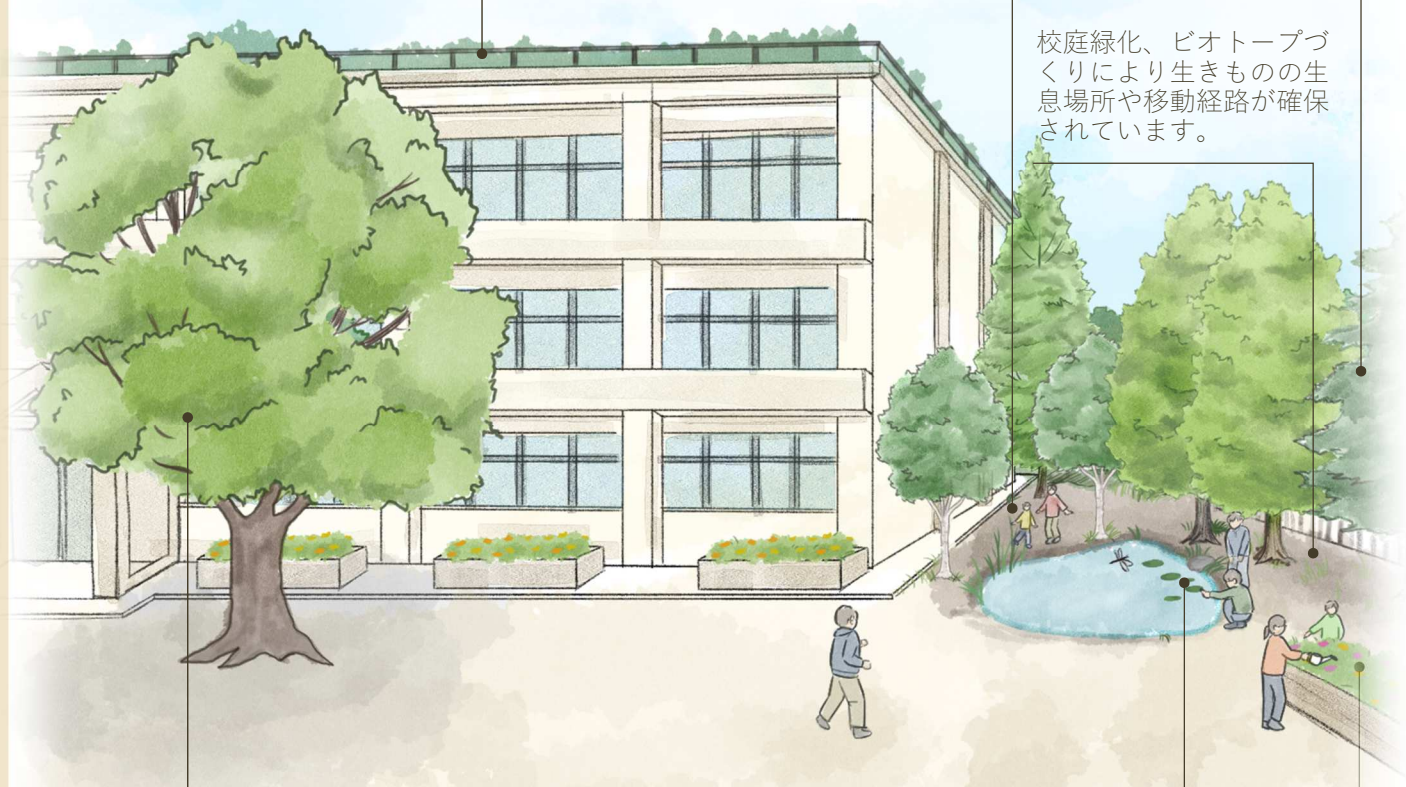
校庭緑化、ビオトープづくりにより生きものの生息場所や移動経路が確保されています。

ビオトープを設置することで、子どもたちがみどりや生きものに触れ、学ぶ機会が生まれています。

シンボルツリーや大きな木を植えることで木陰が確保されています。

花壇で花を育てることで、子どもたちがみどりに親しみふれあえる機会が生まれています。

雨水が浸透、貯留されています。



[河川のみどり]

東京都や近隣の自治体と協力して、河川改修事業により整備された親水施設や護岸の緑化を進め、自然に近い水辺の空間を創出するとともに、区内の湧水を守る取組が行われています。

また、地域の方々やボランティア団体による清掃活動や外来種の駆除などを通じて、生態系が保全され、多様な生きものが棲む水辺環境を守り、次の世代へと引き継がれています。

みんなで関わりながら、水とみどりが調和する、心地よい河川空間を育んでいます。

河川沿いを散歩したりジョギングしたりすることで、みどりとふれあいながら健康づくりが行われています。

護岸が緑化されることで、生きものが生息できる環境が創出されています。

ゆとりのある空間があることで、区民の憩いの場が創出されています。

水鳥の棲む水辺空間を創出し、生きものとの共生を学ぶ機会ができています。

河川沿いを緑化することで、みどりのベルトづくりの形成が図られています。

河川の清掃活動を通じて多様な生きものの生息環境や、美しい河川の景観が守られています。

[道路のみどり]

街路樹や植栽帯が彩る道路では、四季を感じながら、木陰のある心地よい歩行空間が形成されています。歩いているだけで気持ちがやわらぐ、そんなみどりあふれる道を、みんなで一緒に育て守っています。あわせて、安全で安心して歩ける歩行空間を確保できるよう適切な維持管理をしています。

みどりがあることで、まちの景色が美しく、環境にもやさしい歩く楽しみが広がる道路空間となっています。

街路樹などの緑化により生きものの生息場所や移動経路となり、生物多様性の保全が図られています。

街路樹は剪定等の適正な維持管理により歩車ともに安全で通行しやすい通りとなっています。

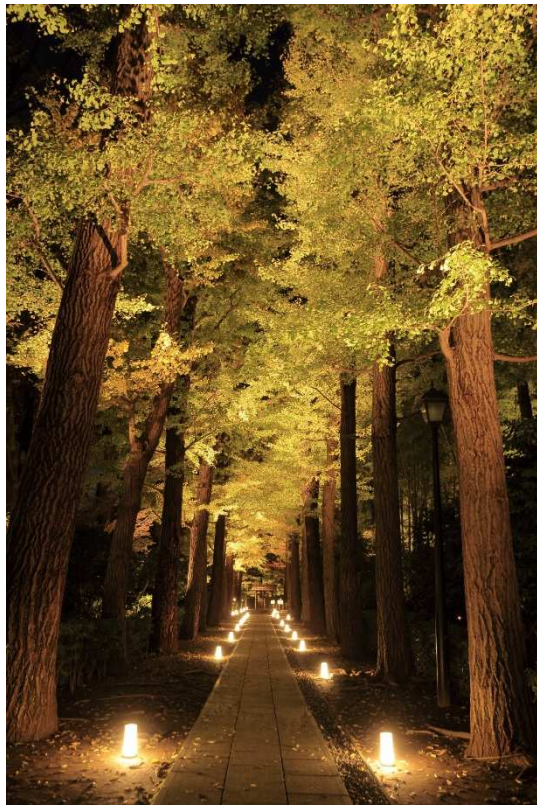
街路樹があることで木陰が生まれ、人々が快適に歩きやすい道になっています。

道路沿いを緑化することで、みどりのベルトづくりの形成が図られています。

植栽帯を作ることで、雨水が浸透されています。

店先の小さなスペースにもみどりを設置することで、うるおいのある道路空間が形成されています。

区民自らまちのみどりに関心を持ち、異常があれば報告することで、樹木が健全に保たれています。



▲大田黒公園ライトアップ